

各版對照

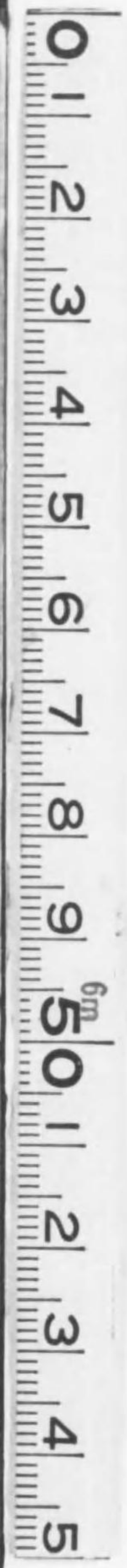
マルサス 人口論 IV

吉田秀夫譯

334.1
Ma39
2a

X
複写

古典經濟學叢書



始



334.1

MA 39-2a

(4)

T・R・マルサス著
吉田秀夫譯

各版
對照
人口論
IV

古典經濟學叢書

春秋社版



U 342

マルサス人口論Ⅳ 目次

第四篇

人口原理より起る害悪の除去又は緩和に関する吾々の
將來の展望に就いて

第一章	道德的抑制及びこの徳を行うべき吾々の義務に就いて	五
第二章	道德的抑制の普及が社會に及ぼす影響に就いて	一九
第三章	貧民の境遇を改善する唯一の有效な方法に就いて	三
第四章	この方法に對する反對論を考察す	四
第五章	反對の方法を實行せる結果に就いて	四九
第六章	貧困の主要原因に関する知識が市民的自由に及ぼす影響	六一
第七章	同じ問題の續き	七
第八章	貧民法の漸次的廢止案を提唱す	八三
第九章	人口に関する通説を是正する方法に就いて	九

目次

目次

第十章 吾々の慈善の指導に就いて……………二二

第十一章 貧民の境遇を改善する各種の案を考察す……………二三

第十二章 同じ問題の續き……………二四

第十三章 この問題に關する一般的原理の必要に就いて……………二五

第十四章 社會の將來の改良に關する吾々の合理的期待に就いて……………二九

附 録……………二七

各版譯文對照表

〔完〕

各版對照
マルサス
人・口
論
IV

第四篇

人口原理より起る害惡の除去
又は緩和に關する吾々の將來
の展望に就いて



第一章

道徳的抑制及びこの徳を行ふべき吾々の義務に就いて (譯註)

〔譯註〕本篇の諸章は、特別な斷りのない限り、大體第二版から現われたものである。但し本章は、第一版第十一章を前に置いて書いたものと思われる。蓋し單に内容上の近接があるばかりでなく、また用語そのもの一致すら諸所に見られるから。

吾々が觀察した各社會の實情では、人口の自然的増加は不斷に強力に妨げられて來てゐることがわかり、また如何なる政治形態の改善も、移住の計畫も、慈善的制度も、國民の勤勞の増加又は指導も、何らかの形に於ける人口に對する大きな妨げの不斷の作用を防止し得ないことは明かと思われれるから、従つて吾々は不可避的な自然の法則としてこれに服さなければならぬということになり、殘る唯一の研究は、如何にすればそれが伴う人類社會の道徳と幸福とに對する害を最小ならしめ得るか、ということになる。

同一の又は異なる國に存在する人口に對する一切の直接的妨げ(譯註)は、道徳的抑制、罪惡、及び窮乏の何れかとする事が出来るように思われる。そして吾々の選擇が唯この三者について行われ

第四篇 第一章 道徳的抑制及びこの徳を行ふべき吾々の義務に就いて

るべきであるとするならば、その何れを取るのが最も望ましいかに関しては吾々は久しく遲疑することは出来ないのである。

〔譯註〕『一切の直接的妨げ』なる語は第三版から現われたものであり、第二版では單に『各種の妨げ』とあつた。

本書の第一版で、私は、自然の法則から云つて、人口に對する或る妨げは必ず存在しなければならぬことがわかつたのであるから、この妨げが、實際の缺乏や疾病から生ずるよりも、家族の養育に伴う困難の豫見と從屬的貧困に對する恐怖から生じた方がよいのだ、と述べた。この考えはこれをさらに押し進めることが出来るであろう。そして私は、疑いもなく野蠻時代に發生し、そしてこれを支持するを有利とすると考えられる凡ゆる一部社會によつて存續、流布された、人口に關する通説のために、吾々はこの問題に關する理性と自然の明瞭な命に耳を傾けることを妨げられて來てゐる、と考えざるを得ない。

自然的及び道徳的の害惡は、吾々人類に適せず従つて吾々の幸福を害すべき行爲を避けるように吾々に教える、神の手段であるように思われる。飲食も過度に至れば健康は損われ、激怒に身を委ねれば後悔の基となる行爲を滅多に犯さずには濟まず、餘りに急速に増殖すれば貧困と傳染病で慘めに死ぬこととなる。これら一切の場合に於いて自然の法則は類似齊一である。それは吾々に、か

かる衝動に従い過ぎたので、等しく留意しなければならぬ或る他の法則を侵害したことを、指示するものである。満腹により感ずる不安の念や、憤怒により自他に招來する損害や、貧困に近づくにつれ吾々が蒙る不便は、すべて、かかる衝動をもつとよく規制するようにという吾々への教えであり、そして若しこの教えを聽かなければ、吾々は當然その罰を受け、吾々の苦痛は他人への警告となる（譯註）。

〔譯註〕このバラグラフに就いては第一版第十一章（本譯書では第三分冊、第三篇第二章の末尾に收載）の二番目のバラグラフを参照。

人類は從來急速に過ぎる増加の結果に對して不注意であつたので、かかる結果とそれをもたらした行爲とは、他の場合のように直接に且つ強力に關連してゐるものではない、と考えられるに違ひない。しかし特定の結果に關する知識がおそくまで得られなかつたからといつて、その結果の性質は變るものではなく、また吾々の行爲の規範がわかり次第にこれに従つて行爲すべきであるという吾々の義務が變るものでもない。他の多くの場合に於いても、長い苦い經驗を経て後漸く人間の幸福にとり最も好都合な行爲が人間の注意を要求することとなつたのである。榮養の目的と嗜好の満足に最も適する食物とその調理法、各種の疾病の處置と治療、低濕地の人體に及ぼす惡影響、最も便利快適な衣服の發明、優良な家屋の建築、及び文明生活を飾る一切の利點と廣汎な享樂は、一舉

第四篇 第一章 道徳的抑制及びこの徳を行ふべき吾々の義務に就いて

に人間の注意に上つたものではなく、経験と再三の失敗の教訓とによつて徐々として晩成した結果に過ぎなかつたのである。

疾病は一般に不可避的な天譴と考えられて來たが、しかし恐らくその多くは、吾々が或る自然の法則を犯したことを示す指示と考えた方が、適切であらう。コンスタンチノウブルその他の東方都市の疫病は、住民に對するこの種の不斷の教訓である。人間の體軀はかかる不潔と無感覺との状態に堪え得ないものであり、そして汚穢と赤貧と怠惰とは幸福と徳性に對し極めて不利なものであるから、かかる状態が、自然の法則によつて、他人がその轍をふむのをさけるための警標として、疾病と死亡を生ずるのは、慈悲深い天の配劑と思われる。

一六六六年までのロンドンの疫病の流行は、吾々の祖先の行爲に對して適當な作用を及ぼし、そして汚物の除去、下水の建設、街路の擴張、及び家屋の間敷と通風の増加改善は、この恐るべき疾病を横絶し、住民の健康と幸福を大いに増加することとなつた。

傳染病の歴史を見ると、食物が粗悪で不十分であり小さな不潔な家屋に群居している貧民が主たる犠牲者であることは、殆んどいつでも見られるところである。吾々が生活資料に對して過度に急速な増加をするために社會の大部分がかかる惨めな生活をしなければならなくなるならば、これは吾々が自然の法則の一つを犯したためなのであるということをして、自然が吾々に示す、これ以外の方

法があり得ようか。自然は、節度なき飲食が不健康を伴うことを、この欲望に過度にふければ、それが一時的には如何に愉快であつても、それは終には不幸を生ずべきことを、宣告すると全く同様に、この法則を宣告したのである。満腹が人體に有害であるということは、かかる結果を伴わぬ飲食がそれによいものであるということと同様に、一つの自然法則なのである。

吾々の自然的情欲の衝動に黙従すれば、最も野蠻な最も致命的な亂行に陥るであらう。而も吾々は、これら一切の情欲は吾々人類に極めて必要なものであり、従つてこれを弱めたり減少させたりすれば必ず吾々の幸福は害されると信すべき、最も強い理由がある。吾々の欲望のうち最も力強く普遍的なものは、食物の欲望、及び衣服や家屋等の如き餓えと寒さの苦痛から免れるために直接必要な物に對する欲望である。これらの欲望が、文明生活の多數の改良と利益との基たる活動の大部分を動かす動因であり、そしてこれらの事物の追求とこれらの欲望の満足とが、文明非文明を問はず人類の大半のものの主たる幸福をなすものであり、且つ他の一半のより精緻な享樂にとり必要不可欠なものであることは、萬人の認めるところである。吾々はすべて、これらの欲望が一定の方法で指導される場合に、それから測り知れぬ利益を得るものであることを、知つてゐるが、しかし又、それがこのように指導されない場合には、それから非常な害悪が生じ、かくて社會が不正常的な欲望充足と考へるものに對し極めて嚴重な處罰を加へるものであることも、同様に知つてゐる。而も欲

望は何れの場合に於いても等しく自然的であり、抽象的に考えれば等しく道徳的である。他人の戸棚から一塊のパンを取つて食欲を充たす餓えた人間の行爲は、自分のパンで食欲を充たす人間の行爲とは、その結果による外に、如何なる點に於いても區別することは出来ない。この結果を考えて見ると、吾々は人が他人の所有するパンで自然的欲望を充たすのを阻止しない限りパンの数が一般的に減少することを、間違ひなく確信することが出来る。この経験が、財産に關する法律の基礎であり、他の點では全く同一の欲望の充足行爲に善惡を區別する基礎なのである。

若しかかる欲望の充足から生ずる快樂が普くその程度を減ずるならば、財産の侵害はその數を減ずるであろう。しかしこの利益は、享樂の源泉が狹隘になることにより大いに相殺されて餘りあるであろう。人類の欲望充足に寄與する一切の生産物の量の減少は、割合に、盜難の減少より遙かに大きく、そして一方に於ける一般的幸福の喪失は他方に於ける幸福の獲得よりも比較にならぬほど大きいであろう。人類の最大部分の不斷の激しい勞苦を考へるときには、おいしい食事や楽しい夕の爐邊が、日中の勞働と辛苦に興味と元氣を興えるに足るほどの刺戟でないとなれば、人類の幸福の源泉は殘酷にも減少するであろうという感に、打たれざるを得ないのである。

食欲に次いで、吾々の欲望のうちで最も有力な一般的なもの、廣義に於ける兩性間の情欲である。この情欲によつて人生に擴充される幸福については、これを知らないものは殆んどない。友

情によつて高められた有徳の戀愛は、特に人性に適合し、靈的同情心を最も有力に覺醒することとなり、最も適當な満足を生ずるところの、感覺的享樂と智的享樂との混合物であるように思われる。有徳の戀愛の眞の歡びを一度経験したものは、その智的快樂が如何に大であろうとも、恐らく必ずやこの時期を、一生涯の輝かしい時代として振り返り、その最高の追憶の心を走らせ、最大の愛惜の情を以てこれに思いをはせ、もう一度それを繰返そうと心から望まぬものは、殆んどないであろう(譯註)。

〔譯註〕このパラグラフには第一版第十一章(この前の譯註参照)の一番目と二番目のパラグラフから書き寫された部分がある。

ゴドウィン氏は、感覺の快樂の明かな劣等性を證示せんがために、『兩性の交渉からその一切の附隨事情を取除いて見よ、そうすればそれは一般に輕蔑すべきものとなる』と云つてゐる。これは丁度、木を賞讃する人に、その擴がつた枝や美しい葉を取除いて見よ、そうすれば裸の棒に何の美が見られるか、と云うようなものである。しかし吾々の賞讃を促すのは、枝や葉のある木であつて、それのない木ではなかつた。愛情を促すものは、女子の『肉體の均齊、快活、艶麗な柔い氣質、愛情に満ちた親切な感情、想像力と機智』であつて、單に女性という性別だけのことではない(譯註)。

〔 Political Justice, vol. i. b. i. c. v. p. 72. 8vo. 〕

第四篇 第一章 道徳的抑制及びこの徳を行ふべき吾々の義務に就いて

〔譯註〕このバラグラフは第一版第十一章（この前の譯註参照）の三番目のバラグラフの一部分を書き下したものである。

両性間の情欲は、その直接の満足を念とするときにのみ、人類の行爲に作用し影響するに過ぎぬと考えるのは、非常に大きな誤りである。或る特定の人生の計畫をたててこれを着實に追求するのは、正當に、最も永續的な幸福の源泉の一つと考えられて來てゐるが、しかし私は、かかる計畫で、この情欲の満足の見込と、それから生ずる子供の養育と密接な關係のないものは、そう多くはないと考へざるを得ない。夕の食事や温かい家や楽しい爐邊も、これを分つべき愛する者を豫定するの
でなければ、その興味の半ばは失うであらう。

吾々はまた、両性間の情欲は、久性を柔げ善良にし、慈悲や憐憫のやさしい感情を發揚させる、最も有力な傾向があると信ずべき、十分の理由がある。蒙昧人の生活に關する記述は、一般に、その情欲が不活潑な民族は、その心性が猙獰凶惡で、殊に女子に對する暴壓慘虐な特徴を有つことを、證明してゐる。若し實際、夫婦の愛情のきずなが著しく弱いならば、蒙昧人に普通見られる如くに、恐らく、男子がその優れた體力を利用して妻を奴隷にするか、または精々のところ、二人寄れば必ず免れない僅かの氣質の相違により全然愛情の疎隔を來たすことになるであらう。そしてこうなれば、子供に對する親たるの慈愛と配慮とは必ず減退し、これは社會の幸福に對し最も致命的な影響

を與えるであらう。

更にまた、この情欲は、これを非常に早く且つ一般的に満足するのが妨げられた場合に、一層強くなり、また溫和、親切、及び殷勤な風儀を生み出すその一般的效果は一層有力になることを注意しなければならぬが、この結論は、色々の國に於ける人性の觀察がこれを保證するのである。凡ゆる衝動が殆んど直ちに充たされる或る南方諸國では、情欲は單なる動物欲に墮し、濫用によつて間もなく弱められ殆んど消滅し、そして品性に及ぼすその影響は極めて限られてゐる。しかし、ヨーロッパ諸國では、婦人は隔離されてゐるわけではないけれども、習慣がこの満足に對し大きな抑制を與えてゐるので、情欲は常に力が増すばかりでなく、その効果の普遍性も有益な傾向も増してあり、そしてその満足が最も少い場合に、屢々品性の形成と改善に當り最大の影響を與えてゐるのである。

然らば、両性間の情欲を、それによつて生ずる親子の愛のきずなも含めて凡ゆる連系と關係から考へるならば、それが人類の幸福の主たる要素の一つであることを、否定しようとするものは殆んどないであらう。而も經驗は、その不正常的な満足により多くの害惡の生ずるものであることを、吾に教える。そして害惡は善に比べれば大したものではないけれども、この情欲の力と普遍性が大であるために、害惡の絶對量は輕微ではあり得ないのである。しかしながら、凡ゆる政府の刑罰の

立て方から見ると、この原因から生ずる害悪は、財産欲の不正常な満足から生ずるものほどには、社会にそれほど大きな直接の危険をもつものでないことは、明かである。しかしこの害悪を最も恐るべきものと考えらるならば、それを減少するために、その原因たる情欲を絶滅したり減退するという高い代償を拂わなければならぬことは、明かである。かかる変化は恐らく、人生を冷酷冷淡な空虚と化し、または蒙昧無残な凶悪の場と化するであろう。

總ての人間情欲の直接間接の結果と總ての一般的自然法則とを注意深く観察すれば、現在の事態に於いて、情欲の何れかを著しく減殺すれば必ず悪の源泉よりは善の源泉を非常に狭めることになる、という結論に、達せざるを得ない。そしてその理由は明白と思われる。情欲は事實上、一切の苦痛と共に一切の快樂の原因なのであり、一切の窮乏と共に一切の幸福の原因なのであり、一切の罪惡と共に一切の徳行の原因なのである。従つて必要なのは減退や絶滅ではなく、調節と指導でなければならぬ。

正しくもペイリーは曰く、「人類の情欲は人類の福祉に必要であるか、またはその幸福に役立たしめ得、且つ事實上多くの場合に於いて役立たしめられたものである。これらの情欲は強力で一般的であり、またそうでなければ、恐らく、その目的に適合しないであろう。しかし、時と場合とを考慮しなければならぬのにその力が強く且つ一般性を有つていたので、その働くがままに放置されなければならぬ。

ば、濫行と誤用となる。この濫行と誤用から、人類の罪惡へこれは疑いもなく多くの窮乏の原因であるが、が生ずるように思われる。これは、罪惡の原理を吾々に示すと共に、また同時に理性と克己心との分野を示すものである。¹⁾

(1) Natural Theology, c. xxvi, p. 547.

従つて理性的存在としての吾々の道徳は、明かに、神が吾々の指導下に置いた一般的材料から、最大量の人類幸福を抜き出すにある。そして自然的衝動は抽象的に見れば善であり、唯その結果によつてのみ區別せらるべきものであるから、これらの結果に嚴重に注意し、これに従つて吾々の行爲を調節するのが、吾々の主たる義務であると考へなければならぬ。

人類の出産性は、或る點では、両性間の情欲とは異なるものであるが、蓋しそれは明かに、情欲の強弱よりも女子の産兒能力に依存するからである。しかしながらそれは、その大きな特徴に於いては、他の一切の自然の法則と正確に同じ法則である。それは強力で一般的であり、明かにこれを著しく減殺すれば必ずその目的に副わなくなるであろう。それから生ずる害悪は、強力且つ一般的という必然の性質に伴うものである。そしてこの害悪は、人類の力と徳とによつて大いに緩和され比較的輕微ならしめることが出来る。吾々は、地に満盈するのが神の目的であると考えざるを得ないが、これは、食物よりも急速に増加する人口の傾向がなければ不可能であることは、私には明かである。

そして、現在の増加法則を以てしては、地球の人口満盈は極めて急速には進まないから、吾々は疑いもなく、この法則はその明かな目的に對して強力には過ぎないと信すべき、若干の理由があるわけである。人口がそれに對する生活資料よりも急速に増加するという強力な普遍的な力がなかつたならば、生活資料の欲望は割合にその効果に於いて限られ、そして人類の能力の改善にかくも必要ない一般的な活動を生じ得なかつたであろう。若しこれら二つの傾向が正確に平衡していれば、人間の周知の怠惰を克服し、彼をして進んで土地の耕作に當らせるに足るほど強力な動機があるうとは、思われぬ。如何に肥沃な大領土の人口も、それが五百萬や五千萬で停止すると同様に、五百や五千でも停止する可能性があろう。従つてかかる平衡は明かに、創造の一大目的を挫折するであろう。そして若し問題が單に程度の問題であり、力がいくらか多いか少いかの問題であるならば、吾々は、最少量の附隨的害悪を以て目的に副うに必要な正確な分量を判断する能力はないものと、云い得よう。現在の事態に於いては、吾々は、數年ならずして荒野を人間で充たすことの出来る大きな力をもつてゐるように思われるが、而もこの力は、事情が異れば、人類の力と徳とによつて、比較的少量の害悪に甘んじれば、どんな狭い限界にもこれを制限することが出来るものである。若しこの場合にだけ、偶然の失敗に對する用意がなく、人類の罪惡または他の一般的法則から生ずる部分的の害悪に處する途がないのであるならば、他の一切の法則との類似は完全に破れてしまふであろう。

この明かな目的を何らの害悪をも伴わずに達するには、各國の事情の變動に應じて變動する、増加の法則の不斷の變化が必要なことは、明かである。しかしその代りに、法則は一定不變であり、それに附隨する害悪は一定の事情の下に於いて人間自身が緩和または除去するにまかせるといふことの方が、常に自然の他の部分との類似をより、全からしめるばかりでなく、また人類精神の形式と進歩により、多く資するものと、信すべき理由がある。この場合人間の義務はその境遇によつて異り、かくて人間はその行爲の結果に對してより、注意するようになり、そしてその能力は明かに、法則が絶えず事情によつて變化するために害悪が除去されるという場合よりも、全幅の發揮が出来、また進歩の機會も多くなるのである。

情欲が極めて容易に抑止され、または私通が便利のために、獨身生活が大したことではなく、少しも辛い状態でなくなつたとすれば、地球を人間で充たすという自然の目的は明かに失敗に歸する虞れがあろう。人口が餘りに急速に増加しないといふことは、人類の幸福にとり最も重要なことであるが、しかし所期の目的は、結婚の欲望が著しく減退するのを許し得ないであろう。子供を養う見込がつくまで結婚しないといふのは明かに各人の義務であるが、しかし同時に、この見込を實現するために自ら努力し、且つより、多くの家族を養う用意をする刺戟を受けるために、その結婚の欲望を減退せしめずに保持することも、希望しなければならぬ。

従つて、人口原理に關して必要なのは、明かに、減退や變更ではなく、調節と指導である。そして若し道徳的抑制が、この原理から生ずる附隨的害悪を回避する唯一の道徳的方法であるならば、これを實行する吾々の義務は、明かに、何れの他の徳行(譯註)を實行する吾々の義務とも同一の根據に立つものである。

〔譯註〕 第二―四版では、このところは「功利の基礎たる何れの他の徳行」とある。

周知の困難を伴う義務の遂行には往々失敗のあることを認めるに吾々は吝かではないが、しかし厳格な義務の一端は吾々はこれを疑い得ない。子供を養い得る十分な見込が出来るまでは結婚しないという義務の遂行は、窮乏を防止する上に最も有力な効果を有つものであり、また若し自然の第一衝動に従い青春期に結婚するのが一般の慣習であるならば、凡ゆる既知の道徳が考へ得る最高度に普及しても、社會を最も悲惨な絶望的な缺乏状態と通常これに伴う一切の疾病と飢饉から救い得ないものであることが證明され得るならば、吾々のこの義務が、道徳學者の注目に値するものであることが、わかるであらう。

第二章 道徳的抑制の普及が社會に及ぼす影響に就いて

人口が生活資料以上に増加せんとする不斷の傾向を有つという學說に同意するのを妨げている主たる理由の一つは、自然の法則によつて生存を許し得ない人間を、自然の法則によつてこの世に送り出すとは、どうしても信じたくないということにある。しかし若し、この法則によつて働かされる吾々の勤勞の一般的活動と指導とに加えて、吾々が更に、それから生ずる附隨的害悪が吾々の注意を不斷に正常な人口に對する妨げたる道徳的抑制に向けていることを、考へるならば、そして若し、自然と理性との光明が吾々に指示し啓示が確證し承認している義務を嚴重に遵守すれば、かかる害悪も避け得ることがわかるならば、この反對論も思うになくなり、神の善意に對する表面の非難はすべて一掃されるであらう。

異教の道徳學者は、徳行を媒介としない限り、地上で幸福は得られないと説いているが、彼らの云う徳行の中で慎慮は第一に位しているものであり、そして或る者に至つては、その中には凡ゆる徳行が含まれるとさえ云つたのである。クリスト教は、吾々の現在と未來との幸福は、吾々をより優

れた享樂の状態に適せしめる傾向ある徳の實行にあるとし、従つて情欲を理性の指導下に置くこと——これは慎慮の全部ではないとしてもその主たる部分である——を特に力説している。

若し、最も賢い昔の學者が自然の法則から演繹し、そしてクリスト教の道德律の中で直接に教示され有力な承認を受けている義務を、嚴格に果すことによつて、各人が幸福に達せんと努めているような社會の姿を、例證のために抽くことを許されるならば、それは今吾々が考へているような社會とは非常に異なる光景を呈するであろう。直接の満足の欲望に促され、結局苦痛を餘計招く虞れのある行爲は、すべて義務の違反と考えられるであろう。従つて、二人の子供を養う所得しかない者は、如何に愛情に促されても、四、五人の子供を養わなければならぬような境遇に自ら入ることはないであろう。この戒慎的な抑制は、若し一般的に採用されるならば、市場に於ける労働の供給を狭めることにより、自然的過程に於いては、間もなく労働の價格を騰貴せしめるであろう。このように欲望の満足を延ばしている間には、唯一人の欲求以上に出ずる所得は貯蓄され、眞面目とか勤勞とか節約とかの習慣が得られ、そのため數年後には、その結果を恐れずに結婚をすることが出来るようになるであろう。豫防的妨げがこのような動きをすれば、人口は絶えず食物の増加の後を追うけれども而も絶えずその限界内に維持されるので、勞賃の騰貴と結婚前の労働者の貯蓄額とは、その量の範圍に比例して必然的に食糧の價格の比例的騰貴を伴わざるを得ない強制的労働價格引上

げや勝手な救濟金とは非常に違つて、一つの眞實價値を與えられるであろう。かくて労働の勞賃は、大家族を適當に養うに足るものとなり、また凡ゆる夫婦は一定額の用意を以て出發するから、一切の赤貧は社會からなくなり、または少くとも、如何なる慎慮も先見も防ぐことの出来ない不運に陥つた少數者に限られることとなるであろう。

青春期と各個人が結婚してもよい時期との間の期間は、假定に従い、嚴格な純潔が守られなければならぬが、蓋し純潔に關する法則を破れば必ず害悪が生ぜざるを得ないからである。子供の出生を妨げる亂交というが如きものの結果は、明らかに美わしい心情を弱め、また著しく婦人の品性を落とすこととなる。そして他の如何なる關係も、不正な術策を使わなければ、結婚と同じく多數の子供を社會に齎らすこととなり、而も社會に負擔となる可能性は結婚の場合よりも遙かに大である。かくの如く考へれば、純潔の徳は、或る人達が想像したように、人爲的社會の強制的産物ではなく、自然と理性とに最も眞實堅固な根據を有つものであり、明かに、人口原理からかくも屢々生ずる罪惡と窮乏とを避ける唯一の道德的手段であることがわかる。

右に假定しているような社會に於いては、兩性の若干は、その生涯の初期に多年の間獨身生活を送らねばならぬかも知れぬ。そしてこれが一般になれば、確かに、その後には遙かにより多數のものに結婚の餘地が出来、従つて全體として一生獨身で暮さねばならぬものの數は減るであろう。早

婚をしないという習慣が一般化し、そして純潔の破棄が男女等しく不名誉なものとされるならば、もつと近い親しい男女の交際が危険を伴わずに行われ得よう。若い二人は、結婚か私通の意思があると直ぐ疑われることなく、親しい交際をすることが出来よう。かくて男女は、相手の氣質を知り、これなくしては結婚が一般に幸福よりも不幸を生むこととなる強い永続的な愛着を作る、遙かによい機会を、與えられるであろう。一生の初期は、戀愛の満足を十分に得るといふわけではないとしても、戀愛がないわけではない。情欲は現在に餘りにも早期の肉欲によつて屢々消滅してしまふが、この場合はこれと異つて、後に至つて一層明るい、純な、牢固たる焰となつて燃え上るように、一時の間抑えられるにすぎない。そして結婚生活の幸福は、單に直接的満足の手段を與えるに過ぎぬのではなく、勤勞と徳行の賞與、純粹な不變の愛着の報償として、期待されるであろう。¹⁾

1) カリイ博士は、その著 *Life of Burns* の序文の中で、蘇格蘭の農民の性格と境遇に就き興味ある觀察を試み、人間性に關する正しい知識を示している。曰く、『社會の幸福と徳性とを評價するに當つて、恐らく唯一つの基準で、兩性間の交渉の状態ほど信頼し得るものはない。これが愛着の熱情を示し、而も行爲が純潔な場合には、婦人の品性と勢力とは上昇し、吾々の不完全の性質も道德的に向上し、そしてこの單一の愛情の源泉から幸福の流は流下し、幾千の細流に分岐して人生を富裕にし潤飾する。兩性間の愛着が肉欲に墮する場合には、子孫も比較的少く、人間は死滅する獸類の状態へと接近するのである。』
Vol. I. p. 18.

戀愛の情熱は品性の形成に當り有力な刺戟であり、そして屢々最も高尚にして寛大な努力を促進する。しかしこれは、愛情が一つの對象に集中される時に限られ、而も一般に十分な満足が種々な困難によつて延期される時に限られる。¹⁾ 實際、心情が最も道德的行爲に向い、また貞操の純潔が男子にとり最も守り易いのは、確にかかせる情熱の感化を蒙つてゐる時である。かくの如くして行われる晩婚は、結婚があまりにも屢々利益のみを目的として行われ夫婦が消耗した肉體とまた一般に消耗した愛情とを以て合する今日の晩婚とは、甚だしく異なるものである。今日の晩婚は實際主として男子に限られるが、彼らの中には、如何に年をとつても、結婚をするといふことになれば、若い妻を選ばないものは殆んどない。財産のない若い婦人が二十五歳を越せば、獨身生活で終ることになりはしないかと考えはじめ、強い愛着を湧き立たせ得る心情をもちながら、一年一年と過ぎる毎に、その愛情の對象を見出す希望が漸次になくなつてゆき、そして世間の愚かな不當な偏見によつて、その地位の不安が大きくなつて行くのを感じるのであるが、これは尤もなことである。若し婦人の一般的結婚年齢がもつと遅ければ、青春と希望との時代はもつと長くなり、そして結局失望するものもつと少くなるであろう。

1) カリイ博士は曰く、蘇格蘭の農民は、『情熱に驅られれば、屢々、スペインの騎士も恥ずるに當らぬほどの敢爲の精神を發揮する』と。Burns' Works, vol. I. p. 16. 2) の種のロマンチックな情熱は、カ博

士によれば、最も賤しい蘇格蘭人も有つ愛情の特徴であり、またより優れた教育を受けて精神的に向上すれば一層醇成されることになるものであり、かくてこれは國民性に對し極めて有力な極めて有益な影響を有つて來たものである。

この種の變化が社會のより、道徳的な一半の人々にとつて極めて明かな利益であることを、吾々は一瞬と雖も疑ふことは出來ない。男子にとつてはこれに耐えるのは非常に困難なものであるとしても、女子は直ちに喜んでこれに賛成するであろう。そして彼らが正當な確信を以て二十七歳乃至二十八歳に結婚し得るものと期待し得るならば、私は、事が自由選擇に委されれば、彼らは明かに、二十五歳で大家族の凡ゆる苦勞をするよりも、この時期まで待つ方を選ぶものと、確信するのである。しかしながら最も適當な結婚年齢は確定し得ないものであり、全く事情と境遇とに依存しなければならぬ。人間の一生の中で兩性の結婚の欲望の最も強い時期は、十七、八歳乃至二十歳である。殆んど理性も先見も見られないような低い状態よりも以上の社會では、常に、かかる早婚傾向は必然的に抑制されるに違いない。そして若し現實の事態に於いて、自然的衝動に對するかかる抑制が不可避的であることがわかるとすれば、現在の社會の現状に於いて家族を養う十分の見込の立つ時期——それが何歳であろうと——を以て、この抑制から解除されるのが、最も合理的でないであろうか。

この説に對しては、道徳的抑制の困難ということが、恐らく異論として出て來るであろう。クリスト敦の權威を認めないものに對しては、私は唯、最も慎重に研究して見ると、この德行は、本來自然の一般的法則から生ずべき、或る害惡を避けるためには、絶対に必要であることがわかる、と云うだけでよい。かかる論者自身の原理によれば、かかる法則と矛盾することなく最大の善を追求するのがその義務なのであり、従つて、この目的に失敗せず、或る自然の指示に部分的に聽從して他の指示を無視したために却つて窮乏を餘計生ずるといふことのないようにするのが、その義務なのである。德行なる途は永久的幸福に導く唯一の途ではあるが、これは登行困難な途であると、異教の道徳論者は常に説いているのである。

クリスト敦徒には、私は、聖書は最も明確に、情欲を理性の範圍内に置くことは吾々の義務であると教えており、そして不可避的に窮乏に終ることを理性が教えるようなやり方で欲望を充たすのは、この法則の明白な違反である、と云いたい。クリスト敦徒たるものは、道徳的抑制の困難を以てそれが彼れの義務であることに對する反對論とすることは出來ない。蓋し聖書の殆んど凡ゆる頁には、人間は抵抗の極度に困難な誘惑にまわり中圍まれていると書いてあり、そして命ぜられた義務で地上と死後との幸福に寄與しないものは一つもないけれども、而もこれに過たず忠實であることが容易なことであると決して書いてないからである。

一般に青春時代には戀愛に對する極めて強力な傾向があるのであつて、この時期に純粹の戀愛と一時的情熱とを區別するのは極度に困難である。道德的抑制が行われるので性質の似たものの交際がより便宜になつたために、男女が若い時代を道德的抑制の裡に送ることになつても、非常な早婚が出来る事情にあるアメリカの状態よりも幸福な結婚が行われないか否か、従つて戀愛の情熱からより大きな快樂が生じないか否かについては、疑問の餘地があるかも知れぬ。しかし、吾々がこれまで假定して來たような社會に於ける兩性の關係を、ヨーロッパに現存するそれと、凡ゆる事情の下で比較するならば、除去せらるべき窮乏の負荷を別としても、戀愛の情熱から起る楽しい感情の合計は非常に著しく増加するものと、安んじて斷言し得るであらう。

若しかかる制度が一般的になるものと想像し得るならば、その外部的關係に於ける社會の幸福の増進はその内部經濟に於けるそれに劣らぬものがある。人類の惡疫たる戰爭は、かかる事情の下に於いては、間もなく、現在のように廣汎に且つ頻々とその暴威を逞しくしなくなるものと(譯註)、期待して差支えないであらう。

〔譯註〕 第二版ではここのところは次の如くある、——「その暴威を逞しくしなくなり、終には恐らく全然なくなるものと、」

戰爭の第一原因の一つにして有力な衝動の一つたるものは、疑いもなく、餘地と食物との不足で

あつた。そして人類の事情はその當初以來著しく變化して來てゐるけれども、同一の原因は引續き、程度はより小であるが、やはり同一の結果を演じ且つ生じてゐる。若し下層階級の人民の困窮が彼らを驅つて王侯の旗幟の下に投ぜしめなかつたならば、王侯の野心も破壊の手段に事缺いたことであらう。新兵募集官は常に不作と職業の不足を祈つてゐるのであり、換言すれば、過剰人口を祈つてゐるのである(譯註)。

〔譯註〕 この記述に就いては、本譯書第一分冊一一二頁の註を参照。

戰爭が人類の大きな仕事でありこの原因に基づく人口の滅殺が近代より比較にならぬほど大きかつた世界の初期に於いては、各國の立法者や政治家は、主として攻撃及び防禦の手段に心を傾け、凡ゆる方法で人口の増加を奨励し、不妊と獨身に汚名を着せ、結婚を賞揚した。通俗宗教はこの一般の見解の後を追つた。多くの國に於いては自然の出産性は嚴肅な崇拜の對象であつた。劍により創設され従つては布教には異信者の破壊を伴わざるを得なかつた回教に於いては、創造者を讃えるために子供を産むことは人間の主たる義務の一つとされ、そして最も多數の子孫を有つものは、創造者の創造の目的に最も合するものと考えられた。かかる道德感情の普及は當然に、大いに結婚を奨励するの結果となり、そしてこれに伴う急速な繁殖は、一部分は不斷の戰爭の結果でありまた一部分はその原因であつたのである。以前の荒廢によつてもたらされた空隙は、新來者を養う餘地を

つくり、そしてこの新來者の供給は物凄い速度で行われるので、これが不斷に戦争の更新の新らしい刺戟と新らしい手段とを與えた。かかる道徳感情の支配する場合には、絶え間ない戦争の暴威がどうして止むことが出来るであろうか。

クリスト教が、結婚と子供の増殖とに關する吾々の義務について従前の見解と異なる見解をとるのは、この宗教の眞理と神性を確證し、それがより、進歩した社會に適合することを確證する、好ましい事實である。

この問題の細かい點に立入るのは明かに行過ぎであろうから、これは止めることとして、私は唯、若し吾々が、結婚に關する聖ボオロの宣言の精神を、現在の社會状態と吾々の天性の既知の構造とに適用するならば、それから得られる當然の推論は、結婚がより、高い義務を阻害しない時には正しく、それを阻害する時には正しくない、ということであると認め得ようと思う。倫理學の純粹原理によれば、「行爲が一般的幸福を促進する傾向があるか減少する傾向があるかを研究するのが、自然の光明から神の意見と違つてする方法である。」¹⁾恐らく、子供の養育資料を有たずに結婚するほど、直接に一般的幸福を減少する傾向を有つ行爲は殆んどない。従つてかかる行爲に出ずるものは、明かに神の意思に違反するものであり、そして自己の社會の負擔となり且つ自分と家族とを他人よりも道徳的習慣の維持に困難な境遇に陥れることにより、隣人と自分自身とに對する義務に背き、かく

てより、高い義務に反して情欲の聲に聽従したものであることが、わかるのである。

(1) Paley's Moral Philosophy, vol. i. b. ii. c. iv. p. 65.

私の假定したような社會に於いては、その總ての成員は、自然の光明から得られ啓示の宗教に於いて強く確證されて行われている道徳律に服従して、幸福に達せんと努めているのであるから、かかる結婚が行われ得ないことは明かである。そして過剰人口はかくの如くして防止されるのであるから、侵略戦争の主たる原因の一つは除去され、同時に、相互にその原因となる二つの致命的な政治的疾、すなわち國內の壓制と國內の擾亂とを、根絶する傾向が大であろう。

かかる社會は、侵略戦争をやる氣はないが、防衛戦争に當つては、鐵石の如くに強力であろう。凡ゆる家族が生活必需品を豊富に所有し、愉樂品と便宜品をかなり所有している場合には、時に下層階級の人民をして『何でも起れ、これより悪くなりようはないのだ』と云わしめるところの、變化を求めめる心や、または精々のところ變化に對する憂鬱冷淡な無關心は存在し得ないであろう。各個人がその享受している確固たる利益の價值を得し、變化があつてもそれはこの利益を失うことではないことがわかつている場合には、凡ゆる心、凡ゆる手が、一致して侵入者を排撃するであろう。

従つて、各人は、人口の原理から生ずる彼自身及び社會に對する一切の惡結果を、自然の光明に

よつて明白に指示され啓示の宗教によつて明瞭に命令されている徳行の實踐によつて、防止するところが出来ると思われ、またこの徳の實行は或る程度まで個人の幸福を減少するより寧ろ増加する傾向があると考えるべき理由があるのであるから、神の一般的法則がこの徳行をして必然的ならしめ、そしてこれに違反すれば、罪惡に伴う害惡と各種の形態の幼死に伴う苦痛とによつてこれを處罰するからといつて、神の正義を非難すべき理由はあり得ない。私が假定したような眞に道德的な社會は、これらの害惡を防止するであろう。吾々を罪惡から避けしめるにそれに伴う苦痛を以てし、吾を徳行に導くにそれに伴う幸福を以てするのは、創造者の明かな目的である。この目的は吾々の理解するところによれば慈悲深い創造者にふさわしいものであると思われる。人口に關する自然の法則は、この目的を促進する傾向がある。従つて、神の慈悲に對する如何なる非難も、それがかかる法則に基づいて行われ得るとすれば、不完全な存在状態に必然的に附隨する害惡の何れに對しても同じ非難が云えるという不合理になるのである。

第三章 貧民の境遇を改善する唯一の有效な方法に就いて

道德法典または義務の體系を發布する者は、これを守守すべき各個人の強い義務を如何に確信するにせよ、それが普遍的にまたは一般的にすら、實踐されると想像するほど愚かではない。しかしそれだからといつて、この法典の發布に反對してよいということにはならない。若しこういうことをしてよいのなら、同じ反對論はいつでも行われることとなり、吾々は全然一般原則を有たぬといふことになり、そして誘惑から生ずる人類の罪惡に加えて、現在よりも遙かに多い無智による罪惡が生ずることになるであろう。

單に自然の光明から判断しただけでも、一方に於いて過剰人口から生ずる窮乏と、他方に於いては亂交から生ずる、なかならず婦人に對する害惡と不幸とについて、確信を有つならば、功利の原則を以て道德律の大規準なりと認める者は、道德的抑制、すなわち家族を養い得る境遇になるまで結婚を差控えその間完全な道德行爲を守ることが、厳格な義務の本道であるという結論を、どうして回避し得るであろうか。そして神の啓示をも考慮に入れる時には、この義務は疑いもなく極めて

有力な確證を與えられるのである。同時にまた私は、讀者は何人も、この問題に關する人間の一般的行動に、何か急激な大きな變化を期待する上で、私ほど悲觀的なものは少い、と信じている。そして前章で私がこの徳行の一般的普及をあれほど假定した主たる理由は、人口原理から生ずる害悪は、不平をこれほど生ぜしめない他の一般害悪と全く同性質のものであり、すなわちそれは人類の無智と怠惰によつて増加しその知識と徳性によつて減少するものであり、各個人がその義務を遵守すればこの弊害は殆んど全く除去され、而もこのことたるや、人類幸福の主たる要素と正當に考えられて來ている情欲の満足の規制から生ずる快樂源泉を、少しも一般的に減殺することなくして行われるものであることを證示して、以て神の善意に對する一切の非難を除去したかつたからである。若し何か例證の目的に合するならば、私は、各個人がその義務を遵守していると想像される社會を描寫して、少しも差支えはないと思ひ、また如何なる著者でも、かかる普遍的な又は一般的義務の遵守が、その説の實際的效用と、また吾々の義務に關する最も完全な知識から合理的に期待せられ得る全部たる、中庸的部分的な改善とに對し、必要なのであるとするのでない限り、空想的であるという非難を蒙る正當な理由はないのである。

しかしこの點に於いては、私が前章で假定した進歩せる社會と、この問題に關する他の多くの思想との間には、本質的な相違がある。前章で假定した改善は、いやしくも吾々がそれに近づくこと

いふのであれば、今まで常に一切の最大の改善が行われたように、各個人の利益と幸福とに直接訴えることによつて、行わるべきである。吾々は馴れない動機から行動する必要もなく、はつきり判らず、またその結果が遠くてはつきりしないような、一般的福祉を追求する必要もない。全體の幸福は個人の幸福の結果であるはずであり、従つて先ず個人から始めるべきである。共同の必要はない。一歩毎に効果がわかる。自分の義務を忠實に履行するものは、失敗する他人の數が幾何であろうと、その全成果を收めるであろう。この義務はどんなつまらない人間にもわかることである。それは唯、養育資料を見出し得ない子供を産んではならぬというだけのことである。この問題は教區法や私的慈善で曖昧にされているが、これがひとたび掃き除かれれば、何人もかかる義務につき最大の確信を得るに違いない。彼がその子供を養い得なければ子供は餓えなければならぬ。従つて彼がその子供を養い得ないことが殆んど間違いないのに結婚するならば、かくして自分自身と妻とその子供の上にもたらした一切の害悪の責は彼にあるのである。勤勞と節約とにより結婚から當然豫期すべき子供を養い得るに至るまで結婚を延期するのは、明かに彼れの利益であり、また彼れの幸福を大いに増進する傾向があるであろう。そしてこの延期中に情欲を充たすならば、必ずや神の明白な命令に違反し、また自分や同朋の誰かを害すという大きな危険を冒すことになるのであるから、自分自身の利益と幸福を考えるならば、獨身期間中道德的行爲(譯註)を行う強い義務があることが

わかるであろう。

〔譯註〕「獨身期間中道徳的行爲」に代えて第二版では單に「道徳的抑制」とある。

情欲の衝動が如何に強力であるとしても、それは一般に或る程度理性により修正されるものである。そして、貧困の眞の永久的原因が明瞭に説明され各人の胸に力強く刻み込まれるならば、それは彼れの行爲に對し、若干の、そして恐らくは少からぬ、影響を及ぼすであろうと想像するのは、全然空想的であるとは思われない。少くともこの實驗は今まで十分に行われたことはない。今まで貧民のために行われた殆んど凡ゆることは、恰も、極めて慎重に、この問題にごまかしのヴェイルをかけ、彼らにもその貧困の眞因を陰蔽しようとするかのような、傾向を有つてゐる。労働の勞賃が殆んど二人の子供を養うに足らない時に、人は結婚して五、六人の子供を有つ。彼は云うまでもなく窮迫した地位に陥る。そこで彼は労働の價格が一家を養うに足らぬことを非難する。彼は教區が自分を援助すべき義務の履行にのろく物惜しみしていると非難する。彼は富者は貪欲であつていくらでも彼に分け得るものを分けなさいと彼を缺乏に惱ませてゐると非難する。彼は社會制度が偏頗不正であつて土地の生産物の適當な分け前を彼に與えてゐないと非難する。彼は恐らく神の配劑が不可避的困窮と從屬との附纏うような社會地位に彼を置いたことを非難する。彼はかくて非難の目的物を求めながら、決してその不幸の發する源泉に言及しない。彼が決してこれを非難することを

思いつかぬのは彼自身であるが、實際は、彼が上流階級に欺かれてゐるといふことを別とすれば、彼自身こそが主として悪いのである。彼は今は結婚の不便を感じてゐるので、恐らく結婚しなければよかつたと思つてゐるかも知れないが、しかし自分が何か悪いことをしたといふことがあり得ようとは、決して頭に思い浮かばないのである。彼は今まで常に、國王と國のために臣民を養うのは極めて名譽ある行爲である、と教えられて來てゐる。そこで彼は、これを實行したが、而もそのために苦しんでゐるのである。そこで彼は、國王と國が必要としてゐると絶えず宣言してゐるものを與えたのに、それに對し彼をかく苦しめて置くのは、國王や國として極めて不當殘酷なことであると、考えざるを得ないのである。

かかる謬想が是正され、誤謬と偏見との言葉の代りに、自然と理性との言葉が、人口問題に關し一般に耳にされるようになるまでは、庶民の理解力について十分の實驗が行われたとは云い得ない。そして彼ら自身がその貧困の原因であること、救済の手段は彼ら自身の手にあつて他の何人の手にもないこと、彼らの住む社會とそれを統治する政府はこの點について何らの直接の力も有たぬこと、また社會と政府が如何に熱心に彼らの救済を希望し、そのために如何なることを企てたとしても、その意思はよくとも約束の不當な企ては眞實には實行し得るものでないこと、労働の勞賃が家族を養い得ないときには、それは、國王も國もより、以上の臣民を必要とせずまたは少くとも養い得ない

ことを示す、議論の餘地ない記しであること、かかる場合に彼らが結婚するならば、社會に對する義務を履行するどころか、彼らは自ら困窮に投ずると同時に社會に無用の負擔を投げかけるものであること、そして神の意思と正反對に行動し、且つ神が推理能力ある凡ゆるものに自然の一般的方法によつて與えている再三の訓戒に耳を傾けたならば、その全部または大部分を回避することが出來た各種の疾病を、自ら招いているのであることを、十分彼らに理解させた後に、なお彼らが現在と同様な行動をするのでなければ、彼らを不用意や怠惰を以て責めるのは正當であり得ない。

ペイリイはその『道徳哲學』に於いて曰く、『食物が稀少となつた國に於いては、國家は公けの道徳の監視に當つてはその憂慮を増さなければならぬ。蓋し自然的本能が純潔によつて抑制されざる限り、かかる事情に於いて家族の扶養が必要とする労働に人々をいざない、または一身の自由と満足を犠牲とせしめることは出來ないからである。』罪惡を阻止し德行を促進するに有效と思われ一切の努力を拂うのは常に國家の義務であり、そして如何なる一時的事情が生じてもかかる努力を緩めてはならぬといふことは、確かに事實である。従つてここに提唱されている手段は常に正しいが、しかしこの場合追求されている特殊の目的は、絶対に罪惡であると思われる。周知の生活資料の稀少によつてその子供を養う望みが殆んどないのに、人々を強いて結婚させようといふのである。これは丁度泳げない人を強いて水に入れるようなものである。これは何れも無謀にも神意を冒すも

のである。何れの場合に於いても、吾々の行爲から生ずる窮乏と死亡とから吾々を救うために奇蹟が現われるものと信ずる理由は、少しもないのである。

(Vol. II. c. xi. p. 352.

眞に社會の下層階級の境遇の改善を望むものの目的は、労働の價格と食料の價格との相對の比率を引上げて、以て労働者をしてより多量の生活の必需品及び愉樂品を購買し得せしめることだければならぬ。吾々は從來主としてこの目的を達するに、既婚貧民の獎勵を行い、この結果として労働者數を増加し、そして貨物(譯註——『労働』を指す)で市場を過剰ならしめることを以てせんとして來ており、而も口ではやはりこの貨物が高價なことを望むと云つてゐる。かかる計畫が確實に失敗すべきことを豫言するためには、大した先見の明を必要としなかつたことと思われる。しかしながら經驗に及ぶものはない。これは多くの諸國で而も何百年も試みられ、その成功の程度は常に計畫の性質相應のものであつた。今こそ眞に何か外のことを試みるべき時である。

酸素すなわち純粹な空氣が豫想の如くに肺病を治癒せず、寧ろ徴候を悪化させることがわかつた時に、正反對の空氣が試みられた。貧困という疾病を治療しようといふ企てに際しても同一の學問的精神で行動し、そして労働の新供給を注入すれば單に徴候が悪化する傾向があるに過ぎぬことがわかつたら、かかる供給をいささか押えることの効果を試みて見たらよかつたのである。

第四篇 第三章 貧民の境遇を改善する唯一の有効な方法に就いて

總ての古い人口稠密な國家に於いては、吾々が労働階級の人民の境遇の何らかの本質的永久的な改善を合理的に期待し得るのは、この方法であり、そしてこれのみである。

或る國の食物の分量の消費者數に對する比率を引上げようと努めるに當り、吾々の注意は當然先ず食物の絶對量の増加に向けられるであろうが、しかし食物の絶對量を速く増加するだけ、消費者數の増加はそれよりも速くなり、吾々の一切の努力を以てしてもやはり前と同じだけ後れていることがわかれば、この方向に向けられた吾々の努力は決して成功することはないと確信せざるを得ない。それは兎を捕えるために龜を放つことであることがわかるであろう。従つて、自然の法則により食物を人口に比例せしめ得ないものであることがわかれば、吾々の次の企ては當然に、人口を食物に比例せしめることでなければならぬ。若し兎を眠らせることが出来れば、龜が兎に追いつく望みはいくらもあるかも知れない。

しかしながら、吾々は、食物量を増加する努力も緩めるべきではなく、もう一つの努力をそれと結びつけるべきであり、すなわち、人口がびとたび追いつかれた時には、これを或る距離だけ後らして吾々の望む相對的比率が成立するように保ち、かくの如くして、大なる現實の人口と、赤貧と從屬とが割合に殆んどない社會状態という、一大要求目的——この目的は決して兩立し得ないものではない——を結合すべきである。

若し吾々が、かかる一般的な研究の目的と思われれるもの、すなわち貧民の境遇を本質的に改善する方法について、眞に眞面目であるならば、吾々は貧民に彼らの境遇の眞の性質を説明し、そして労働の供給を控えるのがその價格を眞に引上げる唯一可能の方法であり、そして彼ら自身がこの貨物の所有者なのであるから、彼らのみがこれを實行する能力をもつことを、彼らに證示しなければならぬ。

私は、この貧困を減少する方法は、理論上全く明かであり、また市場にもたらされる他の凡ゆる貨物の類推によつて普遍的に確證されているから、それが救治せんとする害惡よりも大きな害惡を生ずることになるといふことが證示されない限り、吾々は必ずこれが實行を企てるべきである、と考へざるを得ないのである。

第四章 この方法に對する反對論を考察す

この案に對して恐らく行われる一つの反對論は——これは反對論が價値を有ち得る唯一の點であるが——市場が寧ろ労働不足になる、ということである。これは疑いもなく或る程度生ずるに違いないが、しかし國の富と繁榮に影響を及ぼす程度には決して生ずるものではない。市場の労働不足というこの問題を最も不利な見地から見ても、若し富者が、自ら望むと公言している目的が達成したのに必然伴つて生ずる輕微な不便を、忍ぶ氣がないとすれば、彼らはその公言に對し眞に眞面目ではあり得ない。貧民に對する彼らの慈善なるものは、大人氣ない遊びか偽善かでなければならぬ。それは自ら樂しむのか又は貧民の窮乏に注意していることを見せびらかして彼らの心を鎮めようというのかでなければならぬ。貧民により多量の生活の必需品及び愉樂品の購買力を與えてその境遇を改善しようと望み、而して後に高勞賃に不平を並べるのは、自分の菓子を捨ててからそれが欲しいと泣く駄々つ子の行爲である。市場が労働過剰であることと、各労働者が十分な報酬を得るといふことは、互いに全く兩立し得ない目的である。世界史上に兩者が共存したことは一度もなく、そして空想上ですら兩者を一緒にすることは、經濟學の最も單純な原理に關する全くの無智

を暴露するものである。

この案に對し行われるかも知れぬ第二の反對論は、それが人口の減少を惹き起すであろうということである。しかしながら、この減少は單に相對的に過ぎないことを考えなければならぬ。そして、人口を停止的におくことによつてひとたびこの相對的減少が生じ、他方食物の供給が増加すれば、人口は又も新らしい増進を始め、食物の増加につれてこれと常に殆んど同一の比例を保ちながら、引續き幾世紀も増加することであろう。我國は、國民的勤勞が適當に指導されるならば、數世紀経つうちに、現在の二、三倍の人口を維持するに至り、而も國內のものは誰も、現在よりも衣食が遙かによくなるものと、私は容易に考えることが出来る。勤勞の發條が依然活潑であり、この勤勞のうち十分な部分が農業に向けられている限り、吾々は少しも人口の不足を危惧する必要はない。そして恐らく貧民の勤勞と節約の精神を最も刺戟する傾向あるものは、彼らの幸福は常に主として彼ら自身に依存するものであり、そして若し彼らがその理性に反して情欲に服従し、または獨身中に結婚後あり勝ちな不時の用に充てる金額を蓄えるために勤儉節約でなければ、神がその再三の訓戒に従わぬもののために用意している自然的害惡を蒙ることを豫期しなければならぬ、ということ十分に知らしめることであろう。

この案に對し提出されるかも知れぬ第三の反對論で、私には多少でも尤もらしく思われるものは、

道德的抑制の義務を貧民に説こうと努めると、吾々は勢い性に關する罪惡の量を増加するかも知れぬ、ということである。

私は、直接にか婉曲にか徳性という大義を傷けるものと解され得るようなことを口にするのは、極めて遺憾なことである。しかし私は確かに、性に關する罪惡が、道德的問題に於いて考慮されるべき唯一の罪惡であるとは考えることは出来ず、またそれが人間の品性に對し最も重大であり最も墮落的なものであるとさえ、考えることは出来ない。この罪惡が犯されれば、何處かに不幸が生じないことは滅多にまたは決してあり得ないのであり、従つてそれは常に強く非難されるべきものではないが、しかしその結果が更にもつと有害な罪惡も外にあるのであり、また結婚の抑制よりも確實に道德的罪過に導く事情も外にあるのである。純潔を破ろうとする誘惑は強いかも知れないが、しかし不斷の困窮から生ずる誘惑に比較すればそれは何でもないと思わざるを得ない。多數の婦人と多くの男子は、疑いもなく、一生の大部分を純潔のおきてに背かず送つてゐる。しかし極端な絶望的な貧困の試煉を経、または長期間の窮境の試煉すらも經て、而も大きな品性の墮落をも見ないものは、殆んどないと私は信ずるのである。

社會の上流や中流で、屢々、嘗ては名譽及び徳義感の高い高貴有能の士が、漸次境遇の壓迫に押され、始めは自ら恥じて赤面しながら言譯し、借金した友達の顔を見るのを恐れ、返さねばならぬ

債務の支拂を延ばしたり避けたりするために最も卑劣な術策や遁辭を設けるようになり、終には嘘言に馴れ世を敵視して人間としての一切の體面と尊嚴を失つてしまふのを、見るのは、陰鬱悲惨な光景である。

吾々をしてかくも多數の死刑という痛々しい手段に出でさせる不斷の財産侵害やその他のもつと凶悪な犯罪の大部分は、¹⁾貧窮の一般的な瀰漫と、吾々が我國に於いて庶民の先見と慎慮とが全然なくなるように異常な獎勵を與えている事實とに、²⁾歸すべきである。カアフウン氏によれば、二萬人以上の各種の階級の窮民が、毎朝、その日を如何にしてまたは何によつて暮すべきか、または多くの場合、その夜は何處に泊るべきかの當てもなく、眼を醒ますという。³⁾主たる犯罪を犯すのはこれらの不幸な人であり、彼らは殆んど結婚せず、また子供を養う必要からかかる行爲に驅り立てるのではないと想像しても、しかしやはり、最下層階級のものの中に餘りに頻々と結婚が行われ過ぎるという事實が、これらの犯罪に誘惑される主たる原因であることは、恐らく眞實であろう。かかる不幸な窮民の大部分は、恐らく、かかる結婚から生れた子供であり、凡ゆる罪惡が瀰漫している救貧院で教育され、または汚醜と檻穽の家庭で、凡ゆる道德的義務を知らずに育てられたものであることが、見出されるであろう。⁴⁾これより大きな部分は、恐らく、労働の供給が一杯になつてゐるため暫く職業が得られないで、一時的缺乏に迫られてかかる非行を犯し、かくしてその品性を失つて、

彼らの労働が文明社會の十分な配慮によつて要求される時にすら拒否されるといふような、人々から成つてゐるのである。⁵⁾

1) カアフウン氏は曰く、『社會の現状に於いては、貧窮が犯罪増加の主たる原因であると考え得よう。』
Police of Metropolis, c. xiii. p. 352.

2) カアフウン氏は、貧民法を論じて曰く、『その起源に於いては賢明な考案に成るものと認められて一制度を擁護して、凡ゆる名論が稱えられてゐるけれども、それがもたらした結果から見ると、貧民大衆に關してはこの制度の實施には何か根本的な誤りがあることが、議論の餘地なく證明される。若しそれが事實でないならば、如何なる時代にも如何なる國にも比類のない恩恵と慈善が行われているこの首都に、考えられないほどの人類の窮乏が存在し得るのは不可能な筈である。』
Police of Metropolis, c. xiii. p. 359.

貧民法の結果に就いては私はカアフウン氏と全く同意見であるが、しかし私は、この制度はその起源に於いては賢明な考案に成るといふ點では、彼に同意することは出来ない。私は、當初の考案の悪かつたことの方が、その後の實施の悪かつたことよりも、より多くその害惡の原因になつてゐると思ふ。

3) Police of Metropolis, c. xi. p. 313.

4) Id. c. xi. xii. p. 355, 370.

5) Id. c. xiii. p. 353, et seq. ロンドンのような大都市では、必然的に地方人の莫大な流入が獎勵されざるを得ないので、常に多數の失業者が在る筈である。そして恐らくカアフウン氏が唱案してゐるような (c. xiii. p. 371.) 案に基づいて一時的貧民の救済に當る或る公共施設を行えば、その管理がよければ、

第四篇 第四章 この方法に對する反對論を考察す

悪よりも善をより多く生ずることであろう。しかしこの目的のためには、この施設が仕事を興えんとすれば、それによつて得られる所得が最も低い普通労働の所得よりも少いことが、絶対に必要であろう。そうでなければ請求者の数は急速に増加し、基金は忽ちこの目的に足らなくなるであろう。ハンブルグの施設は従来設立されたこの種のもので最も成功しているように思われるが、そこでは、仕事の性質上、労賃は通常価格以上ではあるがしかし一週十八ペンス以上を稼ぐことは容易ではない。この施設の管理者は、支給扶助額を、かかる事情にある勤勉な男女が稼げる以下に減ずることを以て、確固たる原則としている。(Account of the Management of the Poor in Hamburg, by C. Voght, p. 81.) そして彼らはその成功の原因はこの原則にあると云つてゐる。しかしながら、ハンブルグの制度も、ベヴァリアのランフュード伯の計畫になる施設も、その永久的好結果を云爲し得るほどの期間を經ていないことを、注意しなければならぬ。貧民救済施設がその創設の際には多大の困窮を除去するものであることは、疑問の餘地がないであろう。ただ唯一の問題は、引續いて世代が生れて来るにつれ、その扶助に必要な基金が増加し、また扶助を受ける人間の數が増加して、これが除去せらるべき本来の害悪よりも大きな害悪とならぬかどうか、そして國は結局、この公共施設の中に累積された一切の貧困と從屬とのほかに、やはり前と同じだけの乞食があるのではないかどうか、ということである。これは殆んど英蘭の現状に近いと思われる。貧民法がなければ乞食の數は多くなるかどうかは、疑わしいことである。

貧窮が明白な罪惡行爲を生まない時には、それは凡ゆる徳性を癡痺させる。純潔を破る誘惑が絶えずあるので、時々失敗が行われて、而も道德感が他の點で著しく害されないことがあるかも知れないが、しかし絶望的貧困に伴う不斷の誘惑と、貧困の眞因の無智によりそれに一般に伴う強い不

正義感とは、著しく氣質を歪め、心情を頑なにし、徳義感を減らす傾向があり、従つて、一般的に云えば、徳性はこの汚れた場所から飛び去つて屢々戻つて來ないのである。

性に關する罪惡についてさえ、結婚は決して完全な救済策でないことが見られている。上流階級では、例の『民法博士會館』に於ける離婚沙汰や、多くの妻帯者が送る周知の生活は、これを十分に證明する。そして同種類の罪惡は、下層階級の人民の間ではそれほど耳にしないけれども、恐らく我國の凡ゆる大都會では、それほどこれに劣らないであろう。

これに加うるに、赤貧は、なかなしくそれが怠惰と一緒になつた場合には、純潔の維持に對し何にも増して最も不利な状態なのである。情欲は、他の境遇に於けると同様に強く、または殆んど同様に強いのに、それに對する自尊心又は道德感による抑制は一般になくなつてゐるのである。女子が赤貧の中に育つて、二十歳で眞に純潔だというのは絶対に奇蹟だと云わねばならぬような程度の貧困がある。誰も尊敬しないのに引續き自尊心を有ち得る者は、實際異常な精神の所有者でなければならず、通常はこのような境遇では出來ないものである。このようにして育てられた子供らが二十歳で結婚するとしても、彼らは恐らくそれに先立つ數年を惡習の中に送つたことであろう。

しかしながら若し結局、以上の議論が不十分であると思われるならば、若し貧民に道德的抑制を奨励しようという思想を、罪惡を生みはしまいかという考えから非難するのであれば、そして若し、

凡ゆる可能な手段によつて結婚を便宜にするのが人民の道德と幸福にとつて第一に重要な點である。と考へるのであるならば、前後矛盾のないように行動することとし、そして前に進むに先立つて吾の目的を實現し得べき唯一の方法に通曉するよう努めることとしよう。

第五章 反對の方法を實行せる結果に就いて

生活資料の増加率がどれだけであつても、人口の増加は、少くとも食物がひとたび生命を維持すべき最少の分け前に分割された後には、食物によつて制限されなければならぬといふのは、明白な眞理である。人口をこの水準に維持するに必要なところ以上に生れた子供は、成人の死亡によつて彼らに餘地が作られない限り、必然的に死ななければならぬ。本書で述べたところによつて、實際、總ての古い國家に於いては結婚と出生とは主として死亡に依存し、また大きな死亡率ほど有力な早婚に對する獎勵はないことが、明かにわかつたのである。従つて、前後矛盾のないように行動するためには、吾々は、自然がこの死亡率を生ずる作用を阻害しようと愚かな無用な努力を拂うとなく、これを助長すべきなのである。そして若し、恐るべき形態の飢饉が餘りに頻々と襲來するのを恐れるならば、吾々は努めて自然をして他の形態の破壊を營ましめるべきである。貧民に清潔を勸める代りに、反對の習慣を獎勵すべきである。我が都市では、街路をもつと狭くし、家屋にもつと多くの人を蝟集させ、そして疫病ペストの回歸を求めべきである。地方では、澱んだ沼の近くに村を作り、なかならず住居を凡ゆる濕つほい非衛生的な土地に置くことを獎勵すべきである¹⁾。しかし

とりわけ、猛烈な傳染病に對する特殊療法を排斥し、また、特殊疾病の根絶法を企てて人類に奉仕していると考へている、慈悲深い、しかし非常に考へ違ひの、人間を、擯斥すべきである。こうした方法や類似の方法によつて、年死亡率が三六乃至四〇分の一から一八乃至二〇分の一に増大すれば、吾々の全部は恐らく青春期に結婚することが出来、而も絶對的の餓えで死ぬ者は殆んどなくなるであらう。

1) ネットケルは、フランスの出生率を論ずるに當り、この問題に關する新らしい教訓になる表現を用いている、——尤も彼は自分ではそれに十分氣がついていないが、——曰く、「出生率の住民數に對する比率は、自然により、又は道徳的事情により、阻害されている地方に於いては一對二三乃至二四であるが、この比率はフランスの大部分では一對二五、二五・二分の一、乃至二六である。」(Administ. des Finances, tom. I, ch. ix, p. 254, 12mo. 従つて、在來政治家が極めて望ましいことと考へたもの、すなわち高い結婚率と高い出生率とを、達成するためには、人民を沼澤地に住まわせ、これを悪政で壓迫するだけではないことが、わかるのである。

しかしながら、若し吾々が全部この年齢で結婚し、而も自然の作用を阻害する努力を續けるならば、吾々は一切の努力が無効に歸することを安んじてよからう。自然は自己の目的を遂げずに置かないし、また遂げさせないことは出来ない。従つて必然的な死亡率は何らかの形で生じなければならぬ。そして或る疾病の根絶は、恐らくより、致命的な他の病氣の發生の徴でしかない。吾々は窮乏

の水面を、その各所を押し下げることによつては、低めることは出来ないものであり、そうした所で水は他方で高まらざるを得ず、すなわち目的を達し得る唯一の方法は、これを他に吐かすにある。自然は、反對の行動には懲戒を下して、吾々の注意を絶えずこの方向に向けしめている。この懲戒は、自然の訓戒がその所期の結果を生ずる程度如何によつて、その程度は大にも小にもなる。今日の我國に於いては、かかる自然の訓戒は全く無視されているわけではない。人口に對する豫防的妨げはかなりの程度まで行われており、その結果として自然の懲戒はひどくはない。しかし吾々が總て青春期に結婚するならば、懲戒は實際きびしいであろう。物理的害惡に加えて恐らく政治的害惡も生ずるであろう。不斷の困窮に悩まされ頻々たる飢饉の回起に襲われる人民は、殘酷な專制政治によるに非ざれば制御し得ないであろう。吾々はエジプトやアビシニアの人民の狀態に最近するであらう。そこで私は問いたい、その場合果して吾々は現在より道徳的となる可能性があるか、と。醫師は疾病に生ずる大きな變化のことを早くから認めており、或る疾病が人間の配慮と技術に屈するよう思われるが、また或る疾病はそれに比例して一層惡性になり致命的となる、と云つてゐる。ウイリアム・ヘバデン博士は、最近、ロンドン死亡表から得た、この問題に關する貴重な觀察を發表した。その序言の中で、この死亡表に就いて曰く、「死亡表が示している特定疾病の漸次的變化は、やがて死亡水流が絶えず流れている水路に生ずることがわかつてゐる變動に、對應するもの

である¹⁾。更に下つて、その本文の中で、或る疾病について論じて、常に眞の科學の特徴たる率直さを以て曰く、『疾病の歴史に生ずることが見られる一切の變化に對し満足な理由を與えることは容易ではない。そして若しその原因の作用が屢々極めて緩慢であり、または極めて微細であり、ために研究から逸脱するとしても、それは何ら醫師の恥辱ではない。』²⁾

1) Observations on the Increase and Decrease of Different Diseases. Preface, p. 5. 4to. 1801.
2) Id. p. 43.

私は、或る事情の下に於いてはかかる變化が生じなければならぬと敢て云つたとしても、また恐らくかかる場合に通常留意される近因に何らの變化がなくとも、かかる變化が生じなければならぬと云つたとしても、僭越のそしりを受けたくないものである。若しこれが事實であるということになれば、主として近因を研究するを任務とする、最も有能、科學的な醫師が、この近因を求めて時に得られぬことがあつても、異とするに足らないであらう。

その人口を一定の基準に維持している國に於いて、若し結婚と出生の平均數が與えられるならば、死亡の平均數も亦與えられることは明かである。そして、ヘバデン博士の比喩を用いれば、死亡という大きな水流が絶えず流れている水路は、常に一定量を運び去るであらう。若し今これら水路の何れかを止めるならば、死亡という水流が或る他の水路からより大なる力で流れ出なければならず、

換言すれば、若し或る疾病を根絶すれば、他の疾病がそれに比例してより致命的となるであらう。

この場合、判別し得る唯一の原因は、死亡という必然的出口を堰き止めたことにある¹⁾。自然は、その大目的を達するに當つて、常に最も弱い部分を襲うように思われる。この部分が人間の技術により強固にされると、その次の最も弱い部分を襲い、かくて順次にこれを續けて行く。それは吾々の苦痛をもてあそび絶えず吾々の努力を無駄にしようという意圖をもつ、氣紛れた神のやり方とは異なり、總ての部分に強固ならしめ罪惡と窮乏とを地上から驅逐することを吾々に教えようという意圖をもつ、親切なしかし時には峻厳な教師のやり方に類するものである。吾々はとかく餘りにも、一つの過失を避けようとして他の過失に陥り勝ちである。しかし自然は常にその大目的に忠實であり、吾々が一步を誤る毎に、或る物質的または道德的の害惡を課して直ちに吾々の過失を訓戒しようとして用意している。若し人口に對する豫防的妨げが十分な程度に普及して、現在吾々を悩ましている疾病の多くが除かれるとしても、それに伴つて亂交という罪惡が著しく増大するならば、恐らくは、この罪惡から生ずる疾病と不幸、物質的及び道德的害惡は、力と程度とを増大し、そして、きびしく吾々の過失を訓戒しながら、自然と理性と宗教の是認する唯一の行動の線、すなわち吾々が子供を養い得るに至るまで結婚を差控え、且つその時期が来るまで純潔を守るということを、指示することであらう。

1) その働き方は恐らく、需要に對して過急の労働の供給の結果たる、貧困の増大という形であろう。今述べたような、人口と結婚数を一定と假定した場合には、或る疾病の減少又は絶滅による、他の疾病の死亡に於ける變化の必然は、數學的證明を行うことが出来る。この問題に起り得る唯一の不明確な點は、死亡率の低減によつて人口の増加または結婚数の減少の上に生ずべき結果を、考慮に入れるところから生ずる。特定の死亡原因の除去が、生活資料の許す以上には少しも人口に影響を及ぼし得ないこと、及びそれがかかる生活資料に對しては何らの確實な必然的な影響を有たないことは、讀者が既に承服するに違いない事實である。それが、子供の新しい供給に對する需要を減少せしめて、結婚を阻害する傾向ある作用を演ずることは、私はこれを疑わない。そして、長期間恐るべき暴威を我國に振つた疫病の絶滅に對して、それが少からずかかる結果を及ぼした、と信ずべき理由がある。ヘバデン博士は、この時期以來、英蘭人の健康が好轉して來てゐることを適切に描寫し、そして正當にもそれを、ロンドンのみならず凡ゆる大都市に漸次に行われた改善と、全國に互つて行われた、なかならず清潔と通風に關する、生活様式の改善に歸している¹⁾。しかしこれらの原因は、若しそれが豫防的妨げの増大を伴わなかつたならば、上記の結果を生じなかつたのであり、そして當時普及し始めた清潔の精神と生活様式の改善とは、上品な有益な誇りを更に一般に擴大して、この妨げの増大をもたらずに主として貢獻したのである。しかしながら、結婚数の減少

は、疫病の根絶による死亡率の著しい低減と、赤痢の死亡の顯著な減少を、償うには足らなかつた²⁾。これらの疾病やその他若干の疾病が殆んど消滅したのに、他方肺病、中風、卒中、痛風、瘋癲、及び天然痘の死亡が増加した³⁾。豫防的妨げの作用が増大し、また農業の擴張により年々處置され生活し得るようになった部分があるのに、なお依然過剰な人口を除去するためには、かかる死亡の増加が必要であつたのである。

1) Observations on Increase and Decrease of Diseases, p. 35.

2) Id. p. 34.

3) Id. p. 36 et seq.

ヘイガス博士は、その偶發性天然痘根絶案の『梗概』に於いて、この疾病によつて生ずる死亡について恐るべき描寫を行い、人口増加の緩慢な理由をこれに歸し、その根絶によりこの點に生ずべき好影響について興味ある計算を行つてゐる¹⁾。しかしながら恐らくは彼れの結論はその前提からは生じないものである。私は天然痘で命を奪われたものの數が幾百千萬に上ることを決して疑うものではない。しかしその惨害が、彼れの想像してゐる如くに、疫病の數千倍も大であるとしても²⁾、私はやはり、地上の平均人口がこれによつて減少したか否かを疑うものである。天然痘は確かに、人口を生活資料の水準に抑止するために自然が過去數千年來開いて來た水路の一つであり、而も非

常に廣大な水路である。しかしこの水路が塞がれていたならば、他の水路が開かれたことであろう。古代では、戦争及び疫病による死亡は、近代と比較にならぬ程大であつた。この死亡という水流が漸次縮少するにつれて、天然痘が発生し殆んど普遍的に蔓延したことは、吾々の注意を醒まし吾々をして倦まざる調査をなさしめるべき死亡の水路上の變化の一つの大きな適例たるものである。私自身としては、若し種痘の採用によつて天然痘が絶滅され而も結婚数は依然同数を續けるならば、極めて顯著な變化が或る他の疾病の死亡率の増大に現れるべきことを、少しも疑い得ないのである。我國の農業が躍進を告げる外にはこの結果を阻止し得るものはないであろう。そして若しそれが實現したとすれば、それは種痘によつて多數の子供が死亡から救われたためというよりは寧ろ、最近の不作による財産家たちの覺醒と、近頃極めて不當な非難を受けている農業者の收得の増加のためであろう。しかながら私は、結婚数はこの場合從來と同一を保たなくなり、この人類研究上の興味ある題目に漸次に理解が出来て來て、致命的疾病の絶滅を吾々の眞の祝福たらしめ、社會の一般的健康と幸福の眞の改善たらしめる方法を、吾々に教えるであろうと、心から信じたのである。

(1) Vol. i. part ii. sect. v. and vi.

(2) Id. s. viii. p. 164.

(3) 一七九九年及び一八〇〇年の凶作を指す。ここに云う躍進は、確かに、一八〇一年乃至一八一四年

に行われ、そして死亡率の減少に對する備えは實際行われたのである。(譯註——この註は第五版より現
ある。)

若し、道德的抑制の義務を鼓吹する企てに偶々附隨するかも知れぬ罪惡と、結婚と人口増加を獎勵する企てに必ず附隨しなければならぬ窮乏の増加とを考へて、如何なる點に於いても個人に干渉せず、各人をその自由選擇に委ね、その何れかの方法によつて彼が行う害惡については神に對してのみ責任を感じしめるといふ結論に、達するとすれば、それは私の主張する全部であり、私は決してそれ以上のことを要求しはしないが、しかし私は、現在吾々はなおこういふところからは極めて遠いところにあると主張するのである。

この點は社會の下層階級の間で最も重要なのであるが、彼らの間では、貧民法は、各人を、自ら養い得ない子供を生むものが自然の法則によつて負わされている重い責任から解除してやつて、以て結婚に對する直接の不斷の組織的の獎勵を與えている。吾々の私的な慈善も貧民法と同一の傾向を有ち、そして殆んど常に結婚を獎勵し、既婚者と獨身者との境遇を出來るだけ平等ならしめる傾向がある。

上流階級の人々の間では、既婚婦人はより多くの尊敬を拂われ、老齡の獨身婦人は著しく無視されるので、精神も肉體も好ましくなくその上に老境に入つた男子でさえ、自然が命じていると思わ

れるように年齢や教養の似通つた女子の中から配偶者を選ばずに、若く美しいものの中からこれを選ぶことが出来る。多くの婦人が、老嬢となることを恐れ、また老嬢という名辭に時に愚かにも附せられる愚劣不當な嘲笑を恐れて、好かない男やまたはよく云つて全く無關心の男と結婚するといふことは、殆んど疑い得ない。かかる結婚は、凡ゆる繊細な心を有つものにとつては、合法的賣春と同じことに思われるに違いない。またかかる結婚は屢々、夫婦自身の幸福と徳を増加してこれを償ふことなく、徒らに不必要な子供を世に押しつけるのである。

社會の凡ゆる階級を通じて、結婚の義務と責任に關する通説は、極めて有力な影響を及ぼさざるを得ない。自分の代りを残さずに世を去るのは、社會に對する重要な義務を果さぬことになる、と考ふるものは、この問題に關する自己の欲望を抑制するよりは寧ろ推進しようとするであらう。そして彼れの理性が一家に伴う困難を教へても、彼はかかる示唆に耳を傾けまいと努め、飽くまでこれを強行する決心を固め、そして、自らその義務と考へることを實行するのであるから神は見難くないものと希うである。

英蘭のような文明國に於いては、奢侈品や愉樂品に對する嗜好が非常に多數の人々の間に廣く存在しているので、積極的施設と通説とが結婚を奨励しても、この問題に關する自然と理性との光明を全然覆つてしまふはずはないが、しかしなおこれらはこの光明を比較的弱め不明瞭にする役割

をしている。そしてこの暗影が一掃され、貧民がその貧困の主因に關しその蒙を啓かれ、彼らの禍福は主として彼ら自身に依存しなければならぬことを理解させられるまでは、結婚という大問題に關して、各人をその自由公正な選擇に委ねるとは、云い得ないのである。

第六章 貧困の主要原因に關する知識が市民的自由に及ぼす影響

社會の下層階級の困窮の最大部分の原因を専ら彼ら自身に歸する學説は、政府に、勝手に臣民を壓迫し、それは全部自然の法則と貧民の不用意が悪いのだという、好機會を與えるので、自由の大義にとり好ましくないものと恐らく思われるかも知れない。しかしながら吾々は表面の外見を信じてはならない。そして私は、この問題を深く考察するの勞をとる人は、貧困の主要原因に關する十分な知識が一般に普及するほど、合理的自由の進歩に寄與するものはなく、またこの原因に關する無智と、この無智の當然の結果が、現在、自由の進歩に對する主たる障害の一つをなしているものであることを、確信するであろうと、信ぜざるを得ない。

下層階級の人民に對する困窮の壓迫と、並びにこの困窮をその統治者の責任に歸する習慣とは、私には、專制政治の防塞であり城壁であり守護神であるように思われる。それは、暴君に對し、必然という、宿命的な抗辯し得ない抗辯を與える。これが、凡ゆる自由な政府が絶えず破滅に向つて行き、またその選ばれた守護神が日に日に權威の侵害を見張る熱意を失つて行く、理由である。こ

れが、自由の大義のための多くの崇高な努力が失敗に歸し、また殆んど凡ゆる革命が長い痛ましい犠牲の後に軍事的専制に終つてしまふ、原因である。才能を有つ不平家が、下層階級の蒙る困窮の最大部分は恐らく政府の不正とは關係がないのに、彼らを説いて、一切の彼らの貧困と窮迫は専らこの不正から生ずると信ぜしめることが出来る間は、新らしい不平と新らしい革命との種子が絶えず蒔かれてゐることは明かである。既成政府を倒して、而も彼らの貧困が除かれないのを見て、彼らの憤激は當然に権力の後継者に向けられる。そしてこれが犠牲とされてもなお所期の結果を生じない時には、またも他の犠牲が要求され、かくて果てなく續くこととなる。かかる事情の下に於いて、大多數の良民が、適度に抑制された政府も革命的精神に抗して存続することが出来ないのを見て、果てしない永久的變化に倦み疲れて、絶望の餘り鬪争を抛棄し、そして彼らに無政府状態の恐怖に對する保護を興え得る最初の権力の手中に身を投じたとしても、驚く必要があらうか。

暴徒なるものは一般に、現實の困窮に對する憤激に刺戟され而もそのよつて來たるところを全然知らない過剰人口が産み出すものであるが、凡ゆる怪物の中で自由に對し最も致命的なものである。それは既存の壓制を増大し、壓制のないところにこれを作り出す。そしてその恐るべき憤激の發作に於いてそれは時にその見苦しい子供を食い盡すように見えるが、しかしこの恐ろしい行動が終りを告げるや否や、それが如何に望ましくなくとも、それは直ちにまたも誕生の呻きをはじめるのである。

暴徒が壓制を生ずる傾向に就いては、恐らく吾々は我國で久しくその實例を見ないことはなからう。自由の擁護者として、従つてまた當然に大常備軍の反對者として、極めて遺憾ながら私は、國內に大きな組織的軍隊がなかつたならば、最近の凶作の際の人民の困窮は、多數上流階級の極度の無智と愚昧とに刺戟されて、人民を最も恐るべき暴動に驅り立て、終には國を一切の飢饉の恐怖渦中に陥れたであらうということ、認めざるを得ない。かかる時期が屢々回起するとすれば（現在の國情から見てその恐れは十分以上にあるが）、吾々の前途は極めて憂鬱なものがある。英蘭の立憲政治は、その進歩が民衆の擾亂によつて妨げられない限り、ヒュウムの豫言した極樂往生へと急速に進展するであらう。しかしその反對になれば、想像するだに恐るべき光景を呈するであらう。政治的不満が飢餓の叫びと合し、そして革命が食物の缺乏を喚く暴徒を口火として勃發するとすれば、その結果は止むことなき變改と止むことなき殺戮であり、その血腥い進行は或る完全な専制政治の樹立を以てするほか阻止し得ないであらう。

1) 一八〇〇年及び一八〇一年。

吾々は、選ばれた英國の自由の守護者が、近年現われて來てゐる漸次の権力の侵害を、黙つて甘受してゐるのは、右のような更に恐るべき害惡を恐れたからだと思はざるを得ない。如何に腐敗の

影響が大であつたとしても、英蘭の地方紳士は、彼らの生得の自由の権利が當時國王よりも人民の側から脅かされているという眞實正銘の恐怖に動かされなくとも、この権利の一部を放棄するほど卑劣であつたとは、私は信じられない。彼らは暴徒から保護して貰うという條件で、政府に屈したように思われる。しかし彼らは、かかる暴徒が實際上も想像上も存在しなかつたならば、かかる陰鬱悲痛な屈服はしなかつたことであろう。この問題に對する恐怖が人爲的に誇張され正當な程度以上に達したことは否定し得ない。しかし、社會制度の不正を責める頻々たる非難の聲と、下層階級の間流布された誤つた平等主義論から見れば、吾々は、民の聲なるものが發言を許されたとすれば、それは神の聲ではなくして誤謬と不條理の聲となつたであろうと想像すべき、正當な理由のあることも、否定し得ないと思う。

吾々の行動は事情の如何によつて左右さるべきではないと云うのは、道德に關する最も強固な議論の餘地なき原理に關する無智を暴露するものである。この原理を承認すると、時として、動機が必ずしも純粹でない改説に對し口實を與えるかも知れないが、しかし、反對の原理を承認すれば、更に測り知れぬほど悪い結果を生ずるのである。「現存の事情」という言葉は、思うに、英蘭下院で屢々笑の基となつたが、しかし笑はこの言葉の適用に對して發すべきであつて、この言葉そのものに對して發すべきではなかつたものである。なるほどこの言葉を餘りに繰返せば、自らいくらか疑

わしい風が生ずる。従つてその適用は常に油断なく監視さるべきである。しかし何人も、現存の事情によつて意見や行爲を變更せざるを得なくなつたと云つたからとて、輕率に非難さるべきではない。地方紳士は恐らく、現存の事情が英蘭人の或る最も貴い特權を抛棄せしめたと、餘り輕々に考へたのであるが、しかしこれを眞に止むを得ぬ事情と考へた限りに於いては、彼らは最も明かな道徳律に従つて行動したのである。

市民的政府に與えらるべき權力の程度と、吾々のこれに對する服從の程度は、一般的便宜に従つて決定されなければならず、そしてこの便宜を判斷するに當つては、凡ゆる事情、なかならず輿論の状態及び庶民の無智と迷想の程度を、考慮に入れなければならない。愛國者たるものは、民衆が自分自身の地位を了解しており、その要求を達成した際には直ちに停止することが分れば、國を愛する情から、達成可能な或る特殊の改革目的を目指す民衆の驟起に心身を擧げて協力するであろうが、暴動の参加者が、少くともその大部分が、議會や市長や獨占者を倒せばパンは安くなり、革命を起せば彼らは總て家族を養い得るようになると思つている場合には、同じ國を愛する情から、これに少しでも援助を與えるよりは、寧ろ絶大な壓迫をも甘受するであろう。この場合、壓迫を惹き起すものは、壓制を行おうとする政府の實際意向よりも、寧ろ下層階級人民の無智と迷想なのである。しかしながら、總ての權力が絶えず侵害の傾向を有つことは争い得ない眞理であり、如何に摺説

するも過言ではない。臣民の自由の確保に必要な制限は、行政政府の活動を常に或る程度妨害し遅延せしめるであろう。かかる政府の官吏は、自ら國務にはけみ、そして恐らく國民に對し何らの惡意を毫もないと信じているのに、こうした不便を感じれば、當然に、凡ゆる場合に、かかる制限の停止か廢止を要求したくなるであろう。しかし、ひとたび爲政者の便宜と國民の自由が衝突するに至り、そして餘すところなく十分にその事件の真相を調査せずして尤もらしい證言や個人の人格に頼る習慣を作つたとすれば、英國人の自由も終りである。若しひとたび吾々が、政府はその必要とする権力の量に就いて、吾々が狭い知識で知り得るよりも、よく知つてゐる筈であり、従つて、吾の私的判断を抛棄するのは義務であるという原則を、認めるとすれば、吾々は同時に憲法の全部を抛棄することになるのである。政府は、自由が最も忠實に保たれる場所ではなく、またそういう場所ではあり得ない。若し吾々がぼんやりして、この點に關する吾々の大きな利害に注意しなくとも、政府が吾々のためにこれに注意してくれると期待するのは、愚鈍と不合理の極である。若し英國の憲法が終には前に豫言したように專制政治に墮するとすれば、私は、その責任は爲政者よりも地方紳士が遙かに多く負うべきものと考へたい。

しかしながら、地方紳士に對して公平に云えば、英國民の自由の守護者たる地位を彼らが既に一部分抛棄したのは、彼らが腐敗したからというよりは恐怖に驅られたためである、と私は躊躇なく

云いたい。そしてこの恐怖の主たる理由は、思うに庶民の無智と迷想と、及び彼らがかかる精神状態に於いて革命運動により力を得たときに豫想される恐怖とであつたのである。

マインの『人權論』Rights of Man. の流布は、我國の下層及び中流階級の人民に大害を及ぼしたものと想像されている。これは恐らく本當であろう。しかし、それは、人間が權利を有たないからではなく、又かかる權利は知らせてはならぬというわけでもなく、マイン氏が、政府の原理に關して或る根本的な誤謬に陥つており、そして多くの重要な點に於いて、社會の構造と、我國とアメリカの物的相違から豫期さるべき道德的結果の相違とを、全く知らないことを暴露しているからである。ヨーロッパで暴徒と稱せられてゐると同じ性質の群集はアメリカには存在し得ないであろう。財産を有たぬ人間の數は、アメリカでは、國の物理的事實から、比較的に少い。従つて財産を保護すべき市民的權力は、同じ程度の力を必要とし得ない。マイン氏は、暴動の表面的理由は何であるかと、その眞因は常に幸福の缺乏である、と云つてゐるが、これは極めて正しい。しかし彼が更に進んで、暴動は、政府の組織に何か間違つたところがあり、ために社會を維持すべき福祉が害されてゐることを、證示するものであると云う時には、彼は、一切の幸福の缺乏を政府に歸するといふあり來たりの誤謬に陥つてゐるのである。この幸福の缺乏は存在したかも知れず、また無智のため暴動の主原因となつたかも知れないけれども、しかし政府の措置と殆んど全く無關係であつたこと

は、明かである。古い國家の過剰人口は、アメリカのような國家には知られない不幸の材料を提供する。そして若しベイン氏の提案に従つて、租稅收入を社會の貧民階級に分配することによつてこの不幸を救済しようと企てれば、害悪は百倍に増大され、そして間もなく社會が徵收し得る如何なる金額も所期の目的には足らぬこととなる。

ベイン氏の『人權論』が齎らした害毒を中和する方法としては、眞の人權に對する一般的知識が最も有効であらう。かかる眞の人權が何であるかは、これを説明するのは現在私の任務ではないが、しかし、一般に人間が有つと考へられている一つの權利で、私は人間が有ちもしなければ有ち得るものでもないと信ずる權利がある——それはすなわち自己の勞働が正當に購得ない場合の生存權である。我國の法律はなるほど、人間がこの權利を有つと言明し、そして正常の市場で職業と食物を手に入れ得ない人々にそれらのものを與える義務を社會に負わせているが、しかしかかる企ては自然の法則に反するものであり、従つてそれは目的を達し得ないばかりでなく、救済の目的たる貧民はかくの如くして彼らのために行われる非人道的な欺瞞によつて殘酷極まる苦痛を受けるのである(譯註)。

〔譯註〕 この次には、第二版では、次の有名な一パラグラフがあつたが、第三版以下ではこれは削除された。すなわち、——

「既に占有された世界に生れて來るものは、彼が正當に要求し得る兩親から生活資料を得ることが出来ず、また社會が彼れの勞働を求めなければ、最少量の食物に對する請求權も有たず、また事實上生きていても仕方がない。自然の大饗宴には彼に對する空席はない。自然は彼に去れと告げ、そして彼が來客の誰かの憐憫の情を動かさぬ限り即座にその命を執行するであらう。若しこれらの來客が立上り彼に餘地を作つてやるならば、他の侵入者が立ちどころに同じ好意を求めて現われて來る。來る者には總てに食物があるという知らせは、廣間を多數の請求者で満たしてしまふ。饗宴の秩序と調和とは紊され、従前支配していた豊富は稀少と變り、來客の幸福は、あると教へられた食物がないので尤もな怒りに激しているものゝ執拗な叫喚によつて破壊される。來客には總て豊富に與えたいと思ふけれどもしかし限らない數に對しては與え得ないことがわかつているので食卓が満員になつた時には情け深くも新來者を容れることを拒んだ、饗宴の大主人公が發した、凡ゆる侵入者に對する嚴格な命令に反した誤りを、來客が今知つても、それは遲きに過ぎるのである。」

レイナル僧正は曰く、『一切の社會法に先立つて、人間は生存權を有つていた。』これが本當ならば、彼は、社會法の制定に先立つて、各人は百年間生きる權利を有つていたと云つてもよいわけである。疑いもなく當時人間は、他人の生存權を犯すことなく、百年間も、否、出來さえすれば千年間も、生きる十分な權利を有つていたし、また今日も有つてゐる。しかし何れの場合に於いても、事柄は主として能力の問題であつて權利の問題ではない。社會法は、それが存在しなかつた場合よりも遙かに多數のものを生活し得せしめて以てこの能力を著しく増大し、またそれだけ生存權を著

しく擴大した。しかし社會法の制定以前にも以後にも無限の人間は生存し得ず、またその以前にも以後にも、能力を失つたものは權利も失つたのである。

Q Reynal, Hist. des Indes, vol. x. s. x. p. 322. 8vo.

若しこれらの問題に關する大きな眞理がもつと一般に擴まり、そして、多少でも多量の生産物を得るために絶對に必要な財産に關する制度を除いて如何なる特殊の制度とも關係のない自然の法則によつて、何人も、自己の勞働が購ひ得ない場合には、社會に對し權利としての請求權を何ら有つものでないことを、下層階級の人民に納得せしめ得るならば、社會制度の不正を鳴らす有害な議論の大半は力を失つて倒れるであらう。貧民は決して夢想に傾くものではない。彼らの困窮は常に現實であり、唯その眞因が明かにされていないのである。若しこれらの原因が彼らに適當に説明され、その現在の困窮のどれが政府の責任であり、どれがそれと全然無關係な原因の責任であるかを教えられるならば、下層階級の人民の不平や焦躁の念は現在よりは遙かに頻發しなくなり、また發したとしても、現在よりは遙かに恐るべきものでなくなるであらう。若し貧民がその境遇の眞の性質をよく理解し、ために中流階級の好亂的の不平家の改新計畫に助力してもそれは恐らく少しも自分の利益とはならず他人の野望を促進するに過ぎないことに氣がつくようになれば、これらの好亂的の不平家の策動は安んじて無視し去ることが出來よう。英蘭の地方紳士と有産者とは、安んじて權力の

侵害に對する健全な熱望に立歸ることが出來、そして、日に日に公安の祭壇に臣民の自由を犠牲として捧げることなく、民衆を少しも恐怖せず、昔に以前の地歩を恢復するばかりでなく、時代の變遷と政界の動亂とが英國憲法の漸次的破壊を防止するために必要なしめた漸次的改革を斷乎として主張し得るであらう。

凡ゆる政治上の改善は、必然的に、相當の教育ある人間に由來しなければならず、そしてかかる人間は云うまでもなく有産者の中に見出されるであらう。有産者の少數の者はどうであらうと、その大多數の者が眞に政治の濫用を喜んでゐるとは考へることは出來ない。彼らがこれに服従するのは、單に、これを除去しようとするればもつと大きな害惡が生ずることを恐れるからでしかない。この恐れさえ除き得れば、改革や改善は、街路から邪魔物を除いたり、これを鋪装したり、街燈を點けるのと同じく容易に、進むことであらう。人生ではより、大きな害惡を避けるためにより、小さな害惡を忍ぶ必要は常にあるのであり、直ぐ喜んでこれに當るのは賢者の爲すところであるが、しかしどんな害惡でも危険を伴わずに除き得るならば如何なる賢者もこれを忍ぼうとはしないであらう。民衆の専制と愚昧から一切の恐怖をとつてしまえば、政府の専制は一日も存在し得ないであらう。その際には専制は、辯疏も口實も後楯もない、本來の不具の姿を暴露するであらう。それは、それ自身としては元來脆弱なものであるから、ひとたび裸にされ輿論の支持と必要という有力な口實を

奪われれば、戦わずして倒れるであろう。利害關係ある少數の辯護者も恥じて面を蔽い、人間の智慧では尤もらしい議論を作り出し得ない議論を最早や支持するを恥ずるであろう。

専制の最も有効な支持者は、疑いもなく、貧民の困窮と、社會の殆んど一切の害惡とを、人類の制度と政府の不正に歸する、一般論客である。かかる非難の誤りなることと、それが一般に認容され行動の基礎となることから生ずる恐るべき結果とは、何を措いてもこれを論破することを絶對に必要ならしめるが、それは常にこうした印象の下に行動する民衆の運動から直ちに革命の恐怖が豫期され得るばかりでなく（これは常に極めて重大なるべき問題であるが）、更にかかる革命は殆んど間違ひなくそれが破壊した以上の壓制に終るからである。かかる理由により、かなりな程度の專制の辯護の中に、自由の眞の愛護者、眞の人權の熱心な辯護者が見出されることもある。それ自身としては悪い事も、單にその反對が遙かにもつと悪いために、また差當りその二者のうちから擇ぶのが絶對に必要なために、善良な有徳な人から支持されることもある。従つて、見境なく政府を攻撃するものの意圖はどうであろうと、その實際の結果は疑いもなく、本來ならば與えられなかつた才能と原理との重みを既成權力に加えることになる。

最良最純の原理に基づいて作られ、最高の才能と誠意を有つ人間が運営している、政府の下に於いても、人口に對する戒慎的妨げに注意しないために、最も甚だしい極貧と不幸が普く存在し得る

ということとは、本書で上來述べ來つたところによつて十分に證明されたと信ずる眞理である。そしてこの不幸の原因は從來殆んど理解されていないので、社會の努力は常に、これを軽減するよりも寧ろ惡化せしめる傾向があつたのであるから、吾々の知る總ての政府に於いては、下層階級の人民の間に見られる窮乏の多くはこの原因から生ずるものと考えべき、最も有力な理由があるのである。

従つて、ペイン氏その他が、人民の不幸から立論して政府を攻撃しているのは、明かに正當を缺くものである。そしてかかる議論を承認する前に、この不幸のうちでどれだけが人口原理から生じどれだけが正當に政府に歸し得るかを確かめるのは、眞理と正義に對する吾々の義務である。この區別が適當に行われ、一切の曖昧な不定な誤つた攻撃が除かれた時には、政府は當然にその殘部に對し明かに責任があることにならう（譯註）。そしてこの殘部の額もなおその責任をして極めて大ならしめる程度に止るであらう。政府は貧困を直接に即時に救済する力は殆んど有たないが、しかしその臣民の繁榮に及ぼす間接の影響は顯著にして争い得ない。そしてその理由は、政府は、一國の食物をして無限の人口増加と歩調を合せしめようと努めても、これは割合に無力であるけれども、しかし何らかの形態に於いて必然的に生じなければならぬ妨げに對し最もよい指導を與える點で、その勢力は偉大である、ということにある。本書の前の方で、最も壓倒的な統治最惡の國は、現實

の人口では如何に低くとも、その生活資料との比例では普く最も人口稠密であり、又かかる事態の必然的結果は云うまでもなく極めて低い勞賃でなければならぬことが、明かになつたのである。かかる國に於いては、人口に對する妨げは、早婚の頻度と普遍性を抑制する慎慮や先見よりも、貧困の結果たる疾病と死亡から生ずることが多い。妨げは積極的なものが多く、豫防的なものは少い。

〔譯註〕 これ以下、及びこの次の殆んど全部（本章末尾のバラグラフの中頃まで）は、第三版に加つたものである。第二版ではこのところは直ぐ續いて次の如くある、――

『人民の大家に對して十倍もの力が即座に與えられ、そして凡ゆる高潔の士は相合して、必要ならばその權利を主張し遂行するであらう。』

慎慮的習慣の發達にとり第一に必要な大條件は完全な財産の安固である。そしてそれに次ぐものは恐らく、平等の法律によつて下層階級に與えられる尊嚴と資格、及びこれを制定する上に彼らが若干の影響を有つことである。従つて、政府が優秀であればあるほど、吾々の現狀に於いて貧困を避け得る唯一の方法たる、慎慮と情緒の向上とを生ぜしめる傾向が愈々大となるのである。

人民が幾分政治に参加するのが利益であるという唯一の理由は、代議制度は優秀平等な法律の制定を確保するに最大の傾向があるということにあるが、しかし專制政治の下でも同じ目的を達し得るのなら、社會は同じ利益を得ることになる、と時に主張されて來ている。しかしながら代議制度

は、下層階級に對し、上流者によるより、平等な自由な待遇を保證することにより、各個人により、大なる個人的尊嚴の念と、より大なる個人的墮落を恐れる念とを、與えんとすれば、それは、財産の安固と固く手をとつて、勤勞の努力を刺戟し慎慮の習慣を發生せしめ、かくて同じ法律が專制政治の下に存在する場合よりも、社會の下層階級の富と繁榮とを増大する傾向がより大であることは、明かである。

しかし自由政體と善い政府とが貧困を減少せしめる傾向は確實であるとしても、こうした結果は必然的に間接緩慢であり、従つて下層階級の人民が革命の結果として期待するを常としすぎる直接即座の救済とは極めて異なるものでなければならぬ。この期待が大き過ぎるといふ習慣と、失望により生ずる焦躁の念は、自由のためにする彼らの努力に常に誤つた方向を與え、そして眞に實現の可能な政治の漸次的改革と下層階級の境遇の徐々たる改良とを常に挫折せしめる傾向がある。従つて、政府の行い得ることと行い得ないことを明確に知るのは最も重要なことである（譯註）。若し私が、凡ゆる自由の士をかくも失望せしめている自由の進歩の極めて緩慢な事實に對する何より第一の原因と考へるものを、指摘せよと求められたとすれば、私はそれは、社會に瀰漫する不幸と不滿の原因に關して存在する混亂と、政府がその權力を確保し強化するためにこの混亂を利用することが出來、また實際利用せざるを得なかつたこととである、と云いたい。従つて私は、窮乏と不幸の主た

る原因は單に政府と間接の關係があるに過ぎず、従つて政府は直接にこれを除く力は全然なく、そしてそれは貧民自身の行動に依存するものである、という知識が、一般に普及すれば、これは政府に何らの利益も與えることなくして、民論が現在無智のために伴つてゐる危険性を除くことによつてこれが力を増大し、かくて極めて有力に合理的自由の大義を促進する傾向あるものと、考えざるを得ないのである。

〔譯註〕直ぐ前の譯註で述べたように、ここまでは第三版からの追加である。第二版では、前譯註に引いた文の次は、バラグラフを改めた上で、次の如くなつてゐる、――

『私は思い違ひをしてゐるかも知れないが、しかし私は告白する。すなわち、若し私が、凡ゆる自由の士をかかも失望せしめてゐる………』

第七章 同じ問題の續き¹⁾ (譯註――本章は第五版より現わる。)

1) 一八一七年記。

前章の推理は最近二、三年間の出來事によつて適切な確證を與えられた。恐らく、政府の改革から期待し得る結果について社會の下層階級がこれほど誤つた見解を作つた時代はなく、かかる誤つた見解がこれほど直接に貧困の主たる原因に關する完全な誤解に立脚した時代はなく、またそれがこれほど直接に自由に對し好ましからぬ結果に導いた時代はないであらう。

政府に對する不平の主たる原因の一つは、働く能力も意思もある多數の勞働者が全然職業がなく、従つて生活必要品を買い得ない、ということであつた。かかる事態が文明社會に起り得る悲痛な出來事の一つであること、それが社會の下層階級に於ける不平の當然な無理もない原因であること、また上流階級が、これを緩和するために凡ゆる努力を拂い、同時にこれを永續的ならしめぬように適當な配慮を惜しんでならぬことは、凡ゆる人道心あるものの疑い得ないところである。しかし、かかる事態が、今まで存在したことのある指導最善の且つ最も經濟を旨とする政府の下に於いても、起り得ることは、一國の資源が自然的に停止的または衰退してゐる時に政府がこれを有効に支配し、

て進歩的ならしめる能力のないのと同様に、確實なのである。

統治よろしきを得ている國家に繁榮期が現われ、その間富と人口とに異常な刺戟が與えられるが、それはその性質上永續し得ないといふことは、認められるであろう。例えば新通商路が開かれ、新植民地が獲得され、機械に新發明が行われ、また農業に新しい大きな改良等が行われるならば、國の内外の市場は増加生産物を有利な價格で直ちに吸收するのに、資本の急速な増加と人口に對する異常な刺戟が生ずるに違ひないことは、明かである。他方に於いて、若し後にかかる通商路が偶然閉鎖されるかまたは外國の競争によつて縮少されるならば、若し植民地が失われるか、または同じ生産物が他の方面から供給されるならば、若し市場が供給過剰か競争のために新機械の擴張につれて擴張しなくなるならば、また若し農業上の改良がどんな原因によるにせよ續いて行われなくなるならば、人口に對する刺戟がその最大の効果を擧げた時に、この人口を雇傭し養う手段は、自然の順序として、政府に何らの缺點がなくとも、不足になることは、明かである。この不足は不可避免的に勞働階級の間大きな困難を生ずるに相違ないが、しかしこの困窮から、政府の根本的變化が必要であるといふ推論を下し得ないことは全く明かであり、かかる變化を企てればそれは單に害惡を加重するに過ぎないであろう。

この場合、政府は如何なる點に於いても自己の行動によつて問題の壓迫を増大しなかつたものと

想像して來たが、これは恐らく實際上事實と減多に一致しない假定である。政府は疑いもなく戰爭や課税によつて大きな困窮を生み出すことが出来るのであり、そしてかかる原因の當然の結果たる困窮と、前述の如くして生じた困窮とを、區別するには相當の技術が必要である。我國自身の場合に於いては疑いもなく、兩種の原因が結合していたが、しかし前者の方が後者よりもその程度が大であつた。戰爭と課税とは、それが直接單純に作用する限りでは、資本と生産物と人口との増進を破壊又は遅延せしめる傾向があるが、しかし最近の戰爭中には、繁榮に對するこれらの妨げは、生産に異常な刺戟を與えた一連の諸事情によつて償われて遙かに餘りがあつた。かくの如く利益が多かつたことがそれほど政府のお蔭によるものではあり得ないことは、至極確實である。政府は最近二十五箇年間、平和にも自由にも大した愛情を示さなかつたし、また國民資源の使用についても格別節約したわけでもない。政府は唯一途に巨額の費用を戰爭に投じ、これを甚だしい重税によつて徴收しようとした。それは疑いもなく國民資源を涸渇に向ける役割を演じた。しかしそれでもなお、一八一四年の終戦に、國民資源が涸渇せず、そして常に國の富と人口は開戦當時よりも著しく増大したばかりでなく、その間のその増大速度は嘗て見ないほど大であつたことは、公平な觀察者が誰も承認せざるを得ないところである。

これは恐らく歴史上最も異常な事實と考えてよいであろう。そしてこのことから確かに、平和克

復後の我國の苦惱は、戦争と重税から期待されるべき通常の最も自然的な結果によるよりは、生産に對する異常な刺戟が急止したのによるのであつて、その結果たる困窮は、疑いもなく課税によつて増大されはしたが、本質的にこれから發生したものでなく、従つて課税を止めても直接に即座に救済され得るものではない、ということになる。

社會の労働階級が、彼らの困窮の主たる原因は、或る程度まで且つ或る期間内は、救済し得るものであることを十分知らないのは、至極當然である。そして彼らが、その耳に不快な眞理しか説かぬものよりも寧ろ、即時の救済を確約するもの言に、遙かに容易に喜んで耳を傾けるのは、決して驚くに當らない。しかし、通俗的な辯士や著者が、彼らに大きな力を與えた危機を十分に利用したことは、認めなければならぬ。労働階級にその境遇の眞の性質を知らせ、また彼らに避け得ない困窮を忍耐強く堪えるように鼓舞するに役立ち得る凡ゆる事柄は、一部分は無智により、一部分は計画的に、努めて彼らの眼から陰蔽され、または喧ましく攻撃され、そして彼らを欺き、その不満を加重し助長し、且つ改革から期待せらるべき救済について不合理な法外な期待を抱かせるに役立つ凡ゆる事柄は、努めて前方に持ち出された。若しかかる事情の下に於いて、提唱された改革が成就したならば、人民ははげしい失望に陥らざるを得ない。そして普通選挙が行われ毎年議會が開かれるという制度の下に於いては、人民の一般的失望は恐らく政治上の凡ゆる種類の實驗に導く

こととなり、終にこの絶えざる變化は軍事的専制によつて停止されるということになる。眞の自由を最も熱愛するものがかかる豫想に愕然とするのは當然である。かかる原理の下に行われかかる結果を伴うと思われる目的に對し、彼らはその義務として云うまでもなく何らの援助をも貸し得ないであろう。そして彼らが、大きな困難を嘗め、多數の請願者の意思に反して、より穩和なより實際上有用な改革を行おうとしても、人民の不可避的な失望は在來の姑息手段の責に歸せられ、そしてより急進的な改革に進まざるを得なくなるか、または、人民の困窮は救済されず、その不満は鎮靜されず、彼らが樂觀的期待をかけていた萬能藥が試みられぬ先に、改革を半途にして中止してその勢力と人氣とを全然失わざるを得なくなるかであることを、痛感せざるを得ないであろう。

かかる考慮は當然に、自由の眞の愛護者の努力を萎縮させ、そして時代の推移による缺陷を補い我國の憲法組織を改善するに必要と認められていた健全な改革は、かくて遙かにより困難となり、従つてその見込は遙かにより小となつた。

しかし、民衆の指導者が示唆した虚偽の期待と法外な要求とは、政府をして容易に、過激と穩健とを問わず一切の改革の提唱を、一蹴せしめたばかりでなく、それはまた憲法そのものに對する最も致命的な攻撃手段を提供した。それは當然に、幾分の驚愕を惹起し穩和な改革を阻止する傾きがある。しかし驚愕は、ひとたび惹起されれば滅多に停止するものではなく、そしてその原因は特に

誇張され易いものである。十分の必要もないのに自由にとり好ましくない法令が通過したのは、誇大な言説と、誇大な恐怖によりかかる言説から引き出された推論との、影響によるものであつたと信すべき理由がある。しかしかかる誇大の恐怖を作り出し、これらの法令を通過させるという力は、疑いもなく法外な民衆の期待によつて與えられたものである。そして、今日の時代こそは、貧困の主たる原因に關する無智は市民的自由の大義にとり特に不利であり、それに關する知識はこれに特に有利でなければならぬという學説の、極めて適切な例證を提供していることを、認めなければならぬ。

第八章 貧民法の漸次的廢止案を提唱す

前の諸章の諸原則が吟味に堪え、且つ吾々は常にこれに従つて行動すべき義務を感じべきであるとするならば、その次の研究は、吾々は實際上では如何にして進むべきであるかということである。我國に存在する第一の大きな障害は貧民法であるが、この害惡に比較すれば、あれほど恐るべき國債ですら何でもないと正當に云われている¹⁾。近年貧民法が急速に増大して來ているので、吾々は實際、工藝や農業や商業に榮え、且つ從來經驗の吟味に堪えた政府の中で最良のものとして一般に認められている政府を有つ國民として、信じられないほど異常の比率の窮貧民が、社會に生ずるであろうという豫想を、抱かざるを得ない²⁾。(譯註一)。

1) Reports of the Society for bettering the Condition of the Poor, vol. iii. p. 21.

2) 若し貧民法が引續き、過去十箇年間の平均速度で増加して行くとすれば、吾々の將來の豫想は何と陰鬱なことであろう。フランス人は貧民法の制度を最も痛烈な英國の政治的創痕と云つてゐるが(貧民法員會)、これは過評である。(譯註——この註の最初には、第二―四版では次の一文があつたが、第五版で削除された。すなわち、——『最近の凶作中に、我國の人口の半ばは救済を受けた、と云われている。』) [譯註一] 『近年貧民法が……』以下は第三版以後のものであり、第二版では、これは次の如くなつて

『近年貧民税が異常に急速に増大して來てゐるので、吾々は實際、若し現在實際大規模に存在せずまた日に日に増大して行つていかなかつたら全く信じ得ないものと考へなければならぬような、社會の奇怪極まる時形化が起るといふ豫想を、抱かざるを得ない。吾々はまたその結果として、工藝や軍備や商業に榮え、且つ如何なる國に於いても從來經驗の吟味に堪えた政府の中で最良のものと思はれてゐる政府を有つ大國民でありながら、而も人民の半ば以上が窮民の境涯に沈淪するといふ豫想を、抱かざるを得ない。』

かかる豫想が如何に吾々を驚駭せしめ、これが除去を如何に熱望したとしても、害惡の病根は今となつては既に深く、貧民法の興える救済は極めて擴大されてゐるので、人道の士たるものは何人も、これが即時撤廢を敢て提唱し得ないであらう。しかしながら、この影響を緩和し、これを引續き現在の計畫のままに放置すれば停止するところはないと思はれるその將來の増大を停止せしめるために、徵稅總額を、現在の率で、または何らか他の率を定めて、固定し、如何なる理由によつてもこの額を超過しないこととする法律を制定しようといふ提唱が、行われてゐる。この提唱に對する反對點は、それでもやはり非常に多額の徵集が行われ、また非常に多數の貧民が養育されなければならず、その結果として貧民はその改訂を容易に識別することは出來ない、ということにある。各人は自分が困窮した場合には他人と同様に養育を受ける権利があると考へるであらう。そして右の固定額が徵集されて了つた時に偶々不幸にして困窮に陥つた者は、他人がこれほど多數にこの便

益を享受してゐるのに、自分だけ一切の救助から除外されるのは、特別な虐待だと考へるであらう。若し、貧民の数がどれだけ増加しても、徵集額が困窮者の全部に分割されるものとすれば、かかる案は、金額の固定後に被救恤者となつたものに就いては、それ程不公平ではないけれども、そのために、從來常にもつと多額の救済を受けておりこれを減額されるようなことは何もした覚えのないものには、疑いもなく極めて無情な仕打であらう(譯註)。そしてその何れの場合に於いても、社會が貧民の養育を引受け、而も、貧民の数が増加すれば必然的に飢餓と疾病とで死ななければならぬといふのは、確かに不當なことである。

〔譯註〕 これ以下は第三—六版のみ。

私は貧民法の問題に關して色々と熟慮したのであるから、従つて、現在のところ私には何ら本質的な反對論はないと自認する一つの漸次的貧民法廢止策を敢て茲に示唆しても許されることと思ふ。この策に就いて實際私は、貧民法が生み出す壓制や從屬や怠惰や不幸の擴大を吾々が痛感するようになり、かくて眞剣にこれが撤廢に努めるようになるならば、吾々は、これから私が述べようとする案そのものは別としても、その原理だけは、正義感の上から云つて採用せざるを得ないことと、ほぼ確信する。かくも廣汎な扶助制度を人道に背かずして廢止するに當つては、吾々はその中心原理を直接に考究し、且つ一切のかかる施設を急速に發達せしめこれを常にその目的に對し不十分なもの

のたらしめる根深い原因を防ぐように努めなければならぬ、と思われるのである。

現在の制度にかなりの改訂を行い、與えらるべき救済を縮減しまたはその増加を停止するためにすら、その豫備階梯として、吾々は、正義と名譽の上から、貧民の扶助を受ける権利を正式に取消さなければならぬ、と私には思われる(譯註)。

〔譯註〕 このパラグラフは第三一六版のみ。

この目的のために、私は、法律施行の日時から一年を経過した後に行われた結婚から生れた子供と、同じ日時から二年を経過した後生れた私生兒とは、教區の補助を受ける資格がないことを宣言した、法令を提唱したい。そしてこの法律を一般に周知せしめ、下層階級の人民の心にこれを強く印象せしめるために、各教區の牧師は、結婚豫告の發表後に、短い演説を行い、各人がその子供を自ら養育する強い義務のあること、この義務を果し得る見込がないのに結婚するのは不當であり不道徳でさえあること、専ら兩親の義務たるべきことを公けの施設をして援助せしめて來た從來の企ては貧民自身に害悪をもたらして來ていること、かかる制度は所期の目的と全然反對の結果を生ずるので終にこれを一切廢止することが絶対に必要なことがわかつたということを、説明すべきである。

これは何人もよく誤解し得ない正當な明瞭な正確な戒告として働き、そして特定の個人には誰に

も壓迫を加えずに、今後生れて來る世代を、殆んど計り知れぬ道徳的並びに物質的結果を生ずるところの政府と富者との悲惨な絶望的な從屬から、直ちに解放するであろう(譯註)。

〔譯註〕 第二版ではこれに續いてなお次の如くあつたが、これは第三版以下で削除された。――

「……解放するであろう。貧民がその受ける善惡の一切につき絶えずかかる源泉を當てにするのを常とする時には、彼らの精神は殆んど必然的に、境遇の壓迫を受けて困窮する時には常に社會の上流階級に對する焦躁の念を感ずるに違いない。

「私はこれまで屢々、我國の貧民に凶作に際し代用食を探らせるには色々説得しなければならぬといつたので、大きな驚き聲が擧げられているのを、聽いている。しかし私は告白するが、私はこの事實で毫末も驚いたことはない。貧民は、教區が彼らに供給をせざるを得ないのだ、と教えられている。彼らは當然にこれは豊かな供給源であると思ひ、そして慣れない何らかの食物を提供されると、彼らはこれを以て教區の義務の違反であり、それは訴える場所のない苛酷な必然の法則から生ずるものではなく社會の上流階級の不正と冷酷から生ずるものと考え、これに對抗して強者の權に訴えようと望むであろう。彼らがこうした場合に一般に用いる言葉は、こうである、「彼らが吾々に食わせようとするものを見ても、彼らはい、い、自身こんなものが食えるだらうか。彼らの誰かがこんなものを食つて一日の仕事をするのを見たいものだ。」ここで彼らと云うのは、議會や市長や判事や教區や一般に社會の上流階級全部のことである。缺乏の續く間見られる精神の焦躁と便法の無策とは、この場合、統制過度の惡制度から發するものである。貧民がひとたび、貧民法の廢止と彼らの眞の地位に關する正當な知識により、彼ら自身により多く頼るべきことを教えられるならば、彼らは資源に於いて十分豊かになり、絶對的に救済し得ない害悪を彼らが

人たるの剛毅とクリスト教徒たる忍従とを以て耐えることを、吾々は安んじ得るであろう。』

右に提唱した公けの戒告が與えられ、今後に生れて來る世代に就いては貧民法の制度が行われなくなつた後に、若し何人かが家族を養い得る見込なしに結婚しようとしても、それは全く彼れの自由である。私の意見によれば、この場合結婚は明かに不道德な行爲であるけれども、しかしそれは社會が正當に防止しまたは處罰し得る行爲ではない。蓋しこれに對して自然の法則によつて用意された處罰は、この行爲を犯した個人に直接に且つ最も峻烈に落ちかかり、社會には彼を通して單により間接的に且つ微弱に落ちかかるに過ぎないからである。自然が吾々に代つて支配し處罰せんとしている時には、自然の手から鞭を奪い取つて吾々自身が刑の執行者の汚名を着ようというのは、つまらない野心である。従つて彼れの處罰は、これを自然の處罰に、すなわち困窮という處罰に任せておいてよい。彼は最も明かな正確な警告を破つて過ちを犯したのであり、従つてその過失の結果に惱んだからとて、自分以外に誰を怨む理由もあり得ない。彼には一切の教區の補助は拒絶され、そして私的慈善による不確實な扶助に委ねらるべきである。彼は、神の法則たる自然の法則の再三の訓戒に従わないのでこの法則が彼とその家族とを苦難に陥れたのであり、彼れの労働が正當に購い得るもの以上には最少量の食物さえ社會に請求する權利は少しも有たず、そして若し彼れの不謹慎の自然的結果たる苦惱から彼とその家族が救われるとすれば、それは或る親切な慈善家の憐みに

よるものであつて、従つて彼はその人に滿腔の感謝を捧ぐべきである、と教えられるべきである。

この制度が行われても、極貧者の数が慈善家の扶助の能力と意思の及ばぬほどになると心配する必要はない。私的慈善の實行範圍は、恐らく、今日よりも大きくなることはないであろう。そして主もな困難は、慈善家の手を抑制して、困窮者を見境なく扶助し過ぎて他人の怠惰や無思慮を奨励することのないようにすることに、あろう。

私生兒について云えば、適當な戒告を與えた後は、彼らには教區の補助に對する請求補を少しも認めず、全然私的慈善の扶助に委ねるべきである。若し兩親がその子供を遺棄するならば、彼らはこの犯罪の責任を負わさるべきである。幼兒は、比較的に云えば、社會にとつて殆んど價值がないが、それは他の幼兒が直ちにその地位を補充するからである。幼兒の主たる價值は、それが人間性の最も快い愛情の一つたる父母の愛の對象たるところにある。しかし若しこの價值を、これを感じ得る唯一の人が無視するとすれば、社會はこれに代るべき義務はなく（譯註）、そして、これを養育する義務ある人間の遺棄または故意の虐待の罪を處罰する以上に、これを保護する義務は有たないのである。

〔譯註〕 これ以下のところは、第二版では次の如くなつてゐる、――

『そして、その殺害または故意の虐待の場合にはかかる犯罪の處罰の一般的規則に従う以上に、これを

保護する責務は有たないのであるが、この一般的規則は、この特定の場合に於いてその目的が國家にとり
 價値あると否とを問わず、道徳の利益から云つてこれを守るべき義務があるのである。』

現在かかる子供は教區の保護の下に置かれ、¹⁾ 少くともロンドンでは一般に一年以内に死亡する。
 社會の蒙る損失は同一であるが、しかし、關係者が多いのでこの罪は輕視され、死亡は、兩親が神と
 社會とに對して責任を負うべき行爲の必然的結果とは考えられないで、神の御召と解釋されている。

1) 私は、捨兒が絶えず公共の養育を受けるといふ事實が、フランスと英蘭といふヨオロッパの最も富
 裕な二國に於いて捨兒の数が非常に多い原因である、と考ふる點に於いて、サア・F・M・イードゥン氏
 と同意見である。State of the Poor, vol. i. p. 339.

しかしながら、兩親の逃亡は片親の逃亡ほど普通ではない。召使や労働者が私生兒をもつたとき
 には、逃亡するのは全く當然のことであり、また妻と多數の子供をもつ男が、遠方へ逃げて彼らを
 教區に委ねるのも決して稀れではなく、實際私は、よく働く善良な男が、妻と六人の子供を養う最
 良の方法として、これをやつて見ようとした話を聞いたことがある。¹⁾ 若しこうした頻々たる逃亡の
 事實だけが或る國で話されたら、英蘭人の性格についてよくない奇妙な推論が下されるであろうが、
 しかし我國の公けの施設の説明が行われたときには、この不審もなくなるであろう。

1) 『社會の貧民階級の多くが、法律の寛大を利用し、その妻子を教區に委ねることに就いて讀者は本

書の後の部分に於いて十分の證據を見出すのである。』 Sir F. M. Eden on the State of the Poor, vol.
 i. p. 339.

自然の法則により、子供は、直接に且つ専ら、その兩親の保護に委ねられる。自然の法則により、
 子供の母親も殆んど同様に強力に且つ専らその子供の父親に委ねられる。若しかかる紐帯が自然の
 残したままの状態にあり、そして男が妻子の養育は彼のみの義務であることを知つたならば、彼ら
 を遺棄するような残忍な人間が十人もいようとは思わない。しかし我國の法律は、自然の法則に反
 して、兩親がその子供を捨てれば他人がその養育を引受け、男が女を捨てても女はやはり何處かで
 保護を得ることが出来る、と宣言している。換言すれば、吾々は一切の努力を拂つて自然の紐帯を
 薄弱にし無効にしようとしていながら、しかも人間は不自然だと云つているのである。しかし事實
 は、かくの如くして自然の法則に反し、人類の心情の最善至向の情の蹂躪に對し奨勵金を與えるよ
 うな法律を制定する社會そのものが、政治體として不自然なのである。

大抵の教區では、私生兒の父親が捕えられると、牢獄の恐怖で嚇かして結婚させようとするのが
 普通であるが、しかしかかる處置は確かに如何に非難しても非難し過ぎるといふことはあり得ない。
 第一に、これは教區役員として極めて淺はかなやり方である。蓋しこれが成功すれば、現在の制度
 に及ぼす影響としては、養わなければならぬ子供の数が一人の代りに三、四人となることであろう。

第二に、これほどひどい汚らしい宗教上の儀式の冒瀆は考え得ない。かかる強制的結婚によつて女子の品性が恢復されるとか、男子の道徳的價値が神前で嘘をつくことによつて高められると信ずるものは、優雅と徳性について、吾々が正しいと考えるように教えられているものとは極めて異なる觀念を有つものと、云うべきである。若し男が結婚の約束で女を欺いて關係するとすれば、彼は疑いもなく極めて惨忍な行爲を犯したものであり、これより嚴重な刑罰に値する犯罪は殆んどないのであるが、しかし彼を強いてもう一度嘘をつかせ、結婚の相手たる女を恐らく不幸にし、そして社會に窮貧民の一家を背負わせるのは、私の最も望まないことである。

各人が、嫡出と私生と問わず、自分の子供を養わなければならぬという義務は、極めて明白強力なるものであるから、この目的に合致するその實行權力を社會に賦與するのは、正當なことである。しかし私は、市民的權力の發揮は、それが如何に誇大であつても、子供の養育は將來専ら兩親の責任であり若し道棄された場合には偶然的な慈善にのみ委ねられるという知識の普及に比べれば、その半分も効果がないと信ずるのである。

自分は何も特別な罪を犯したわけではない母親とその子供が、父親の非行のために苦しむというのは、ひどいことに思われるかも知れないが、しかしこれは自然の不變的法則の一つなのである。そしてこのことがわかれば、吾々は、この法則に組織的に反對しようと思ふならば、それに先立つ

て先ずこの問題を再思し、その立論の根據を十分確かめなければならぬ。

神が十戒の中で、親の罪を子に報いると云つてゐるからといつて、神の仁慈を非難する聲を屢々耳にするが、しかしこの攻撃は恐らく十分な考慮が足らないものである。人間性の全構造に非常な完全な根本的な變化がない限り、人間を天使たらしめまたは少くとも現在の状態と全く異つた何もかたらしめぬ限り、かかる法則の存在することは絶対に必要と思われる。子供がその道徳的及び社會的狀態に於いてその兩親の行爲により影響されないようにするには、不斷の奇蹟——これは恐らく名辭矛盾であるが——を必要としないであろうか。

兩親に育てられたもので、現在兩親の徳行により何もものを享受し、またはその罪により何もものに苦しんでいない者が、あるであろうか。兩親の愼慮や正義や慈悲や節制によりその徳性が或る程度高められ、または反對の事情によりこれを低められていない者が、あるであろうか。兩親の名聲や先見や勤勉や幸運によりその市民的境遇が高められ、またはその無節制や不愼慮や怠惰や不運によりこれを低められていない者が、あるであろうか。そして、この福祉の承繼に關する知識が、どれだけ道徳的努力を刺戟し活氣づけてゐるであろうか。この確信に出發して、兩親は、子供に良い教育を與え世の中に於ける將來の社會的地位に備えるために、如何に熱心不斷に努力することであろう。男が妻子に何の苦痛を與えずに放置したり遺棄したりすることが出来るならば、妻をそれ

ほど愛せず、または結婚生活の拘束に倦きて、家庭の心配や苦勞から逃れ獨身者としての自由と獨立に立歸る者は、如何に數多いことであろう。しかし兩親の過失のために子供が苦勞するかも知れぬという考慮は、罪惡に對してすら大きな拘束力を有つてゐる。そして、自分自身の關する限りではその習慣的生活法の結果を無視するような精神状態にある多くの人も、その子供が自分の罪惡と愚行のために苦しまないようにと非常に心配してゐる。従つて世界の道德的政府に於いては、親の罪が子に報いるのは明かに必要と思われる。そして若し吾々の誇大な虚榮心から、この法則に組織的に反對しようと努めることにより、吾々が私的社會をよりよく支配し得ると想像するならば、吾は大きな誤りを犯してゐることがわかつて思ふのである。

私が右に提唱した案が採用されるならば、貧民税は數年にして極めて急速に減少しはじめ、遠からずして完全に消滅するであろう。而も現在私の考える限りでは、これによつて欺かれたり損害を蒙つたりするものは一人もなく、従つて何人も不平を云う正當な權利は有ち得ないであろう。

しかしながら、貧民法の撤廢はそれだけでは十分ではない。そしてこの制度を過大視する人に對する明かな回答は、彼らに、かかる法律の行われていない他國の貧民の状態を眺め、これを英蘭に於ける彼らの境遇と比較せよ、と云うにある。しかしこの比較は多くの點に於いて不公正であり、かかる制度の有用か否かを決して決定するものではないことを、認めなければならぬ。英蘭は非常

に大きな自然的及び政治的利益を有つてゐるが、この場合英蘭と比較すべき國は明かにこれを缺いてゐることがわかるであろう。英蘭の土地と氣候との性質は良いので、或る國々にあるような殆んど普遍的な凶作は英蘭には決して起らない。その島國たる地位と廣汎な通商とは、輸入に特に有利である。その多數の工業は、農業に従事してゐない殆んど總ての者を雇傭し、そして土地と勞働との年生産物をその住民の全部に規則正しく分配する手段を提供する。しかし、なかならず、大多數の人々を通じて、人生の便宜品と愉樂品に對する決定的な嗜好と、その境遇を改善せんとする強力な願望（かの社會繁榮の主發條）と、従つてまた最も賞讃すべき勤勞と先見との精神が、普及してゐるのが見られる。專制國の特徴たる絶望的怠惰とはかくも反對のかかる氣質は、英蘭の政府の組織とその優秀な法律が生み出したものであり、これは各人にその勤勞の生産物を確保するものである。従つて、他國と比較して見て、英蘭がその貧民の状態について長があるように見えても、この優越は全く右の有利な事情に歸せらるべきものであつて、貧民法に歸せらるべきものではない。一つの點で醜い女も、この點では相當に美しい他の女よりも遙かに美人のことがあるが、しかしその結果として、前者がより、美人なのはこの特殊な醜さがあるためだと主張したら、それは寧ろ變なことであろう。貧民法は常に我國の自然的及び後天的利益を打消す傾向があつた。幸にもかかる利益は非常に大きく、従つて弱められはしたものの全然消失させられることは出來ず、そしてかかる利

益と、この法律自身が作り出す結婚に對する妨げとがあるために、英蘭はこれまでかくも久しい間この有害な制度に堪えることが出来たのである。恐らく世界には、革命前のオランダを除いては、これだけの期間これほど完全にかかる制度を實施して全滅しないで済んだ國は、他に一つもないであらう。

或るものは愛蘭に貧民法を制定しようとして提唱しているが、庶民の状態の低劣なところから見ると、かかる法律を制定すれば、土地財産の全部が間もなく吸収されるか、または同制度が絶望裡に撤廢されるべきことを疑う理由は、殆んどない。

氣候不順なため一般的不作が起りまた國が貧しいため多額の輸入が不可能なので、飢饉が稀ではない、スウェーデンに於いては、英蘭のそれのような救濟制度を樹立しようという企ては（若しその實施の物理的不可能によつて急速に放棄されないならば）、國の財産を隅から隅まで均等にしていまい、そして社會組織を顛倒せしめて爲めに豐作が回起しても絶対に舊態に復せしめないであらう。

あれほど位置と氣候の利得を有つフランスですら、人口増加の傾向は極めて大であり、また下層階級の人民の間では先見が丸でないので、若し貧民法が制定されるならば、土地財産は間もなくその重荷の下に沈んでしまい、人民の困窮は同時に増大するであらう。かかる考慮に基づいて、貧民

委員會は、革命の初期に、當時提唱されていたかかる制度の設定を否決したが、これは極めて適當な賢明な處置であつた。

オランダという例外は、若しそれが例外であるとすれば、極めて特殊な事情から生じたものであらう——それはすなわち、面積の小さい割合にその外國貿易が廣大であり外國への移殖民が數多く、同時に國の大部分が極度に不健康地であるために他國に通常見られるよりも平均死亡率が遙かに高いという事情である。これが思うに、オランダをして、その貧民の管理について有名ならしめ、また救濟を求める總ての者を雇傭し扶養し得せしめるに、主として貢獻した、人の眼に觸れぬ原因であつた。

ドイツはどの地方も廣汎な救濟制度を維持するに足るほど富んでいない。しかし私は、この制度がないので、ドイツの或る地方に於ける下層階級の人民の状態は、英蘭に於ける同じ階級の状態よりも良好なのである、と考える。スイスでも、同じ理由により、最近の擾亂以前には、彼らの境遇は恐らく普く英蘭の場合より良好であつた。そしてデンマアク領のホルシュタイン及びシユレスウイヒ公領を旅行した際には、下層階級の人民の家屋はより、さつぱりしておりより、良いように私は思われたし、また一般に彼らの間の貧困と困窮の徴候は、我國の同じ階級のものよりも少かつた。ノルウェイは氣候が苛烈で不順という不利益があるにも拘わらず、私が數週間のこの國に滞在し

た間にいささか眼にしたところ、他人から集め得た知識とから見ると、貧民は平均して英蘭より豊かであると考え。彼らの衣住は屢々優秀であり、また白パンはなかつたが、肉や魚や牛乳は我國の労働者よりも遙かに多く有つてゐる。そして私は特に、農業者の子供は、英蘭の同種のものよりも遙かに丈夫で健康そうなる若者であることを、認めた。土地と氣候とから見て期待され得るところよりもかくの如く幸福の程度が高いのは、殆んど専ら、人口に對する豫防的防げの作用程度の高いつところから生ずるものである。この防げを破壊する貧民法制度の設定は、忽ちに下層階級の人民を最も甚だしい貧困と困窮の状態に陥れ、その勤勞従つてまた國の土地と労働の生産物を減少せしめ、凶作時に於ける工夫の資源を薄弱ならしめ、終には國を繼續的飢饉の一切の恐怖の中に陥れるであらう。

若し愛蘭やスペインやその他多數の南方諸國のように、人民の状態が低劣であつたために結果を顧慮せずその種を繁殖するとすれば、貧民法の有無は大したことでない。ありと凡ゆる形態の窮乏はその増加に對する優越的妨げでなければならぬ。貧民法は實に常に、國の一般的資源を減退せしめることにより害悪を加重する傾向があり、そしてかかる事態の下に於いては極めて短期間しか存在し得ないが、しかし貧民法の有無に關係なく、如何なる人類の工夫と努力としる、人民を最も甚だしい貧困と困窮から救ふことは出来ないものである。

第九章

人口に關する通説を是正する方法に就いて

人口を奨励する一切の積極的施設を廢止するだけでは足りない。吾々は同時に、これと同一の影響を、または恐らくより、有力な影響さえ有つ、通説の是正に努めなければならぬ。これは必ずや時日を要する仕事でなければならず、そして、著作や會話でかかる問題に關するより、正しい思想を流布し、且つ出来るだけ強力に、公衆の心に、單にその種を繁殖するのが人間の義務ではなく、徳と幸福を擴充するのがその義務なのであり、またこの義務を果し得る相當十分の見込がなければ彼は決して子孫を残す必要はないということを、極印するに努めることによつてのみ、成就され得るものである(譯註)。

〔譯註〕 第二版ではこの次に數バラグラフあつたが、第三版以下では削除された。それは次の如くである。

『子供のないものと、多數の家族を育て上げたものとを、偏見を有たずに比較し、社會の一般的幸福に對する兩者の異なる影響を正しく評價しなければならぬ。』

『十人か十二人の子供を育て、またその息子達が恐らく祖國のために戦つてゐるといふ主婦は、社會は

第四篇 第九章 人口に關する通説を是正する方法に就いて

自分に負うところ極めて大であると考え勝ちであり、また社會は一般にこの想像的負債を十分に認める氣持がある。しかしこの問題を正しく考察し、この尊敬されている主婦と無視されている老婢とを正義の秤で計つて見ると、主婦の方が輕くて問題にならぬということもあり得る。彼女は國家に對する大きな恩人であるよりは寧ろ獨占者の性質を有つことがわかるであらう。若し彼女が結婚せず多數の子供を有たなければ、他の社會員がこの満足を味つたことであらう。そして彼女の息子が他の婦人の息子よりも國のためによく戦うものと考えらるべき特別の理由はない。老婢の方はこれに反し、自己の地位を墮すことによつて他のものを喜ばせてやつているのである。その自己犠牲が、困厄を少しも加えることなく他人の結婚の餘地を作つたのである。而も彼女は、大抵の男のように、一つの誤りを避けてその反對の誤りに陥るといふことは、していない。彼女は、自ら結婚してその上二十人の娘に各々百磅づつを分與した場合よりも、社會の他の人々に對し結婚の楽しみから生ずる幸福を眞により多く與えたのであり、二十人の娘が百磅づつ分與されても、彼ら自身の幸福は、子供の養育と職業の獲得と一貫した利益が增大するから、寧ろ如何か他の場所での他の二十人の娘が獨身を餘儀なくされるといふ事象よりも、相殺されてしまつたことである。救治の道のない凶作に際して眞に慈悲の心を有つ人と同じく、彼女は、他の人々を壓迫してその境遇を引下げることにより少數の特定者を育てる代りに、自分自身の消費を減じたのである。従つて、公平に比較すれば、かの主婦よりもこの老婢の方が當然社會の感謝に値する。主婦は結婚を促した特殊の動機は、確かにその國の福祉ではなかつた。老婢の行爲が社會に與へた利益は、主婦の行爲に動かされたのであることは疑いもなく事實であるが、しかしこの念は必ずや彼女自身に歸してしまつていないに違いないけれども、しかし従つて彼女の行爲は直接にこの念に發するものではないと云つて、これに適當な尊敬を拂わないのは、最高度に不得策であり不當である。これは人の出來ない徳行を強要するもので

ある。若し吾々が是なりとすむ人に報いを與えず、専ら一般的慈悲心に動かされているものみに報いを與えんとすれば、善行に對するこの有力な刺戟は屢々發揮されはしなくなるであらう。

『何らかの仕方では結婚したくない婦人は殆んどない。この老婢は、愛着を感じたことが一度もないか、またはその點で失望を感じているのであるから、彼女の經て來た事情の下に於いては最も妥當な行動をとつたのであり、そして、夫に對し適當な愛も、または少くとも尊敬も、懐かずに結婚する婦人——これはもつと非難されて然るべきであるがしかしそれほどは非難されていない不道徳である——よりも、遙かに有徳な名譽ある役割を社會に於いて演じたものである。』

『若しこの種の比較に於いて、吾々が、生活資料以上に増加せんとする人口の一般的傾向を考察して、老婢の行爲の方が主婦の行爲よりも社會の幸福に對し寄與するところが大であることを、認めざるを得ないとすれば、もつと公平に兩者の相對的長所に應じて吾々が名譽と尊敬の念を捧げないのは、實に不當であるばかりでなく、著しく不得策であることが、確かにわかるであらう。獨身の婦人を特別に區別して報いるということまではすべきではないとしても、公正と政策とに關する最も平明な諸原理は、個人的品性によつて蒐め得る尊敬の程度はその特定の地位によつて決して阻害せらるべきではなく、また地位や席次や儀禮的配慮に關しては、彼らは既婚婦人と全く平等であるべきことを、要求するのである。』

『しかしながら、家族もこの既婚者の生活が獨身者のそれよりも重大であることは、やはり間違いない。蓋し既に生れた子供がいる場合には、それが十分の世話を受け十分の教育を受けることは最も重要なことであり、そしてこの點に就いては兩親がなくなればその可能性は減多になくなるからである。吾々の目的は單に、結婚の義務に關する通説を是正し、これを積極的に阻害することなくして、既婚婦人を持つてゐる尊敬及び名譽と獨身婦人に伴う無視と不便とにより結婚に引きつけられまたはこれに驅り立てられ

るのを、妨げることにあるべきである。

『輕佻な十六歳の少女が、結婚しているからと云つて、社會の禮法上三十歳の婦人の保護者と考えられ、室に入るときは先頭となり、食卓では最も上座を與えられ、社會の注意を特に寛める花形であるといふのは、全く不合理でもあれば不當でもある。こうした區別と、これに加ふるに獨身婦人は非常に長い間親の膝下で暮さねばならず、また凡ゆる場合に繪畫で云えば背景に甘んじていなければならぬといふ事情が、多数の若い婦人をして、その自然的志向に反し、またその望みの夫のことを大して考えずに、結婚させる力を有つことを、否定するものは、思うに物を考えるに當つて人間性の知識を餘り持ち合せない人である。そして事情の許す限りかかる慣習が變り、また婦人が享受する尊敬と自由とが、既婚未婚の別よりは個人的品性と妥當な行爲とによつて決定されるようになるまでは、上流階級の間では大きな獎勵金を與えて結婚を獎勵していることになるのを、認めなければならぬのである。』

なお次のパラグラフにも第三版で用語上の訂正が行われた。

社會の上流階級の間では、結婚が行われ過ぎるのを恐れる理由は大してない。この問題に關するより、正しい思想が流布されれば、この社會部分でも、大きな役割を果たし、多くの不幸な結婚が防止されるけれども、吾々がこの目的のために特別の努力をするとなしなるとに拘わらず、教育及び或る身分と殆んど常に結びついている程度の適度の自負心と獨立心とは、結婚に對する慎慮的妨げを著しい程度に確實に作用せしめるものと、安んじてよいであろう。従つて、社會がこの階級の成員に合理的に要求しなければならぬことは、彼らが養い得ない家族を有つてはならぬということだけ

である。これは積極的義務として命令して差支えなからう。が、これ以上の凡ゆる抑制は、選擇と嗜好の問題と考へなければならぬ。しかし上流社會に行われている習慣について吾々が既に知るところから見ると、この目的を達するためには、獨身婦人により、大きな尊敬と個人的自由を與え、彼らと既婚婦人とをもつと同等に待遇する以上には——かかる改變は、當面の特殊目的は別にしても、最も平明な平等の原則が要求すると思われるが——殆んど必要がないと考へる理由がある。

若し、社會の上流階級では、結婚に對する慎慮的妨げの十分な作用を確保するという目的が、大した困難もなく達成し得られるように思われるとすれば、この點の主要重點をなす社會の下層社會について明かに採るべき處置は、社會の教育ある部分に於いてこの目的の達成をかくも便ならしめている知識と先見との一部分を、彼らに擴めんと努めるにあるであろう。

この目的を達するに最もよい機會は、恐らく、アダム・スミスの提唱したものと類似の案に従つて、¹⁾ 教區教育制度を設定することによつて得られるであろう。通常の教課目と彼が擧げている課目との外に、私は、人口原理によつて影響を受ける社會の下層階級の眞狀と、その結果として彼らの幸福が窮乏の大部分が彼ら自身に依存するといふ事實とを、再三説明することを、強調したいと思ふ。この説明に當つては、結婚の望ましいものであるといふことを、少しでも過少評價するのは、その必要もなければ、またそうするのは適當でもない。それは常に、その實際のままに、すなわち

人間の性質に特に適合し、幸福を増進し罪惡を除去するに著しく有效なものであると、説明すべきである。しかし財産やその他の好ましい目的物と同様に、結婚の利益は一定の條件の下に於いてのみ到達されるものであることを、教えるべきである。そして青年が、結婚の大いに望ましいものであることを確信し、同時にまた家族を養育する能力が禍福を眞に享受し得るための唯一の條件であることを確信するならば、これは結婚前における勤勞と謹嚴に對する最も有效な動機となり、そして獨身労働者が必然的にもつ所得の餘剰を今日通常見られるように怠惰と罪惡に消費することなく、合理的な望ましい目的の達成のために貯蓄させる、有力な誘因となるであろう。

1) Wealth of Nations, vol. iii. p. v. c. i. p. 187.

若し時が経つにつれて、これらの學校で教える教課に經濟學の最も簡單な原則の若干が加えられるならば、社會に及ぼす利益は殆んど測り知れないものがあるであろう。最近の凶作の際に、労働者と話し合つた時、私は、穀物の問題に關する根強い偏見を見てこの上なく失望を感じ、眞に自由な政府とかかる程度の無智とは殆んど絶對に兩立しないことを痛感したのを、告白せざるを得ない。この謬想たるや、それに従つて行動したならば必ずや權力によつて鎮壓されるといつた類のものであり、そして常にかかる目的を達するに足る如き權力を政府に與えれば、殆んど間違ひなく、この權力は不當に行使され臣民の自由を危殆ならしめることになるのである(譯註1)。

1) アダム・スミスは、これらの教區學校で幾何學と機械學の初歩を教えることを提唱しているが、しかし私は、市場を規制する普通の原理を十分明瞭に教えたなら非常に役に立つことと考へざるを得ない。この問題は確かに下層階級の人民と密接な關係があるから、彼らの注意を惹くことと思われ。同時にまた、社會の有識階級がこれらの原則に就いて一般に無智なことを考へると、この點に就いて少しでも樂觀することは出来ない、と告白せざるを得ない。しかしながら、若し經濟學を庶民に教へることが出来なるとして、私は實際、それは大學教育の一分科たるべきものと考へる。蘇格蘭はこの點の模範を示しているが、吾々はこれに倣うのに後れをとつてはならない。地方の紳士やなかなか僧侶は、不幸にして凶作の起る毎に無智のためその害惡を加重しないようにするのが、極めて重要である。最近の食物不足に際し、我國の紳士と僧侶の半ばは、煽動罪で告發されるだけのことが十分にあつた。農業者や穀物商人に對する庶民の反感を演説や説教でたきつけた後に、貧民はどれだけ壓迫され欺瞞されても平和を維持するのがその義務であると冷静に述べたところ、それは彼らの流布した毒に對しては力のない解毒劑に過ぎなかつたのだ。それは謀反者は總て善人だと繰返して述べたアントニイの言葉と同じようなものであるが、この言葉は彼らの家も彼らの身體も暴徒の攻撃から救わなかつたのである。經濟學は恐らく、その無智が實に福祉の喪失であるばかりでなく大きな積極的害惡を生むと云い得る、唯一の科學である。

「一八二五年」この註は一八〇三年に執筆したものである。そして、一八二五年の末に、私が二十二年前に極めて望ましいことと述べたことが今や達成されようとして思われるのは、私にとり特に満足に堪えないことである。この期間には經濟學に對し一般に拂われる注意が増大し、ケインブリジ、ロンドン、及びリヴァプールでは經濟學の講義が行われ、オクスフォードでは最近講座が置かれ、首都には大學の計畫があり、なかなしく工科學院が開かれるが、これは間もなく、英蘭に於ける上流、中流、及び勞

働階級の極めて重要な部分に、経済學の基礎原理が極めて役に立つ程度に普及する完全な希望を興えるものである。(譯註——この註のうち一八二五年附記の部分は第六版のみに現わる。)

2) 一八〇〇年及び一八〇一年。

〔譯註1〕 第二版ではここになお次の一文があつたが、これは第三版以下では削除された、——

『そしてかくの如く考えることは、凡ゆる自由の擁護者にとり、失望に堪えないことたらざるを得ない。』

吾々は貧民に巨大な金額を浪費して來ているが、これは常に彼らの窮乏を加重する傾向があつたと考えるべき凡ゆる理由がある。しかし、彼らの境遇を眞に向上せしめ、彼らをもつと幸福なものと平和な人間にするために吾々が爲し得る恐らく唯一の手段たる、彼らの教育と、彼らに最も密接な關係のある重要な政治的眞理の普及については、吾々の行つて來たことは憐れなほど不十分である。英蘭の下層階級の人民の教育が、單に、個人の寄附で維持され、この個人は教程の中にどんな偏見でも勝手に加えることの出來る、少數の日曜學校に委ねられているのは、確かに大きな國辱である。而もこの日曜學校の改善ですら(と)というのは、或る點では非難の餘地があり、また全體に不完全であるけれども、私はやはりこれを改善と考えざるを得ない、極めて最近のことである。¹⁾

1) 一八〇三年記。

人民の教育に對して從來行われている反對論は、私には、單に反自由主義的であるばかりでなく、

この上なく薄弱であると思われる。これに反し、吾々が出來る下層階級の人民の境遇を改善する手段を止めるのがよいと云うからには、この議論は極めて強力であり、最も明白適切な必然性によつて支持されなければならぬ。理論から得られたこの反對論に對する駁論に聽従しようとしなないものも、思うに、經驗によつて吟味された結果を拒否することは出來ない。そこで私は問いたい、蘇格蘭の下層階級の人民が有つている周知の優秀な教育の便宜は、彼らの間に騒亂や不滿の精神を作り出す傾向を示したか否か、と。而も蘇格蘭は英蘭よりも、土壤や氣候が自然的に劣るので、缺乏の壓迫が一層絶えざるものがあり、飢饉はその度数が多かりでなくその程度も一層甚だしい。蘇格蘭の場合、人民の間の知識の普及は、適度にその慎慮と先見の習慣を増進することによつてその境遇を本質的に改善するに足るほどではないが、而も擾亂の愚と無效とを知つてその蒙る害惡に忍耐強く堪えさせる効果は、有つてゐる。教育ある蘇格蘭の農民の平靜な平和な習慣を、無智な愛蘭人の擾亂的性質と比較して見れば、公平な思索者は誰もわかるところがある筈である。

英蘭の國民教育制度に對する私の耳にしたことのある反對論の主なものたるは、庶民はペインの著書のようなものを讀む能力を興えられ、その結果として恐らく政府にとり致命的なものとなる、といふにある。しかしこの問題に關しては、私は、教育を受け知識のある人民は、無智な人民よりも、煽動的著作に誘惑される傾向は遙かに少く、私心や野心のある煽動家の虚偽の言説を看破する能力

が遙かに大であると考える上に於いて、アダム・スミスに衷心から賛成である。一つの教区内に一、二人の讀書家がいれば多大の煽動的言説を流布することが出来る。そして若し彼らが人氣ある側に立てば、聴衆に最も受ける章句だけを選び、その辯舌が最大の効果ある瞬間を捉えることによつて、その教区の各個人が自分で全著作を読んで判断し、同時のその眼に入るはずの反對論もこれを読んで判断することが出来るという場合よりも、遙かに多大の害悪を恐らく及ぼし得るであろう。

1) Wealth of Nations, vol. iii. p. v. c. i. p. 193.

しかしこれに加うるに、若しこれらの學校が人民にその境遇の眞の性質を教える手段とされるならば、すなわち若し彼らが、その實際の通りに、彼ら自身勤勞と愼慮とが増加しなければ政府がどれだけ變つてもその境遇は本質的に改善され得ず、たとえ何か特別の災厄から免かれることが出来てもその家族を養うという大事な點では殆んどまたは恐らく全く利益を受けるものではなく、革命は勞働の供給の需要に對する比例または食物量の消費者數に對する比例を彼らに有利に変更するものではなく、そして若し勞働の供給が需要よりも大であり、食物に對する需要が供給よりも大であるならば、人類の想像力が考得る最も自由な最も完全な最も運用よろしきを得た政府の下に於いても極度に激しい困窮に悩むこととならうということが、教えられるならば、アダム・スミスの言は疑いもなくその重要性を倍加するであろう。

これらの眞理に關する知識は、平和と靜穩を促進し、煽動的著作の効果を弱め、既成の權威に對する一切の云われぬ惡意の反抗を防止する、極めて明かな傾向を有つていたのであるから、それでもなお庶民の教育に反對する者は、壓制の口實として彼らの無智を助長し、行政府の権力と勢力を助長する意思があるものと考えて、差支えないであろう。

社會の下層階級が幸福となるか窮乏に陥るかは主として彼ら自身に依存するといふその眞の立場を説明してやる外に、教區學校は、なお幼年教育を行い賞與を公平に與えて、次の世代の謹嚴と勤勞と獨立と愼慮との習慣及びその宗教的義務を適當に履行する習慣を養成する最も良い機會をもつであろうが、かかる習慣は彼らを現在の低劣な状態から向上させ、そして概言すれば確かにより優れた習慣をもつ中流階級に或る程度接近させるであろう。

大抵の國で下層階級の人民の間には、困窮標準とも云うべき、それ以下では彼らは結婚して種を繁殖し続けようとはしない點がある。この標準は國を異にするにつれて異り、そして土壤、氣候、政府、知識程度、及び文明等の各種の共存事情によつて形成される。これを引上げるに役立つ主要な事情は、自由、財産の安固、知識の普及、及び生活便宜品及び愉樂品に對する嗜好である。これを引下げるに主として役立つものは壓制と無知である。

社會の勞働階級（譯註1）の境遇を改善せんとする企圖に於いては、吾々の目的は（譯註2）獨立

の精神と立派な自負心と清潔及び愉樂に對する嗜好とを涵養して、以てこの標準を出来るだけ引上げることにしなければならない（譯註3）。良い政府が社會の下層階級の慎慮的習慣と自尊心を増進する効果があることは既にこれを強調したが、しかし確かに、良い教育制度がない限り、この効果は常に不完全であろう。そして實際、庶民の教育を行わない政府は完全の域に接近し得ない。教育から得られる利益は人数に限りなく享受し得る利益に屬し、そして政府はこの利益を與える能力を有つのであるから、これを行うのは疑いもなく政府の義務である。

〔譯註1〕 第二版ではこれは『下層階級』とある。

〔譯註2〕 第二版ではここに『貧民の間に於ける』の句が入る。

〔譯註3〕 第二版ではこれ以下のところに次の如くある、――

『これらの習慣は普通教育制度によつて最もよく涵養され、そして強固に固定された際には、彼らがかかる利益を失わざるを得ないと豫想されるのに結婚するのを防止する最も有力な手段となり、従つて彼らの中流階級に接近せしめるであろう。』

第十章 吾々の慈善の指導に就いて

さらになお、吾々の私的慈善を指導し、以て、人口が生活資料の限界を餘りに緊密に壓迫するのを防止することにより労働階級の人民の境遇を改善しようという、當面の大目的を妨害しないようにする方法に關する、重要な興味ある問題が残つてゐる。

吾々を促して困窮に苦しむ同胞を救済させようとする感情は、吾々の他の一切の自然的情欲と同様に、一般的であり、また或る程度まで無分別で盲目的である。吾々の同情心は、實世界の殆んど如何なる出來事よりも、演劇の巧みに仕組まれた場面や小説の作り話によつて、高調に達せしめられることのあるもので、従つて十人の乞食に取り圍まれた場合に、それ以上聞きもしないで感情の第一衝動だけに聽従するならば、吾々は疑いもなくその中で芝居が一番上手な者に施しをするであらう。従つて慈悲の衝動も、愛や怒りや功名心の衝動とか、飲食の欲望とか、その他凡ゆる自然的志向と同じく、經驗によつて規正し、また屢、功利による吟味を行わなければならぬのであり、然らばそれは所期の目的を挫折することとなるのは、明かである。

両性間の情欲の明かな目的は、種を保存し、また男女の間に、その幸福を促進し、同時に無力な

幼児に適當な注意を拂い次の世代に教育を與えるに最もよいような、意見と利益との緊密な一致を作り上げるにある。しかし若し各人が常に、結果を顧慮せずに自然の衝動にまかせてこの情欲を充足するならば、かかる重要な目的の主要部分は達成されず、そして種の保存でさえ亂交によつて挫折してしまふこともあろう。

慈悲の衝動の明かな目的は、全人類を結び合わせるにあり、またもつと特殊的に云えば、人類の中自國民及び同族たる部分を、同胞愛の紐帯で結び合わせるにあり、そして人々に、同胞の幸福と窮乏に對する關心を與えることにより、彼らを促して、出来るだけ、一般法則から生ずる部分的害悪を緩和し、かくて人間幸福の總量を増加しようとさせるにある。しかし、若し吾々の慈悲心が無分別であり、そして見かけの困窮の程度が慈悲行為の唯一の尺度とされるならば、慈善は殆んど専ら普通の乞食にだけ行われるが、避け難い困難と闘いながらもなほ多少の品位と清潔の貌を保持している慎ましい謙遜な人は、全く無視されてしまふことは、明かである。すなわち吾々は、價値あるものより無價値のものを重く見、怠惰を奨励して勤勉を抑壓し、最も著しく人間幸福の總和を減少することにならう。

吾々の經驗は實際、慈悲の衝動は兩性間の情欲ほど強力ではなく、概して云えば、後者の感溺より前者の感溺の方が遙かに危険が少ないことを、教えている。しかし、この經驗と、それに基づく

道德律とを別にして云えば、吾々は、前者の情欲に、一般的に感溺しても、慈善の凡ゆる衝動に無分別的に従つても、同じく構わないわけである。兩者は共に、適當な目的に刺戟された自然的情欲であり、吾々はそれに伴う快感が促されてこれを充足する氣になるのである。動物としては、またはその結果を知るまでは、吾々の唯一の職務はかかる自然の指示に従うだけであるが、しかし理性的存在としては、吾々はその結果に注意すべき最も嚴重な義務を負つてゐる。そして若しその結果が自己または他人に對し悪であるならば、吾々はこれを以て、かかる情欲をこのようにして充足するのは吾々の状態に適せずまた神の意思に副わないことを示す證左である、と考えて間違ひなからう。従つて道德因子として云えば、これら特殊の方面での情欲の充足を抑止し、またかくして吾々の自然的情欲の結果を慎重に検討しこれに再三功利の吟味を加えることによつて、害悪を伴わずして明かに人間幸福の總量を増加し創造者の明白な目的を満たすような仕方でのみこれを充足する習慣を徐々として獲得するのは、明かに吾々の義務である。

従つて、功利は決して如何なる情欲の充足に對しても直接の刺戟とはなり得ないものであるけれども、それは、神意の啓示を別とすれば、これを充足すべきか否かを知り得る唯一の試金石であり、従つて自然の光明から推し得る道德律の最も確實な基準である。私の見解によると情欲の理性えの從屬を説く一切の道德律は、思うに、その發布者がそれを意識していようといまいとに拘わらず、

實際はこの基礎の上に打ち立てられたものである。

私がかかる眞理を讀者に想起せしめるのは、蓋しこれを吾々の慈善の方向を日常指導するに當つて適用せんがためである。そして若し吾々が功利の基準を絶えず念頭におくならば、吾々が達成すべき大目的を妨害することなくして慈悲心を發揮する十分の餘地が見出されるであらう。

慈善の最も價値ある部分の一つは、それが與える者に及ぼす効果である。受けるよりも與える方が一層の祝福である。慈悲心の發揮たる慈善が全體として貧民に對し眞に有益ではないことが承認されるとしても、これを適當に充足すれば明かに人間精神を純化し高潔ならしめる傾向がある衝動を消滅せしめようとする如何なる努力にも、吾々は決して同意することは出来ない。しかし、功利によつて吟味して見るに、貧民にとり最も有益と思われる慈善の實施方法が、正確に、與える者の心に最も良い最も快い結果を與える慈善方法であるのを見るのは、特に満足な決心のことである。

慈善の徳は、憐愍のそれと同じく、

……強いらるべきものにあらず、

慈雨大空より降りて、

地を潤すが如し。

我國に於いて救區法により貧民に分配される莫大な金額は慈善と呼ばれているが、これは正しくな

い。それは慈善の最も顯著な屬性を缺いている。そしてそれが自發的でなくなるときにその本質を喪失してしまうものを強制しているという行爲から豫期し得るように、それはこの金額を徵集されるものにもこれを分配されるものと同じく有害な結果を與えている。この偽稱慈善を受ける者の側には、眞の救済ではなく、困窮の累積と貧困の擴大が見られ、そして與える者の側には喜ぶべき感情ではなく、止むことなき不満と焦躁が見られるのである。

自發的な寄附で維持されている大きな慈善的施設の中には確かに有害なものもあるが、こうした大きな施設では、恐らくは寄附はいやいやながら行われ、純粹な慈悲の動機に促されたからというよりも、寧ろ世間が或る地位や或る財産から當然あるものと期待しているからのことなのである。そして寄附者は大部分は、資金の管理や特定救済者の運命に關心をもたないから、この種の慈善がこれを行う多數者の心に何らか目立つて有益な影響を生ずるとは、期待することが出来ない。

普通の乞食を救済する場合ですら、それを救う快さによることもあるが、嫌やな相手のしつこいのを免かれないからやるといふ場合もこれと同じ位であるのである。吾々は、同胞を救済する機会が與えられたことを喜ぶより寧ろ、そんな者に會わなければよかつたと思う。吾々は大きな眼に見える窮乏を見て痛ましく感ずるが、しかし吾々が與える位の少額では救済にはならないのである。吾々はこれでは何の本質的效果も全然擧げ得ないことを知つている。吾々はその上に、次の町角でも

同様に呼びとめられることを知っており、また吾々は最も不快な欺瞞にかかる虞れのあることを知っている。従つて時に吾々は急いでこうした人間を通り過ぎ、そのしつこい要求に耳を塞ぐのである。吾々は感情を實際に害せずと興え得るだけしか興えない。こうした慈善は或る程度強制的なものであり、そして強制的慈善と同様に、それは心に満足之感を残さず、従つて心と愛情に極めて有益な快い効果を及ぼし得ないのである。

しかし、これと遙かに趣を異にするものは、自ら被救済者を熟知し、富者を貧民と結びつける紐帯を感じてこれを誇りとし、貧者の家を訪れて、彼らの必要とするところばかりでなくその習慣や志向を知り、推薦状としては檻穽の外にはない騒々しく圖々しい貧民の希望を制止し、そして罪なくして困窮に悩んでいる何も云わず引込んでいられる貧民は適當な救済を興えてこれを勵ますという類の、自發的な積極的な慈善である。こういう慈善方法は他の如何なる方法とも非常に異つた光景を示すものであり、それが普通の教區の救済と如何に異なるかは、タウンセンド氏の名著『貧民法論』の結論にある次の言葉がこれを最もよく示している。曰く、『凡そ世の中には教區の支拂口ほど嫌惡に堪えない所はあり得ない。そこには、同じ貧民に混じつて、喫煙草やジンや檻穽や虱や横柄や惡罵が渦巻いていのが殆んど常である。また世の中でこの上なく美しいものは、物柔らかな満足した慈善家が、勤勉有徳者の窮迫を救い、餓えたる者には食を、衣服のない者にはこ

れを興え、いたいけな孤兒をもつ寡婦の悲しみを和らげるために、賤が家に急ぐ姿である。豫期しない恵みに對する偽りない感謝の無技巧な表現たる、その輝やく兩眼、そのあふれ落ちる涙、その擧げた兩手ほどに、またと快いものがあるか。かかる光景は、自分の財産を處分する力を興えられさえすれば、屢々起るであろう。』

かかる光景に屢々接する人は、殆んど間違ひなく、日に日にその徳を高めて行くに違ひないと思ふ。吾々の感情の發露で、これほど明かに人間精神を純化し高める傾向をもつものはあり得ない。興える者に祝福を興えるのは殆んど専らこの種の慈善であり、また概して云えば、受ける者に祝福を興えるのも殆んど専らこの種の慈善である。少くとも、慈善の實行方法の中で、善よりも惡を生む虞れが大ならずして多大の金額を分配し得るものは、この他には殆んどない、と主張し得よう。

或る程度教區の役員と判事に興えられている、救済を興えたり控えたりする任意の權能は、自發的慈善の際の辨別とは、その性質を大いに異にするものであり、またその結果も大いに異なるであろう。我國の凡ゆる者は、一定の事情の下に於いては、法律上教區の救済を受ける資格があり、その無資格なることが明かに立證されぬ限り、救済が控えられれば苦情を申立てる權利がある。この點と、興えらるべき救済の程度とを、決定するに必要な取調べをすると、殆んど常に、出願者の方では通辭と虚言に出で、救貧監督員は偏頗と壓制の機會を得る。申込んだ救済が興えられても、勿論

何らの感謝も拂われぬが、拒絶されれば、申込者は一般にひどい目に合つたと考え、その取扱いに憤満と怨恨を感じるのである。

自發的慈善の分與に際してはこの種のことは何も起り得ない。これを受ける者は快い感謝の念を生ずるし、またこれを受けぬものも僅かたりとも害されたと思ふ筈がない。何人も自分のもので自分の思ふ通りのことをする権利があり、或る場合には與え他の場合には控える理由の説明を求められよう筈はない。自發的慈善にとり本質的なこの種の專斷的權能は、何らの惡結果を伴うことなく、價值ある救済對象の選擇に對し最大の便宜を與え、その上この專斷には必然に不確實がつきものなので、これが極めて有利な結果を生ずる。貧民の一般的幸福から云えば、何人も慈善を以て安心して頼り得る基金とは考へないことは、貧民の一般的幸福にとり最も重要なことである。貧民には、彼自身の努力、彼自身の勤勞と先見が、彼が頼り得る唯一のことであり、これで駄目なときは、彼自身の困窮の救済を合理的に希望し得るのであり、而もこの希望の根據ですら、彼自身の行爲の良いことと、怠惰と不愼慮によつてこの困窮に陥つたのではないという自覺とに、大いに依存するものであることを、教へるべきである。

吾々の慈善を分つに當つて、適當な辨別により貧民にこの教訓を與える強い道義的義務を負つてゐることは、疑い得ない眞理である。若し、富者の財産を四分の三を費してでも、總てのものを完

全に救済し、我國から貧困を絶滅することが出来るのならば、私は、總てのものを救済し困窮の程度を以て救済の唯一の尺度とすることには、唯の一語も反對しようとは思はない。しかし、經驗は、思うに、唯一つの例外もなく、貧困と窮乏は常に、無差別な慈善の量に比例して増加したことを、立證してゐるのであるから、例の通り自然の法則から考へて、かかる分與法が慈悲心本來の任務ではないことの暗示であると推論せざるを得ないのでなかろうか。

自然の法則は聖パウロと共に『働かざる者は食うべからず』と云う。それはまた人は濫りに神に頼るべからずとも云う。それは實際、人の頼るべきところを告げ、若し家族を養う合理的な見込みもなくして結婚すれば窮乏に悩むことを豫期しなければならぬと告げんがために、恒常にして齊一であるように思われる。かかる暗示は、人間性の構造上、絶対に必要であり、また極めて有益な傾向をもつように思われる。若し公私の慈善の指導に際して、働かざる者も食うべしと云い、家族を養い得ずして結婚する者もその家族は扶助せらるべしと云うならば、吾々は、一般的法則から生ずる部分的害惡を緩和しようと思ふだけではなく、かかる一般的法則の明かに有益な結果そのものを規則的に且つ組織的に否定することになるのは、明かである。そして吾々は、神がかかる目的のために人間の心に何かの情欲を植へつけたとは、容易に考へ得ないのである。

人生の大行路に於いては、最大の根據ある期待も時に實現しないことがあり、勤勞や愼慮の徳性

もその正当な報償を得ないばかりでなく、いわれない災いに巻き込まれることがある。かくの如くして、困窮を避けようと最も正しい努力をしたのに、豫想することの出来ない原因から、困窮に悩んでいるものが、真正の慈善の対象たるものである。彼らを救済するのが慈悲心本来の任務なのであり、すなわち一般的法則から生ずる部分的害悪の緩和なのである。したがって慈善がこういう方向をとれば、吾々は何の悪結果も憂える必要はない。たとえ無價値の者が遙かにより、甚だしく困窮していても(譯註)、こうした人間は、吾々の資力に應じて、惜しまず適當に救済せらるべきである。

〔譯註〕 第二―四版では、『遙かにより、甚だしく困窮していても』に代えて、『餓えに瀕していても』とある。

實に、吾々の慈悲心に對するこの第一の要求が満たされてしまつた時に、はじめて吾々は怠惰な者や不愼慮な者に注意を向けることが出来る。しかし人類の幸福のためをはかるならば、彼らに與える救済が多額であつてはならぬことは、極めて明かである。吾々は恐らく、極めて注意深く、自然の法則によつて彼らが蒙つてゐる刑罰の緩和を引受けてもよからうが、しかしどんなことがあつてもこれを全然除去してはならない。彼らが社會の最低にゐるのは自業自得なのであり、若し彼らをかかると位置から引上げるとすれば、吾々は明かに慈悲心の目的を挫折せしめるばかりでなく、

彼らより上に位置を占める者に對し極めて明白な不公正を犯すことになる。彼らには、どんなことがあつても、普通労働の勞賃で獲得し得るだけの生活必需品の購買力を與えてはならない(譯註)。

〔譯註〕 第二―四版ではこれに續いてなお次の一文があつた、――

『最も黒いパンと、最も粗悪な最も乏しい着物とが、彼らが購買力を有つ極點である。』

以上の推理が、怠惰や不愼慮の習慣と關係のない不慮の災害から生ずる緊急の困窮の場合には、當てはまらないことは、明かである。人が脚か腕を折つた場合には、救済をする前に立止つてその道徳的品性を訊ねたりしてはならない。しかしこの場合、吾々はこれで少しも矛盾はないのであり、功利の試金石は完全に吾々の行爲を是認する。このように最も無差別な救済を行つても、人に腕や脚を折ることを奨励する危険は殆んどない。功利の試金石によれば、即座の慈悲の衝動に従つて不慮の災害に陥つてゐる他國人を救つた善いサマリヤ人を非常に賞讃したクリストの言葉は、『働かざる者は食うべからず』という聖パウロの言葉と、少しも矛盾するものではない。

しかしながら吾々は、如何なる場合にも、もつとそれに値する者に出合うかも知れぬという單なる想像から、善を行う現在の機會を逃してはならない。一切の疑わしい場合には、慈悲の自然的衝動に従うのが吾々の義務であると云つて、間違いないであろう。しかし、行爲の結果に注意するとう理性的生物としての義務を果たすに當つて、或る慈善行爲はその結果が有害であり、他のそれ

は有益であるという結論を、自他の経験から得たときには、吾々は確かに、道德因子として、一方の自然的傾向を阻止し、他方のそれを奨励しこれを實行する習慣を獲得しなければならぬのである。

第十一章 貧民の境遇を改善する各種の案を 考察す

慈善の分與に當り、または社會の下層階級の境遇を改善するために何らかの努力をなすに當り、本書の主要論點と關連するもので特に注意しなければならぬもう一つの點がある。吾々には、どんなことがあつても、直接に結婚を奨励したり、または獨身者と家族もちとの間に常に存在すべき境遇の不平等を規則的且つ組織的に除去したりする傾向のあることは、何事もしてはならない。ところが、人口の原理を最もよく理解している論者が、總て、この點について極めて重大な誤謬に陥つてゐるように、私には思われるのである。

サア・ジェイムズ・スチュワートは、彼れのいわゆる有害な増殖と、人口過剰に伴う窮乏とを、十分に知つていながら、而もなお、育兒院を廣く設置し、一定の事情の下にある子供をその兩親から引取り、これを國費で養うことを提唱し、且つ特に、既婚者と獨身者とは同じく貧民でありながら境遇が非常に不平等なのを、悲しんでいる。彼は以上の事例で、若しも、育兒院の増設や或る既婚者の子供に對する公けの扶助の擴大を助長しもせず、また既婚者の方が大きな金銭的の不利が

あるのを是正もしないのに、貧民がその子供を全部適當に養い得ないという事實で證明されるように人口がなお過剰であるとすれば、それは、労働の維持に當てられた基金がこれ以上の人口を適當に養い得ず、また、若し人口増殖に對しこれ以上の奨励が與えられその障害が取除かれるならば、彼が極めて正當に非難している有害な増殖が何處かに生じなければならぬという結果になるといふことの、明かな證據であることを、忘れてゐるのである。

1) Political Economy, vol. i. b. i. c. xiii.

タウンセンド氏は、その『貧民法論』に於いてこの問題を極めて巧妙明晰に取扱つてゐるが、その結論で彼が提唱していることは、その見事な推論の基礎たる原理と相容れないように、私には思われる。彼は、今日多くの教區に自發的に設けられてゐる慈善協會または共濟團體を、強制的普遍的なものにしたと云い、そして未婚男子はその勞賃の四分の一を、また四人の子供のある既婚男子は三十分の一を出でざる額を、納入すべきことを規則として制定するよう、提唱してゐる。

1) Dissertation on the Poor-Laws, p. 89, 2nd edit. 1787.

私は第一に、かかる寄附は、強制的たらしめられると共に、必然的に労働に對する直接税と全く同様の作用を演じ、それは、アダム・スミスが正しく述べてゐるように、常に消費者の負擔となり、而もその負擔はより多くなることを、注意しなければならぬ。従つて地主はこの計畫からは殆んど

と利益を受けず、ただ現在と同一の金額を、教區税の代りに労働や貨物の價格騰貴という形で支拂うだけであろう。この種の強制的寄附は現在の救濟制度のもつ殆んど凡ゆる惡結果を有ち、その名は變つても貧民法の本質的精神を依然として有つてゐるのである。

タッカー副監督は、ビュウ氏の提案になる同種の案について述べてゐる中で、この問題を色々論じまた考へて見たが、結局それは任意組合でなければならず強制團體であつてはならぬという結論に達した、と云つてゐる。自發的寄附は奢侈税と同様で、必ずしも労働の價格を引上げるものではない。

各成員が監理權を行使し得る小規模の任意組合では、殆んど間違ひなく本來の規約が皆嚴守されるし、またそうでなければ、團體から脱退する自由を有つことも、想起すべきである。しかし、必然的に國民的事業となる普遍的な強制的寄附に於いては、本來の規約が遵守されるという保證は全然ない。そして現在のように、最も勤勉で慎慮のある人の代りに怠惰な放恣なものも含まれる場合には、資金の不足が確かに起るに違ひないが、その場合には、恐らく一層多額の寄附が要求され、何人もこれを拒否する權利を有たぬであろう。かくの如くして、今日の貧民税と同様に、害惡は増大し續けるであろう。若し實際與へられる補助が、現在の任意組合の場合の如く、常に特定のであつてどんなことがあつても増額されないならば、これは確かに非常な利益であろう。しかしこの同

じ便利は、教區税で徴集される金額をこれと同様に分配すれば、完全に得られるのである。従つて全體として、若し共済團體が普遍的強制的とされるならば、それは單に教區税の徴集方法を變えるだけのことであり、またどんな分配方法もその兩者の何れによつても同様に採用し得るよう思われるのである。

獨身者に毎週その所得の四分の一を支拂わせるといふ提案について云えば、それは、明かに獨身者には重い過料を課し子供には多額の補助金を與えるの作用を演じ、従つてタウンSEND氏の名著を貫く精神と正反對なものとなる。彼はこの提案を行う前に、労働に對する需要によつて人口を調節しないような貧民救済制度は良制度ではあり得ぬということを、一般原理として打樹ててゐるのであるが、しかしこの提案は明かに、労働に對する需要と無關係に人口増加を奨励する傾向があり、そして恐らく需要が小であるために労働の勞賃が全然家族を養うに足らぬような時に、愼慮深く結婚を差控える若者を處罰することになる。私は貧民に對する強制的制度にはそれが如何なるものであつても反對であるが、しかし確かに、若し獨身者が將來結婚した際の非常の用に備えて納入することを強制されるのであるとすれば、彼は當然この徴集期間に比例した便益を受けるべきであり、従つて所得の四分の一を僅か一年間納入したものは、この比率の金額を十箇年納入したものは、同一水準に置かるべきではないのである。

1) P. 81.

アーサー・ヤング氏は、その大抵の著書の中で、明かに人口原理を理解してゐると思われ、そして労働に對する需要と快適な生活の資料以上に出ずる人口の増加から必然的に生じなければならぬ害悪を、十分知つてゐる。彼は殊にその『フランス旅行記』の中でこの點を力説し、過度の財産の分割から生じた人口の過剰からこの國に生じた窮乏を極めて有力に暗示してゐる。彼は正當にもかかる増加は單に困窮の加重にすぎぬと云つてゐる。『男女は生活が出来るという現實性ではなく觀念に基づいて結婚し子供を産む。彼らは都市と工業の需要以上に増加する。その結果は困窮であり、榮養不良から生ずる多數の病死である。』

1) Travels in France, vol. i. c. xii. p. 408.

他の場所では、彼は、『貧民委員會報告』から極めて痛ましい章句を引用してゐるが、これは過剩人口の害悪に言及して、次の如く結論してゐる、『労働の價格は過度の労働者の競争によつて必然低下せざるを得ないが、その結果として職を見出し得ないものは完全な赤貧に陥り、職のあるものも生活資料が不十分になる。』そして彼はこの章句を評して曰く、『フランス自身はこうした考えの眞なることの争い得ない證據を提供してゐる。蓋し私は、この國の各地で觀察したところからして、その人口はその産業と労働との比例を極めて超過してあり、従つて人口が五、六百萬少なければ

ば、今より遙かに強大で限りなく一層繁榮を極めていくことであろう、と考えざるを得ない。その人口が過大であるために、この國は到るところに、舊政府の下ですら達することの出来た國民的福祉の程度と絶対に相容れない困窮の光景を呈している。この種のことを私より遙かに注意しない旅行者も、到るところに最も明かな困厄の表示を見るに違いない。労働と食料との價格を考え、小麦の價格が僅か騰貴すれば下層階級が窮乏に陥ることを考える者は、かかる表示が存在するのに驚く筈はな^らず^か。

(I. Id. c. xvii. p. 469.)

また曰く、『若しフランスの舊政府の政治組織の下に見られる困窮の少ない地方が見たければ、小地主のいない地方へ行かなければならぬ。ボオスやピカルディやノルマンディ及びアルトワの一部等の大農場を訪れなければならぬ。そうすれば、規則的に雇傭され規則的に支拂を受けている者以上には人口がいないのが、見られるであろう。そして若しかかる地方で、右の通則に反して非常な困窮が見られるならば、それは殆んど間違ひなく、貧民に、家畜をもち財産をもとうという氣を起させ、その結果は窮乏に導くことになる、共有地をもつ教區である。こうした政治的視察旅行をやるなら、その結末に英蘭の視察をやつて見るがよい。私はそこで、衣服がよく、食事もよく、餘裕があるのでかなり酒も飲み、住居もよく、氣樂に暮している、農民達をお眼にかけよう。而も

彼らは千人に一人も土地や家畜はもたないのである。』その少し後で、結婚に對する獎勵に言及しつつ、フランスについて曰く、『この國の最大の害悪は、雇傭することも養うことも出来ないような多大の人口をもつことである。では何故に結婚を獎勵するのか。今日既に使い道がない程の過大の人口があるから、更にその上にも増そうというのか。食物に對する競争は極めて大であり、従つて人民は餓えに瀕し窮乏している。この上もつと産むのを獎勵するのは、この競争を激化する所以である。そこで吾々は問ひ得よう。反對の政策を採用すべきではなからうか。生れて來る子供を養う見込のあることを示し得ない者の結婚を妨げるべきではなからうか。しかし何故に、行わるべき境遇に於いては行われるに違ひない結婚を、獎勵するのであるか、と。規則的な仕事に豊富にあるのに、結婚がそれに比例して行われな^いという場合は、決してない。従つてこの政策は、よく行つて無用であり、恐らく有害であるかも知れぬ。』

(I. Id. p. 471.)

このようにひとたびは人口原理を明かに理解し、この問題に關して以上の如き考えやその他多くの同様に正當にして重要な考えを表明しているヤング氏が、その後『凶作の問題を解説し救済策を考案す』(一八〇〇年刊)と題するパンフレットで、次の如く述べているのは、少なからず驚くべきことである、『現在の如く貧民を苦しめている凶作を將來恐らく最も確實に阻止する手段は、三

人以上の子供をもつ國內の全農村労働者に、半エイカアの馬鈴薯畑と、一、二頭の牛を飼うに足る牧草を確保せしめることであろう。……若し各人が十分な馬鈴薯畑と一頭の牛をもつならば、小麦の価格は、愛蘭に於ける彼らの仲間に対すると同様に、彼らに對してもどうでもよいことになるであろう。』

D. P. 77.

『何人もこの制度の良いことは認めるが、しかし問題はこれを如何にして實施するかにある。』私は、この制度の良いことが一般的に認められているとは知らなかつた。私自身としては『何人も』という一般的な言葉の中に入れられることに強硬に抗議するものであるが、蓋し私は、かかる制度を採用すれば、我國の下層階級の幸福は、空前の残酷致命的な打撃を受けると、考えざるを得ないからである。

しかしながらヤング氏は進んで曰く、『目的の重大性を考えれば、どうにもならぬものは別として大抵の困難は無視してよい。どうにもならぬ困難も、恐らく、次の如き手段をとれば、起ることはないであろう。』

『一、共有牧場のある場合には、教區役員その他の裁量によつて、□人の子供をもつ労働者に、家族數に比例する土地の割當を要求する權利を與え……一頭の牛を買つてやる。かかる労働者は

この兩者を終身保有し、牛その他の價格が償還されるまで毎年四〇シリングを支拂う。この労働者が死亡した時は、これは最も多人數の家族をもつ労働者に引渡され、引受けた者は終身、その前者の寡婦に毎週□シリングを支拂う。』

『二、かくの如く家族のあることを理由として割當を要求する労働者は、割當地が共有地の面積の□分の一に達するまで、土地と牛を分讓される。』

『三、共有地がなく地質が適當でない教區では、□人の子供をもつ小屋住農民がその小屋に一定の期間内一頭の牛を飼うに足る土地を與えられておらず、また正當な平均地代で半エイカアの馬鈴薯畑を割當てられていない時には、治安判事に訴えて、かかる土地が割當てられるまで、教區から子供一人につき毎週□シリングを要求する權利をもち、土地割當の手段は地主と借地人に委ねる。牛は年賦償還で教區が見つけてやるものとする。』

C. P. 78.

『この制度の大目的は、牛乳と馬鈴薯とによつて、農村貧民の大衆を小麦の消費から轉向させ、そして彼らに、同様に健全な榮養のある、また神の意志が許し得る限り自然的な凶作の虞れのなき、代用食を、與えるにある。』

C. P. 79.

この案は、ヤング氏が極めて正當に『フランス旅行記』に於いて攻撃した、結婚に對する奨励及び小兒に對する補助金たる作用を、最も直接に演ずるものではなからうか。また彼は、我が國民の大眾を牛乳と馬鈴薯で養い、愛蘭に於ける彼らの仲間と同様に小麦の價格と労働に對する需要から獨立させるのは、望ましいことであると、眞面目に考へるのであるか。

フランスと愛蘭に於ける下層階級の人民の貧困と窮乏の特殊の原因は、前者に於いては財産の極度の分割から、後者に於いては小屋と馬鈴薯とを容易に得られるところから、國內の資本と仕事の量が需要しない人口が生れてゐることであり、従つて必然的に、前記の貧民委員會報告に極めて正當に表明されてゐる通りに、労働の價格は過度の競争によつて一般に低下し、その結果として職を見出し得ないものは完全な赤貧に陥り、職のあるものも生活資料が不十分になる、という結末になるのである。

ヤング氏の案のもつ明かな傾向は、穀物の價格及び云うまでもなく労働に對する需要とは無關係に、結婚を奨励し低廉な食物を提供することにより、下層階級の人民を正確に上記の状態に陥れるにある。

我國の貧民法は、家族の大きさに比例して救済を與へることによつて、結婚と子供とを現在規則正しく奨励してゐるが、その代りとして提案されてゐるこの案は、同じことを非難の少ない方法で

やるだけのことである、と恐らく云つてよからう。しかし確かに、貧民法の害惡を脱しようとするに當つて、吾々はその最も有害な部分を残すべきでない。そしてヤング氏は、私と同様に、貧民法が常に貧民の救済に無効であつた主たる理由は、労働に對する需要によつて調節されない人口の増加を助成する傾向をもつからであるということをよく知らなければならぬ。實際ヤング氏自身、明かに英蘭に於けるこの結果に着目し、そして、その工業の比類なき繁榮にも拘わらず、『貧民法の危険な増加によつて明かに見られるように、人口増加は時に餘りにも活潑である』と云つてゐるのである。

D) Travels in France, vol. I. c. xvii. p. 470.

しかし實際のところは、ヤング氏の案は、労働に對する需要以上の人口増加を助成する上で、我國の現在の貧民法よりも比較にならぬほど有力な働きをするであろう。一部分はなお未だ消えやらぬ獨立の精神から、また一部分は不愉快な救済賦與の方法から生ずる、教區の救済を受けるのを嫌う天晴れの風は、疑いもなく多くの人をして、教區に頼ることになるに違ひない結婚を差控へさせてゐる。そして前記の出生及び結婚の總人口に對する比率は、貧民法が理論上豫想され得るほど結婚を奨励するものでないことを、明かに立證してゐる。しかし、労働者が早婚を考へてゐる時に、彼れの決心の邪魔をする救貧院や教區役員の恐ろしい姿に代へるに、土地と牛といふ魅力ある映像

を以てするならば、事情は極めて異なるであろう。ヤング氏が再三云つてゐるように、若し財産の愛好が人をして多くのことをなさしめるものならば、それが、經驗上人が嫌いでないことがわかつてゐる結婚という行動に導かなければ、むしろそれこそ奇妙である。

かくの如くして招來される人口は、馬鈴薯の耕作の擴張によつて養われ、そして云うまでもなく労働に對する需要とは無關係に増進して行くであろう。現在の事情に於いては、工業が榮え人口には多數の妨げがあるにも拘わらず、貧民に職業を見出してやるほど困難な實際問題はないが、この困難は、右に假定した事情の下では、明かに百倍にも加重されるであろう。

愛蘭や、その他、馬鈴薯を常食とし、結婚しようと思ふ者は誰も、馬鈴薯を植えれば一家を養うに足る一筆の土地を得ることが出来る國では、國庫が空になるまで貧民を雇傭する最上策に關する論文に賞を與えても、かかる状態から當然生ずる人口の増進がどうかして停止するまでは、所期の目的を達することは實際物理的不可事である¹⁾。

1) 人民に職業を見つけてやる最上策に關するクランプ博士の懸賞論文は優秀な作であり、最も貴重な知識を含んでいるが、しかし國の資本がその人口ともつとよく比例をとるようになるまでは、この種の計畫の成功を期待するのは完全な妄想である。私はまた、馬鈴薯主義が下層愛蘭人をして、労働に對する規則的需要以上にこれほど増加し得せしめている間は、彼らの怠惰な擾亂的な習慣は、決して是正せられ得ない、と信ずるに大いに心傾いている。

ヤング氏は、若し人々が牛乳と馬鈴薯で生活すれば、現在よりも凶作の害を免かれ得ることを暗示しているが、私にはどうしてそうなるのかわからない。疑いもなく馬鈴薯で生活するのは、小麦の凶作によつてさした影響を受けないであろうが、しかし馬鈴薯の不作ということを考えてはならぬのだろうか。馬鈴薯が穀物よりも冬期に害を蒙り易いことは、一般に認められていることと信ずる。他の作物を栽培した場合よりも馬鈴薯を栽培する方が一定面積の土地から得られる食物の量が遙かに多いから、これを労働階級の人民の常食にすればその後暫くの間は、需要以上の量が收穫され、従つて彼らは豊かに生活することにならう。ヤング氏はその『フランス旅行記』の中で曰く、『ピレネエ山脈の山麓地方の如くに、或る程度の肥沃度のある廣大な荒蕪地をもつ地方で、これを所有する自治體がいつでもこれを賣渡すところでは、一家を構え結婚する目的に刺戟されて、節約と勤勞が非常に盛んである。こうした界限では、幾分アメリカ式の増加が生じているが、そして土地が低廉ならば殆んど困窮は見られない。しかしかかる事情の下に於いては増殖は急速に進むので、生活資料に少しでも故障が生ずれば大きな窮乏が生ずる。例えば荒蕪地が高價になり、最上の土地は賣切れになり、またはその獲得が困難になるといふ類であり、かかる事情は何れも私がこれらの山岳地方で出合したところである。何らかの障害が起る時には、かかる人民の困窮の程度はこれまで人口増加を刺戟していた活力と精力に比例するであろう¹⁾。』

1) Travels in France, vol. i. c. xvii. p. 409.

右の記述は、庶民に小面積の土地を分配し、馬鈴薯をその常食とした場合に、我國に生ずべき事態に、正確に當てはまるであろう。暫くの間はこの變化は便宜なことと思われるかも知れぬし、また云うまでもなく、財産の觀念から、貧民は最初の中は、これを非常に歓迎するであろう。しかしヤング氏が他の場所で云つていふように、『どれだけ耕作しても土地が最早やそれ以上の人口を養わなくなる限界に、間もなく到達するであろう。而も結婚を刺戟するかかる單純の風習はやはり存続するのである。然らばその結果は、想像し得る最も恐るべき窮乏以外の何であろうか。』

1) Id. p. 409.

共有地が全部分割され、馬鈴薯畑の獲得が困難になつたときには、既に行われるに至つてゐる早婚の習慣は最も面倒な困窮を惹き起すであろう。そして人口増加と生活資料の源泉の縮少により、馬鈴薯の平均收穫が平均消費以上でなくなつたときには、凡ゆる點に於いて恐らく現在の小麦の不足と同様に馬鈴薯の不足が起ることと考えられる。そしてそれが不足になつたときには、それは全く比較にならぬほどより、恐るべきものである。

英蘭では庶民は小麦を常食とするが、これと同様に、一國の庶民が最も高價な穀物を常食とするときには、彼らは食物の不足に際して大きな資源を有つものであり、大麥や燕麥や米や安いスウブ

や馬鈴薯という、何れもより、安いながらも同時に、より、栄養に富むものがあるということになるが、しかし彼らの常食がこれらの中で最低のものであるときには、スウェーデンの貧民のように木の皮に頼るほかには頼るものは絶対になく、かくてその大部分は必然的に餓死せざるを得ない(譯註)。

〔譯註〕 第二―四版ではこれに續いて次の如くあつたが、第五版で削除された、――

『小麦粉のパンと燻肉とひらめなら、時を同うして缺乏することはなからうから、實際それ自身としては馬鈴薯に對する申し分のない代用品であり、恐らく庶民は不平を云わずにこれを代用品として受容するであろう。しかし困つたことには、牛乳と馬鈴薯で養われる習慣をもつて來た大きな人口は、國內の慈善がこの目的のために擧げて動員されても、これらの代用品を十分多量に獲得するのは困難であろう。』

労働の勞賃は常に、主として(譯註)労働の供給の需要に對する比例によつて左右されるであろう。そして、馬鈴薯主義によれば、需要との比例を失した供給が直ちに生じ、そしてこの供給はそれを養う食物が低廉であるために極めて低廉な比率で繼續されるので、労働の通常價格は間もなく、現在のように小麦の價格では左右されず、主として馬鈴薯の價格によつて左右されることとなり、そして當然愛蘭の檻樓と陋屋とが生ずるといふことになるのである。

〔譯註〕 『主として』の語は第六版のみ。

労働に對する需要が時々供給を超過し、そして勞賃が最も高價な穀物の價格によつて左右されるときには、勞賃は一般に單なる食物以外に若干のものをかうことが出来る程度であり、そして庶民

は相當の家屋と相當の衣服を手に入れることも出来よう。ヤング氏はフランスと英蘭の労働者では非常な相違があると述べているが、これが多少でも眞に近いならば、英蘭の方が有利なのは、正確に且つ専ら、右の二つの事情によつて生じたものである。そして若し、牛乳と馬鈴薯を庶民の常食とすることにより、これらの事情が全く變つてしまひ、労働の供給が絶えずそれに對する需要よりも遙かに多く、そして勞賃が最も低廉な食物の價格により左右されることとなるとすれば、この利點は直ちに失われ、そして慈悲に發する如何なる努力も最も廣汎な最も慘澹たる貧困を防止し得ないであらう。

同一の原理により、ランフォード伯の云う安いスープを庶民の常食とすることは、決して望ましいことではないであらう。それを公共の施設で用いたり、時折りの便法として用いるのは、優秀な發案であるが、しかしこれをひとたび貧民が普遍的に採用するに至れば、労働の價格がこれによつて左右されるのを防止するのは不可能となり、そして労働者は最初の中は食物以外の費用には前より餘裕が出来るかも知れないが、終には遙かに餘裕が少くなるであらう。

庶民の幸福を計るために望ましいことは、その常食は高價であり、その勞賃はこれによつて左右されるけれども、しかし不作その他時折りの困窮に際してはもつと低廉な食物を直ちに喜んで採用する、ということである¹⁾。この推移をより容易ならしめ、同時に教區の救済に頼る者とそうでない

者との間に有益な區別を行うためには、私は、ヤング氏の提唱している一つの案が極めて適切であると考え。これは、『食物の關する限りに於いて、馬鈴薯と米とスープによる以外の救済を禁止する法律を通過し、これを當面の一時的方策とせず、永久的方策とする』²⁾というものである。私は、この案は、必然的にこれらの品を下層階級の常食たらしめるに至るものとは、考えない。そして若しこれが、單に困窮期にこれに移ることをより容易ならしめ、同時に從屬的生活と獨立の生活との間に現在よりもはつきりした區別の一線を畫くに過ぎないとすれば、これは極めて有益な結果を有つことであらう。

1) 英蘭に於ける凡ゆる小屋が、十分野菜のある庭を有つことは、確かに望ましいことである。食物に
いささか變化のあることは凡ゆる觀點から極めて有益である。馬鈴薯は疑いもなく極めて貴重な副食物で
あるが、しかしそれが我國の労働者の主食となるとすれば、私は極めて遺憾に堪えない。

2) Question of Scarcity, etc., p. 80. これは少くとも貧民法に關しては實行され得よう。貧民を自
宅で救済する場合には、若干の實際上の困難がある。

牛乳と馬鈴薯、または安いスープを下層階級の人民の主食とすれば、労働の價格は下落すること
は認められているので、或る冷淡な政略家は恐らく、ヨオロッパの市場で貨物の販賣上外國人より
有利な地位を占める目的でこの主義の採用を提唱するかも知れない。私は、かかる提案を行い得る
感情を決して羨ましく思わない。實際のところ私は、意識的に我國の労働者を、もう少しの廣幅布

キヤラコを賣ろうという目的で、愛蘭人の糧糶と陋屋の生活に沈淪せしめるといふ考えほど、唾棄すべき考えを考へることが出来ない¹⁾。國民の富と力とは、結局、それが幸福に貢献するからこそ、望ましいのであるに過ぎない。この観点から、私は、富と力とは一般的にこの目的を達成するため、の絶對に必要な手段と考へて、決してこれを過少評價せんとするものでないが、しかし富と力が幸福と正反對に動くという特殊の場合が生ずるときには、吾々はその何れをとるべきかを理性的に遲疑し得ないのである。

1) 私はこう云つたからといつて、ヤング氏を諷しようというつもりは全然ない。私は彼れの案が當面の目的を達成するとは思わなけれども、彼が下層階級の人民の境遇の改善を熱望していることは、私の確信するところである。彼は私がそれから生ずると思ふ悪結果に氣がつかなくなつたのか、または愛蘭の庶民の幸福について私よりも樂觀的な見解を有つていたのである。彼はその『愛蘭旅行記』の中で、彼らが多量の馬鈴薯を有ち、また缺乏の虞れが全く見られないので、大いに驚いてゐるように思われる。彼れの旅行が一八〇〇年及び一八〇一年に行われたら、彼れの印象は必ずや大いに異つたことであらう。愛蘭では従來馬鈴薯畑が容易に獲得出来たので、食物不足は確かに稀であり、そして馬鈴薯主義のもたらす一切の結果はまだ現われていないが、しかしそれが現われたら確かにこの主義が決して望ましいものでないことをはつきり示すであらう。

ヤング氏はその後 *An Inquiry into the Propriety of applying Wastes to the better Maintenance and Support of the Poor.* と題するパンフレットの中で、彼れの思想をもつと詳細に展開してゐる。し

かし私の受けた印象はやはり同じことであり、これは我國の労働者の境遇を愛蘭の下層階級のそれと同じくしようとするもののように思われる。ヤング氏は、何とも説明し難い方法で、この問題に關する彼れの一般的原理を全部忘れてしまつてゐるようである。彼は貧民給養の問題は、單に、一定數の人民を給養する最廉最良策如何というにと過ぎぬかの如くに、この問題を取扱つてゐる。若しこれが唯一の問題であるならば、その解決に數百年を要することは決してなかつたであらう。しかし眞の問題は、困窮者の數を不斷に累積することなくこれを給養する策如何、にあるのであり、そして彼らに土地と牛を與へるといふ案はこの點に關し多大の成功を約し得ないことは、讀者が直ちに氣のつくことであらう。若し總ての共有地を分割した後貧民法が依然その效力を有つてゐるとすれば、土地と家畜の買入れに費された全額の外に、貧民税が數年にして現在と同じ高さにならぬといふ十分な理由を、舉げることが出来ないのである。

しかしながら幸にして、たとえ最も狹隘な政治的原理から云つても、かかる制度の採用は是認し得ないであらう。主として自分自分の財産によつて働く者が、他人に備わられる場合には、極めて怠惰になり無精になるのは、常に認められて來てゐるところであり、そして若し、極めて低廉な食物を常食としたために、一國の人口が労働に對する需要を著しく超過することになれば、必然的に、工業の隆盛に對し特に不利益な怠惰と騷擾の習性が生ぜざるを得ない。愛蘭に於いては労働は低廉であるにも拘わらず、英蘭ほど低廉に製造し得る外國向工業品は殆んどない。そしてこのことなるや、規則的雇傭によつてのみ得られる勤勉の習慣の缺乏に基ずくこと極めて大なるものがあるのである。

第十二章 同じ問題の續き¹⁾

(譯註——本章は第五版より現わる。)

1) 一八一七年記。

近年全部かまたは一部分教區の補助に頼るようになった社會部分が増大し、同時に土地所有に對する貧民税の負擔が増大して來たので、このところ貧民の法的扶助が社會の勞働階級と社會一般とに及ぼす利益に關する輿論は漸次に變化して來た。しかし一八一四年の平和克復に續く困窮と、それが教區税に及ぼした甚大急激な壓迫とは、この變化を著しく促進して來た。この問題に關するより、正當な聰明な意見が日に日に勢力を得、貧民の法的扶助に伴う困難は一層よく理解され周知され、そして今日では、二十年前ならば殆んど國家の利益に對する反逆と考えられたかも知れぬ意見が、印刷物や口頭に現われている。

現下の激しい壓迫に刺戟されたこの輿論の變化は、異常の注意を貧民法の問題に向けることとなり、そして現行制度の本質的失敗は周知のこととなつていたので、各種の案がその代行としてまた改革として提唱されている。既にこれまで發表されている各種の案がどれだけ所期の目的を達成し得べき性質を有つものであるかを、簡単に研究して見たら、得るところがあるかも知れない。現在

の輿論の状態から何らか重要な方策が生れることと一般に考えられている。かかる方策が永久的に成功するためには、それが或る程度困難の眞の源泉に觸れることが、絶対に必要である。しかし、この問題に關し今日知識が進歩しているにも拘わらず、この點が餘りにも看過されてはいはしまいかと考へるべき理由があるのである。

著しい程度の公衆の注意を惹いたと思われる案の中に、オウイン氏の案がある。私は既に、平等主義に關する章の中で、オウイン氏の或る見解に言及し、且つその經驗に就いては正當な敬意を以てこれを述べた。若し問題が單に一、二〇〇人の團體を給與し維持し訓練する最上の方法は如何と云うにあるに過ぎぬならば、オウイン氏ほど注目し値する人は殆んどないであらう。しかし彼はその提案に於いては、解決すべき問題の性質を全然看過しているように思われる。この問題とは、困窮しているものの數と全社會に對するその比率とが絶えず増加するのを防止するような方法で、彼らを救養する方法は如何、ということである。そして彼れの案が、實にこの目的の達成に少しも接近しないばかりでなく、これと正反對の目的を達する傾向が特にあり、換言すれば窮貧民の數を増加し累積する傾向があるのを認めなければならぬ。

若し彼が推奨している施設が實際、その表面の意圖に従つて經營されるならば、自然の秩序と神意の教訓とは實際全く顛倒され、怠惰放逸の人間が、勤勉有徳なものに正當に羨望するような地位

に置かれることになる。今日衣住が不十分でその家族を養うために一日十二時間も働かざるを得ない労働者や職工も、若し努力を怠つて教區の補助を求めれば、十分な衣住を得、子供は全部これを養い教育することが出来、不健康な工場で十二時間の過激な労働をする代りに快適な農場で易しい農業労働を四、五時間やるだけでよくなるとすれば、今のような努力を続けようという氣持を有し得なくなるであらう。こういう誘惑があれば、労働階級や職工階級から年々この新施設に多數の者がやつて來、これと共に、増殖によつて團體そのものが急速に増大するので、忽ちにして最初の購入では彼らを全く養い得なくなるであらう。そこでその上の土地を購入しなければならなくなり、新らしい居住地を作らねばならなくなる。そして若し社會の上流階級がこの制度の表面の精神と意圖に従つてこれを運營して行く義務を負わされるとすれば、全國民が間もなく財産共有の窮乏國民となることには疑いはあり得ない。

かかる結果も、オウイン氏にとつては恐らく驚くに當らないかも知れない。實際、彼がこの提案をしたときにこうした結果は頭に畫いており、そしてこれが、彼が以て社會の道徳と幸福とを完成するに必要なものと考へている財産共有を平和裡に實現する最善の方法と考へたといふことは、まさに有り得ることなのである。しかし、財産共有から豫期し得る結果について彼と全く意見を異にする者にとつては、すなわち、人間をしてその消費する以上に生産せしめるように訓練することは

出来ることであるという、現在では疑いもなく眞理である彼れの學説も、耕作が私有財産によつて割られている限界を超えて推し進められた場合にはわけなく眞理でなくなることを、確信する者にとつては、この種の制度への接近は普遍的な怠惰と貧困と窮厄の制度への接近と考えられるであろう。

(1) See vol. ii. c. x. b. iii. p. 154.

然らば、オウイン氏の案が有効に實施され、國內に散在する各種の窮貧民團體が最初のうちは彼れの最も熱望する目的が實現し得たと假定しても、これだけのことでかかる團體は、人口原理の自然的必然的作用により、幾何もなく終末してしまふであろう。

しかし恐らく、總ての共產制度に對する他の大きな故障が、オウイン氏の經驗を最初から挫いてしまい、彼れの期待する幸福を破壊するであろう。ラナアク工場は、勤勉と善行に對する二つの有力な刺戟が働いているが、これは提案された團體には全然缺けていゝであらう。ラナアクに於いては、各人の所有の全部はその人のものであり、また自己と妻子を上品に愉快に養う能力は正確にその勤勞と節約と儉約に比例するであらう。ラナアクではまた、若しも或る勞働者が怠惰放漫であつたり、酒に酔つて仕事を棄無しにしたり、または何か本質的に悪い行爲をすれば、常に當然その所得が減るばかりではなく、彼を何時でも追放しかつて團體は放埒危険な成員の感化と實例

とを免れることが出来るのである。他方に於いて、本案で提唱されている窮貧民施設では、各人の勤勞と節制と善行等と、自己と家族を快速に養うその能力との關係は、極めて薄弱であり、怠惰や失行のあつた場合にも、追放という簡單有效な救済策に代えて、權力者が決定し執行する何らかの種類の直接的刑罰制度に頼らざるを得ないが、これは常に苦しく辛く、また一般に効果のないものである。

私は、ラナアクの如き施設に於いてどれだけ立派な經驗が得られたところで、それは、使用せられる全勞働の生産物が共有となり、制度の性質及び目的上追放が不可能な施設によつて、社會の改良を行うことが出来ると主張する議論に對しては、何の論據をも與えるものではないと思われ、それを、告白せざるを得ない。若しかかる不利の下に於いてもかかる施設が適當に管理され得るといふのなら、何たる判斷力、決斷力、忍耐力が、この目的のために必要とされることだらう。しかし、百萬、二百萬の人々を管理するに足るほど多數のかかる素質を有する人が、一體何處で探せばよいのか。

然らば、全體として云えば、次の如く結論し得よう、すなわちオウイン氏の案は、その最初から本當に克服し得ないと思われ、困難に逢着しなければならぬこととなり、また若し何らかの可能な手段でこれを克服し得て最も完全な成功が得られたとしても、この制度は、人口の増進を阻止する

ために何か最も不自然な最も不當な法律を用いまいかぎり、普遍的貧困と窮厄の状態へと導くこととなり、この場合凡ゆる富者は貧民にならうが、貧民は一人も富裕には、現在の普通労働者ほどにも富裕には、なり得ないのである、と。

カアウエン氏が發表した、社會の労働階級の境遇の改善案は、自ら概要と稱しているが、しかし吾々の當面の考察目的は原理であつて細目ではない。そして彼が據つて以て立つ原理は、その計畫の大目的となす次の事項に十分明瞭に表われている。

一、下層階級の人民の現在の窮狀を改善すること。

二、彼らの救済のために徴集しなければならぬ現在の貧民税を新税によつて平等化すること。

三、そして、その保護を受けることを自ら至當と考える總ての者に、彼らの救済に充てられた資金の地方的管理及び分配上の發言權を與えること。

第一の命題は、言うまでもなく、凡ゆる提案の目的であり、またそうあるべきである。そして後の二つは、これを達成する方法と考へてよからう。

しかし、この二命題は、いずれも他の理由からは望ましいものであるが、しかし實際この際の大問題に觸れていないばかりでなく、また觸れようと思へないことは、明かである。吾々は、労働階級の大衆の富と幸福と獨立とを増大せんがために、窮民の比率の増大を阻止しこれを減少せ

んことを望んでいる。しかし貧民税の平等化は、單純に考えれば、從屬的貧民を減少するよりは寧ろ増加する極めて有力な傾向を有つてゐる。現在のところ教區税は一特定種類の財産に極めて重くかかつており、従つてこれが分與に當る人口は、一般に實際これを低くしておくことを大いに利益としてゐる。しかし若しそれが一切の種類の財産に平等にかかつて來、なかならずそれが大きな縣や郡から徴集されることになれば、地方分與者はこれを低減しようという動機は極めて薄弱になつてしまひ、それは著しく急速に増大するものと豫期し得よう。

しかしながら、貧民税が特に重く土地を壓迫してゐるのは、本質的に不公平であることは、直ちに認められ得よう。殊に都市や工場を向つて不斷の往住が行われるので出生が著しく死亡を超過する教區では、如何なる場合にもこれら移住者の大部分は、老齡になつたり廢疾になつたり失業したりすれば、郷里に歸つて來るので、その影響は特にひどい。かかる教區は、その境界内の全出生者に仕事か扶助を興える力は全然ないこともあろう。實際上こうした往住が行われなかつたならば、そこには同一數の出生はなかつたことであらう。従つて、かかる事情にある教區が、歸郷する困窮者の全部を受け入れて養わざるを得ないというのは、確かに苦しいことである。しかし我國の現狀に於いては、最大の害悪は、土地に對する重課ではなく、窮民の比率の増加である。そして貧民税を平等にすれば確かにこの比率は増大される傾向があるから、私は、かかる方策は實行が容易で

あるとしても、かくの如くに平等化された税の繼續的増大に對する何か極めて有力な決定的な制限を伴わぬかぎり、かかる方策の採用を見るのは遺憾なことと思うのである。

カアウエン氏の他の命題も、同様に、窮民の増加を阻止する何らの保證をも與えるものでないことが、見られるであろう。吾々は、現在組織されているような共済團體の資金が、贖金者自身により管理されておりながら、これが永久的効果を擧げるに必要な節約の精神を以て分配されていることは減多にないのを、熟知している。そして、提案されている國民的な團體に於いては、資金の多くは貧民税から得られるであろうから、贖金者の意向で影響される凡ゆる問題も、更に一層氣儘な一層不經濟な原則に基づいて決定されるであろう、と豫期すべき理由が確かにある。

この點から見ると、課税から得られる公金を労働階級の贖金と混合するのが得策か否かは十分疑問の餘地がある。その結果は恐らく、かかる團體の資金が、計算を誤つたり氣前よく給與を出しすぎたために、不足を來たした場合には、その不足金額が課税によつて補充されるということになる。そしてこのように用いられる金額を制限するために、如何なる規則が設けられても、それは恐らく、社會の上流階級が持ち出す或る案に基づき請求を阻止するには、弱體な防壁たるに過ぎぬであろう。

この種の教區の寄附と私人の贖金との結合に對するもう一つの有力な故障は、最初からかかる團

體の成員は正當な獨立をしているという考えを自らもち得ないであろうという點にある。若し資金の二分の一乃至三分の一が教區から支給されるとすれば、彼らは現在の互助組合とは非常に異なる立場に立つことになるであろう。疾病や老齡に際して受ける權利のある給與の中これほど多くが事實上貧民税から得られる間は、彼らはこの案を以て、多くの點に於いて、その實體通りのもの、すなわち單に徵稅方法の變更に過ぎぬと、考え勝ちなことであろう。若しこういう制度が一般的となるならば、労働階級の贖金は殆んど労働に對する租税たる結果をもつことになるであろうし、またかかる租税は従來、一般に他の大抵の租税よりも、勤勞と生産にとり好ましくないものと考えられて來ているのである。

カアウエン氏の案の最も良い部分は、各贖金者にその贖金の額に比例して信用を與えこの額に基づいて疾病に際しては給與を與え、老齡の場合には年金を與えるという提案であるが、この目的は何の弊害も伴わずに容易に達成し得るであろう。また『仕事がないから』といつて、それで社會に對する請求權が生ずべきものではない。蓋しこの口實が認められるなら、これは殆んど間違ひなく最も有害な結果を伴うであろうからである。』と云つてゐるのは、極めて正しいことである。しかし同時に、労働能力のある者には總て仕事を見出してやるべきであるといふように暗示されており、また他の場所では、一切の一時的失業に對しかかる團體は適時の補助を與えても、墮落を伴う虞れは

ないと書いてあるのは、むしろ経率の嫌いがある。

全體として云えば、多額の貧民税がこれらの團體に支給されて而もその額が恐らく遞増して行き、そのために團體員は救済の救助から獨立なものとは殆んど考え得なくなり、そして通常の貧民税は今日のように依然何の制限もなく賦課されるということをして、考慮するときには、カアウェン氏の案が貧民税の金額と從屬的貧民の比率とを減少する上で成功を収めるといふ望みは、殆んどないのである。

現在公衆が貧民の管理について陥る傾きのある二つの誤謬がある。その第一は、貧民自身の贖金の分與方法に十分に注意せずに、その効果を過度に重要視する傾向である。しかし二つの中で分配方法の方が遙かに重大な點であり、若しこれが非常に悪ければ、貧民自身からしる他の方面からしる、贖金をどうして徴集するかは殆んど問題でないのである。若し労働階級が、普く、最初に、その所得の非常に多くを、贖出し、疾病と老齢、失業、及び二人以上の子供がある場合に、その扶助を得ようとするならば、資金が不足になることは全く確實である。かかる分與方法は、限られた地域に急速に増加する無限の人口を養う能力を含蓄するものであり、従つて結局貧困の加重に終らざるを得ない。我國現在の共濟團體や互助組合は單に計量し得る限られた目的を目指しているに過ぎないが、而も既に多くのものは失敗してしまい、またそれ以上多くのものは資金の不足から失敗

しそうなことがわかつている。若し或る團體がその成員に遙かにより、廣汎な補助を與えようと企てるならば、若しそれが貧民法が一部分行つていふことに倣い、またはコンドルセ氏が正しく計畫し得ると考えた目的を達成しようと企てたりするならば、その資金が最初はどれだけ大であり、またどこから得られたものであるかと、資金の缺乏は絶対に避け得ないであろう。略言すれば、この問題にどんな知識や工夫を使つて見ても、どれだけ貧民が努力し、富者が努力し、または兩者が努力して、贖金を集め、または何らかの方法を以てしたところで、古い人口稠密な國で、新しい國で見られるように安全有利に、一般に同一の年齢で、社會の労働階級が結婚し得るようになるほど、その状態を改善し得るものではないということ、これを公衆の心に刻み込んで過度に至る虞れはあり得ないのであり、なかならず貧民の境遇改善の問題が煽られている場合には、殊に然りである。公衆が現在陥りやすいように思われる他の誤謬は、貧民の雇傭を過度に重要視することである。我國の現行制度の失敗の主たる原因の一つは、エリザベス法律第四三號のうち、貧民を働かせるために原料の購入を命ずる部分が適當に實施されていないためである、と考へられているように思われる。確かに貧民の雇傭は、それが出来るのなら、多くの理由により望ましいことであるが、しかし、努力に對する通常の且つ最も自然的な動機を缺いている人間を活潑に働かせるのは、常に極度に困難であろう。そして強制制度は大きな權力を濫用し易い人々の手に與えるの必要を伴う。しか

しなからそれでも、貧民は恐らく、その習慣と道徳に好都合に、而も他の點では何の悪弊も伴わずに、従来以上に雇傭することも出来よう。しかし、若し貧民法の害悪または現在吾々を苦しめてゐる困難の本質的部分が貧民を雇傭しないところから生じたのであると考へるとするならば、または總ての失業者に仕事を與えようという何らかの可能な計畫が、凡そ何らかの程度に於いて、かかる害悪と困難の源泉に觸れることが出来、これが回起を防止し得ると考へるとするならば、吾々はこれの上ない誤謬に陥ることになるであらう。如何なる場合に於いても、貧民の強制的雇傭は、最も巧妙に管理されても、労働の供給をそれに對する自然的需要により、正確に比例させる何らの直接的傾向もあり得ない。そして大きな用心と注意をしなければ、それが反對の種類の有害な結果をもつことは明かである。例えば、需要の不足や資本の不足により労働が強い下落の傾向をもつ時に、吾々が公けの醸出と政府の支出によつて人為的需要を造出することにより、これをその通常價格に維持するならば、吾々は明かに、國の入口が徐々としてその減退せる資源に一致するのを阻止してゐるのであり、凶作の際に穀物の價格が騰貴するのを阻止しようとする人間と同じことをやつてゐるのであつて、これは必ずや結局困窮の増大に終らざるを得ないのである。

貧民を雇傭しようという案の或るものは、一定の或る時期に適當な限定を以てすれば、一時的方策として有用なこともあるから、その一切に反對しようというつもりはないが、しかし無益な努

力と絶えざる失望とを防ぐために、吾々の求める永久的救済はかかる方面からは生じ得ないということ、十分知つておくことが極めて重要である。

實際、救済の接近を合理的に期待し得る原因は唯の一種類しかなく、そしてそれは、その何たるを問わず労働階級の憤慮と先見を増大する傾向あるものから成る、と最大の確信を以て斷定し得よう。これが、貧民の境遇の改善のための凡ゆる提案を試みるべき、試金石である。若しもその案なるものが、自然と神との教訓に協力し、憤慮と先見の習慣を助長し促進するが如きものであるならば、本質的永久的な利益がそれから期待し得よう。たとえこの種の傾向はもたなくとも、それは恐らく、一時的方策として、また他の點から云へば、やはり優秀なものであるが、しかし吾々がその救済策を求めている特殊な害悪の源泉には當てはまらないことは確信を得よう。

労働階級の救済のためにこれまでのところ提唱された凡ゆる案のうちで、貯蓄銀行が、その及ぶ範圍では、最良のものであり、そして一般的になるならば、社會の下層階級の境遇の永久的改善をもたらずに最も有効であるように、私には思われる。それは、各人に各自の勤勞と憤慮から生ずる全幅の利益を與えて、大いに自然と神との教訓を強める効果がある。そして二十四、五歳かまたは恐らくそれよりも遙かに早く結婚する目的で十四、五歳頃か貯金して來た若者も、時期が悪かつたり、贅物が高かつたり、勞賃が低かつたり、その貯金額が缺乏に對する十分な保證を與えるに足

らぬことが経験でわかつたりしたときには、恐らくもう二、三年間待つ氣になるであろう。現在の所得の一部分を將來の不時の用のために貯蓄する習慣は、愼慮や先見や一般的習慣がなければ、存在するものとは殆んど考え得ない。そして若し、貯蓄銀行が各人に貯蓄の全利益を享ける機会を與えるためにこの慣行が一般的となれば、國の資源が變動しても、人口が労働に對する現實の需要に一致するに當りその犠牲として苦痛と貧困は少くて済むものと、當然期待し得るであろう。かくてこの救済策は、その及ぶ範圍では、害惡の根本そのものに適用されるものであることがわかる。

しかしながら、貯蓄銀行の大目的は、貧民に不時の用に備える能力を與え、以て缺乏と從屬とを防止するにある。そして社會の自然的事態に於いては、この制度と、これを助けるに指導よろしきを得た私的慈善を以てすれば、恐らく最上の實際的效果を生ずるためには他の方法はいらぬであろう。が、我國の現状に於いては、事態はこれと本質的に異なる。公けの基金を習慣的に頼りとしてゐる貧民がかくも大多數なのであるから、貯蓄銀行制度は貧民税の代替物とは考え得ない。社會に對する困窮者の比率を絶えず増加せしめないようにして彼らを扶助する方策如何という問題は、依然未解決に残るであろう。しかし若し、漸次に貧民税を廢止するか、またはこれを漸次に輕減し固定するという案が、採用されるとすれば、貯蓄銀行は本質的にその助けとなり、同時に銀行も極めて有力な援助を受けることであろう。

現實の事態に於いては、貯蓄銀行は、特に都合の惡そうな時期に、すなわち困窮が非常に廣く且つ教區補助が最も廣汎な時期に、設立された。かかる不利益の下に於いてすらそれが成功を収めたことから見れば、繁榮と高勞賃が教區補助減額の豫想と結び附いた時期には、それは極めて廣汎に普及し、且つ人民の一般的習慣に對し大きな効果を與え得ることが、明かにわかると思われる。

現在貯蓄銀行を一層獎勵する目的で、一つの條令が通過し、貯蓄銀行に一定額以下の自分の貯金を有つ者も、判事の認定により教區補助を受けることが認められた。しかしこれは恐らく近視眼的な政策であろう。これは、この點に於いては割合に殆んど價值のない利得を得んがために、貯蓄銀行設立の主旨を犠牲とすることである。吾々は勞働階級に、その境遇を眞に改善する唯一の方法として、より、以上自己の努力と資力に據るべきことを、教えたいと思ふのに、これは、彼らの貯金に報いるに、吾々の目的がその回避にある補助そのものに依然彼らを頼らしめることを以てせんとするのである。かかる法規の下に於ける貯蓄銀行の發達は、極めて曖昧不確實な吉兆に過ぎぬであろう。然るに、かかる法規がなければ、その發達は一步毎に効果が現われ、新しい貯金が行われる毎にそれは、教區の補助から獨立したいという願望の發達を立證するであろう。そして、共濟團體の大きな普及と、設立後間もない割合に貯蓄銀行が收めた成功とは、相共に、明かに手段のために目的を犠牲とするような方策に頼らなくとも、好都合な事情の下に於いてはこれらの制度は非常な

進歩を遂げるものと期待し得ることを、明かに示すものである。

これまで論じて来た貧民税を低減し限定する案について云えば、それは確かに害悪の根本に觸れるものである。しかし貧民が扶助を受けるの権利を正式に剝奪しないのならば、それは明かに不正であり、そして長年の間、私が前の章で提唱したその廢止案よりも、疑いもなく遙かに苛酷な作用を演ずるのであらう。同時にまた若し、我國はかくも長期間その組織の中に織り込まれている制度を全廢することは出来ないと考えられるならば、貧民税の額を、またはそれが國の富と人口に對する比率を、より合理的に正當に限定し、これに加えて、行わるべき改革の性質を極めて十分に且つ明白に告知するならば、本質的な利益が得られ、且つ貧民の習慣と幸福との改善に大いに寄與し得るのであらう。

第十三章

この問題に關する一般的原理の必要に就いて

ヒュウムは、凡ゆる科學の中で、政治學ほど最初の外見に欺かれ易いものはない、と云つて¹⁾いる。この言葉は疑いもなく極めて正しいものであり、そしてなかならず政治學の中、社會の下層階級の境遇を改善する方法に關する部分に特に當てはまることである。

(1) Essay xi. vol. i. p. 431. 8vo.

吾々は絶えず、自ら實際的と誇稱する人々が、理論や理論家に對して攻撃をしているのを、耳にしている。悪い理論が極めて悪いことであり、またかかる理論の立唱者が社會の無用なまた時には有害な分子であることは、認めなければならない。しかし、これらの實踐の辯護者も、彼ら自身が屢々後者の部類に屬するものであり、その大部分がその時代の最も有害な理論家の中に類別してもよいものであることに、氣が附いていないようである。人が自己の觀察範圍に入つて来た事實を忠實に述べる時には、その範圍が如何に狭くとも、彼は疑いもなく一般知識の總量を増加し、社會を益するものである。しかしこの狭い經驗から、自分の小農場の管理から、またはその近隣の救貧院

第四篇 第十三章 この問題に關する一般的原理の必要に就いて

の細事から、一般的推論を下すことが屢々あるが、こういう場合には彼は直ちに理論家になりすぎているのであり、而も経験は理論の唯一の正當な基礎であるために、人々は屢々、單に言葉の響きに捕えられ、従つて暫く立止つて、かかる問題について正しい理論の基礎とは全然なり得ない部分的経験と、正しい理論の基すべき得る唯一の基礎たる一般的の経験とを、辨別しようとしなから、かかる人物は愈々、以て危険なものとなるのである。

貧民の境遇を改善しようという努力ほどこれまで人間の知識を用いた問題は恐らく殆んどないが、またこれほど完全にそれが失敗した問題は確かにない。自ら實際的と誇稱する理論家と純粹の理論家との間の問題は、これがために吾々は、救貧院の隅から隅まで調査して、教區の役員がチイズや蠟燭の屑を捨てたとか、また馬鈴薯やスウブを餘計分與したとかいつて罰金をとるので満足すべきであるか、それともまた立歸つて、直ちに失敗の原因を示しこの制度が最初から根本的に誤謬であることを立證する一般的原理に言及すべきか、ということにある。いままで一般的原理がこれほど滅多に適用されたことのない問題はない。しかも人類の知識の全範圍に於いて、一般的原理を見失うことがこれほど危険な問題はなからうと思ふ。蓋し特殊の扶助方法の部分的な直接的な結果は、非常に屢々、その一般的な永久的な結果と正反對であるからである。

小屋住農民が僅かの土地をもち牛を飼う習慣のある特殊の地方では、最近の凶作の際に、その或

るものは教區の補助を受けず、また或るものはほんの僅かの補助を受けただけで、生活し得たことが、知られている。

Q See an Inquiry into the State of Cottagers in the Counties of Lincoln and Rutland, by Robert Gourlay. Annals of Agriculture, vol. xxxvii. p. 514.

この問題を考察するに當り從來常に行われている偏見に従つて、かかる事例から、若し我國の労働者の全部を類似の境遇に置くことが出来るなら、彼らは總て同様に快適に暮すことが出来、また同様に教區の補助から獨立することにならうという、一般的推論が引き出されている。しかしながらかかる推論は決して生れて来るものではない。現在牛を飼つている小屋住農民の利益は、大部分は、それが特殊な事情であるから生ずるものであり、若しそれが一般的となるならば大いに減少するであらう。

或る農業者または紳士がその農場に一定数の小屋をもつものと假定しよう。寛大な人間であり、自分の周囲のものをすべて樂な暮しをさせたいので、一つ的小屋毎に一、二頭の牛を飼うに足る一筆の土地を附屬させ、その上に高い勞賃を與えるかも知れない。彼れの労働者は云うまでもなく豊かに生活し、そして多數の家族を養うことが出来るであらう。しかし彼れの農場は多數の人手を必要としないかも知れない。そして彼は雇傭しているものには十分の支拂をすることとするかも知れない。

ないけれども、しかし恐らく自分の仕事に必要な以上の労働者をその土地にもとうとしないであろう。従つて彼はこれ以上の家屋は建築せず、そこで雇傭労働者の子供らは明かにそこを去つて他國に住まわなければならぬ。かかる制度が一定の家族か一定の地方だけに限られている間は、移住者も容易に他の場所で見出し得よう。そして、かかる農場に雇傭されている個々の労働者が羨むべき境遇にあり、我國の總ての労働者がかかる境遇に置かるべきことを吾々が當然希望していることは疑い得ない。しかし、かかる制度が一般的になれば、事の性質上、それが同一の利益をもち得ないことは全く明かである。蓋しその際には、子供らが同一の仕事を見出す期待を以て移住し得る國はないからである。人口は明かに都市と工場との需要以上に増加し、労働の價格は普く下落するであろう。

更にまた、現在牛を飼つている労働者の生活がこれほど楽な理由の一つは、自分で使用しない牛乳から大きな利潤を得ることが出来るからで、この利益は、若しこの制度が普遍的になれば、明かに著しく減少するということも、注意しなければならぬ。そして彼らは確かに、最近の凶作の際、その數年間不作だつた小麦の外に他の資源をもつていたので、彼らは當然豫期される如くその隣人よりも僅かしか助力を得ないでこれを取り切ることが出来たけれども、しかし若しこの制度が普遍的であつたならば、今日我國の普通労働者が小麦の稀少に悩んでいるのと同じだけ、彼らが牧草の

稀少と牛の死亡に悩まない理由は、これを指摘し得ないのである。従つて吾々は、かかる外見に信をおき、この種の部分的經驗から一般的推論を引き出すことには、極度に注意深くなければならぬ。

1) 牛の喪失は時々起るが、これは現代では一般に訴願や贖金で補われる。そしてこうした出来事は労働者にとつて最も重大な不幸と考えられるから、これらの訴願は大部分聴き届けられる。しかし若し牝牛制度が普遍化するならば、喪失は頻々と起るために同じ方法では償い得なくなり、家族は相次いで相對的富裕から缺乏へと落ちて行くであろう。

貧民の愉樂を増進しその境遇を改善するための協會が自ら據つて以て立つと公言する主たる原因は、立派なものである。かの勤勞の主發條たる吾々の境遇を改善せんとする願望¹⁾を效果あらしめるのが、眞の下層階級の狀態を改善する方法である。そして吾々は、サア・トマス・バアナドがその立派な序言の一つの中で、貧民の間に勤勞、慎慮、先見、徳性、清潔の習慣を奨励し促進するものはその何たるを問わす彼らと國とに對し有益であり、またこれらの性質に對する刺戟を除去または減退させるものはその何たるを問わす、國家に對し有害であり個人に對し邪惡である、と云つてゐるのに、安んじて同意し得よう。

(1) Preface to vol. ii. of the Reports.

第四篇 第十三章 この問題に關する一般的原理の必要に就いて

サブ・トマス・バアナドは實際、社會がその目的を達成するに當り遭遇すべき困難に、一般に十分に氣がついていないように思われる。しかしそれでもなお、前に述べた、不十分な経験から一般的推論を引き出すという誤謬に、いささか陥つてゐる危険があるようである。人々が推奨してゐる廉賣食物や教區賣店に關する案の利益は、全然、それが或る教區に限られるという事情に依存するものであり、それが一般的ならば勞働の勞賃を低めるので、この利益は失われてしまうものであるが、かかる案にはこれに言及しないこととして、ここでは單に、報告書の第二卷序言に現われているものと包括的な性質をもつ一つの記述だけを論ずることとする。この序言には、この協會の経験によれば、最善の貧民救濟法は、彼らをその家庭で扶助し、その子供らを出來るだけ早く各種の職業や徒弟奉公などに出すにある、という結論を、裏書きするように思われる、と記されている。私は本當に、これは隨時の差別的扶助を與えるには最善の方法でありまた確かに最も都合な方法であると信ずる。しかしこれは注意深く行ふべきであり、また一般的原理として採用したり、普遍的實施の基礎としたりしてはならぬことは、明かである。これは、すぐ前に述べた牝牛制度や、エリザベス法律第四三號の中、救貧監督官は貧民の子弟に職業と衣食を與ふべきことを命じている部分と、全く同一の異論を免れないものである。總ての子供が適當な年齢に達するや否や兩親の手許から離

されて適當な職業に出されるという教區では、暮しは非常に樂になる。しかし、この制度が一般的となり貧民はその子供を全部かくの如くして養われるということになれば、凡ゆる職業は直ちに人手が過剰となり、その結果は再度繰返す必要がないのである。

特定の家族、特定の教區、そして特定の地方ですら、これを適宜に救濟するのが、貨幣の、また富者の努力の、なし得るところであることは、この上もなく明かである。しかし、この問題を一寸でも考えて見れば、全國をこの方法で救濟するのは、彼らの全然出來ないことであり、少くとも、過剰人口に移住の形で規則的な出口を設けない限り、またはこの補助の分與がこれを明かに阻止する傾向をもつところの特殊の徳行が、貧民の間に普及しない限り、出來ないことであるのも、これと等しく明かであろう。

この點に於いては、勤勞そのものでさえ貨幣と大きな違いはない。隣人が通常もつてゐる以上にこの習慣をもつてゐる人は、現實の事態に於いては、殆んど間違いなく満足な生活をする事が出来るであろう。しかし若し總ての隣人が一齊に彼と同様に勤勞的になるとすれば、彼れの從來の勤勞の絶對量は最早や窮乏に對する保證ではなくなるであろう。ヒュウムは、『人生の殆んど總ての道徳的並びに自然的の惡は、怠惰から生ずる』と主張し、これらの惡を矯正するには、多くの人が習慣と反省とによつて到達し得る程度の勤勉を全人類が自然的にもつだけでよいとしているが、こ

れは大きな誤りである。若し全人類がかかる一定の程度の勤勉をもつだけで、彼が留意していない他の徳性と結びついていないとすれば、社會は缺乏と窮乏から全然救済されず、そして彼が云爲している總ての道德的または物理的の悪は唯一つも除去されないことは、明かである。

(1) Dialogues on Natural Religion, part xi. p. 212.

以上の推理の要旨に對して、見たところ非常に本當らしい異論が提出されるべきことを、私はよく氣がついている。すなわち次の如く云うものがある。かかる議論は同時に凡ゆる貧民救済法に反對するものである。蓋し事の性質上、人々を個人的に救済すれば、必ず彼らの社會における相對的位置は變動することとなり、それに比例して他の人々を壓迫することになるから。また家族をもつ者は當然最も困窮に陥りやすく、そして吾々は確かに助力を必要としない者を援助することは求められないのであるから、必然的に吾々は、いやしくも何らかの行爲に出ずる限り、子供をもつ者を救済しなければならず、かくて結婚と人口とを奨励せざるを得ないのである、と。

しかしながら、これらの問題に關する一般的原理は、常に念頭に置いていなければならぬが、しかしこれを過度に推し進めるべきではなく、また現在の困窮の救済から生ずる善が、遠い將來の結果から生ずる虞れのある悪を埋合せて餘りある場合が多いということは、私の既に述べたところであり、またここでもう一度繰返しておくこととする。

怠惰な不愼慮な習慣から生じたのでない困窮に當つて行ふ一切の救済は、明かに、現在の善が將來の悪を埋合せて餘りある場合に屬する。そして概して云えば、一般的結果が特殊の悪いことを明かならしめる如き仕方では一般的原理を侵害するものは、單に、貧民がその行爲の如何に拘わらず、確信して依頼し得るような、組織的確實な救済のみである、と云い得よう。

この差別的な隨時的な救済が有益な結果をもつことは、前の章で十分認めたところであるが、これは別として、更によい更に一般的な教育制度から期待し得るところの甚だ多いことは、私は前にこれを證示せんと努めた。この方法で行い得る凡ゆることは、實際、頗る特殊の價值をもつている。蓋し教育は、相互に妨害し合うことなくして萬人が分ち得るばかりでなく、また一人の向上が實際に他の人々の向上にも參與し得るといふ利益の、一つであるからである。例えば若し、人が教育によつて、品位ある自尊心と一層正しい思考の習慣とを獲得し、その結果として自分の養い得ない多數の子供を社會に負擔させないようになるならば、彼れの行爲は、個人的事例の及び得る限りに於いて、明かに仲間の労働者の境遇を改善する傾向のあるものであり、また無智に出ずる反對の行爲は、同様に明かにこれを低下する傾向があるであろう。

私はまた、貧民の小屋の一般的改良を行い、その際同時に、それを二家族が住み得るほど大きくせず、またその數が必要な労働に對する需要よりも急速に増加させないように注意するならば、彼

らの境遇の改善に多少効果があろうと考えざるを得ない。我國に於いて早婚の頻發に對する最も健全な最も害の少い妨げの一つは小屋を手に入れるのが困難であるという事實であり、また労働者をして愛蘭のそれのような惨めな泥小屋に満足するよりは寧ろ數年間結婚を延期して家の空くのを待とうという氣にさせる賞讃すべき習慣なのである。¹⁾

1) しかしながら恐らく、凡ゆる教區がその貧民の増加を恐れるので、これは減多には彼れの選擇には委されないのである。我國の貧民法が、その第一の明瞭な人口を増加せしめる傾向を相殺する方法には、色々あるが、これはその一つである。私は、吾々がこの制度をこれほど長期間持ちこたえることが出来、また貧民の境遇が豫期され得るほどこれによつて害されなかつたのは、殆んど専らこれらの相殺原因によるものであることを、殆んど疑わないのである。

牝牛制度ですら、もつと狭い案によるのならば、非難を受けずに済むであろう。これを貧民法の代替物とし、労働者にその家族に比例して土地と牛とを要求する権利を與えようという考えをもち、または庶民に小麦の消費を止めさせ、牛乳と馬鈴薯で生活させようという考えをもつのならば、これは全く矛盾したことを思われると告白せざるを得ないが、しかし若しそれが單に比較的善良勤勉な労働者に快適な生活を與え、同時に一般貧民の間では極めて重大な缺乏たる、子供の牛乳の不足を生ぜしめるように組立てられるならば、私は、この制度は極めて有益であり、勤勉、節約、及び慎慮の習慣に對する極めて有力な刺戟たらしめ得るであらう、と考えるのである。しかしながら、

この目的からすれば、僅かに各教區の労働者の一部分がこの案に包含されるに過ぎず、單なる困窮ではなく善行ということが最大の優先権をもつべきであり、子供の數を過度に重視すべきではなく、また一般的に云つて、一頭の牛を買うだけの貨幣を貯蓄した者には、教區がこれを一頭買つてやらなければならぬ者よりも優先権を與えらるべきであることは、明かである(譯註)。

1) 四エイカアの土地が附いていない限り小屋の建築を禁止したエリザベスの法律は、英蘭のような工業國では恐らく實行不能である。しかしこの原理によれば、確かに貧民の最大部分は土地を所得し得ようが、蓋しかかる小屋を獲得するの困難は常にその増加に對する有力な妨げとして働くであらうからである。かかる案のもたらす結果はヤング氏のそれとは極めて異なるであらう。

〔譯註〕 第二—四版ではこの次に一パラグラフあつたが、第五版から削除された。それは次の如くである、

「この目的のための小額の貯蓄を便にし、若い労働者が結婚に備える目的でその所得を節約するのを奨励するためには、最小額でも受け取り相當な利子をそれに支拂う地方銀行をもつのが極めて有益であらう。現在では、小額の貨幣を節した少數の労働者は屢々それをどう使つたらよいかに當惑しており、従つてかかる事情の下に於いては、それが時に悪い用途に用いられ、またほんの短期間しか持たぬのを見ても、驚くに當らないのである。この種の案が成功するためには、労働者が何時でも望みの時にその貨幣を引出すことが出来、凡ゆる點でそれを思いのままに處分する最も完全な自由を有つことが、恐らく肝要であらう。非常に辛い思いをして稼いだ貨幣が時につまらぬ目的に使われるのは遺憾なことであるが、しかしこれは吾々が干渉の権利を有たない事柄であり、またその権利があつたとしても干渉するのは一般的に云つて利

益ではないであろう。蓋しこの自由を有つという知識の方が、かくして貯蓄された貨幣の誤用を防止するための制限よりも、貯蓄の慣行を奨励する上から云つてより有益であるからである。」

人は疑いもなく、かの周知の勤勞と節約に對する刺戟たる、財産に對する欲望と愛着を、出来るだけ利用しないのを、非常に喜ばないであろう。しかし、この刺戟のもたらす好ましい結果は、主として、この財産が自己の努力により獲得し維持し得る場合に現われるものであり、そしてそれは他の事情の下に於いては決してそれほど一般的なものでないことを、想起しなければならぬ。若し家族をもつ怠惰なものが誰でも一頭の牛と多少の土地を要求し獲得することが出来るならば、これらの兩者は殆んど常に抛棄されるものと豫期すべきである。

牛を飼つている小屋住農民は飼つていない者よりも勤勉であり規則正しいと云われている。これは恐らく本當のことであり、また當然豫期し得ることである。しかしこのことから、凡ゆる人民を勤勉にするに牛を與えたがよいと推論するのは、それほど確實なことではなさそうである。現在牛を飼つている者の大部分は、これを自分の勤勞の成果で買入れたのである。従つて、牛が彼らに勤勞の風を與えたと云うよりも、勤勞の風が彼らに牛を與えたと云う方が、正しいのである。尤も私は、急に財産を所有しても決して勤勞の習慣を生ずるものでないという意味にとられては困るが、小屋住農民の牛の飼育から生ずる經驗濟みの實際的好結果は、事實上、この制度が、私が前に述

べたような狭い案になつてゐることから生じたものである。この種の小屋住農民が最も數多い地方でも、彼らは全教區の人口に對して非常に大きな比率は占めていない。彼らは一般に、自分の牛を買入れることの出來た比較的善良な労働者に屬し、そして彼らの境遇が特に樂なのは、彼らの有する絶對的利益から生じたと同程度にその相對的利益からも生ずるものである。

(C) Inquiry into the State of Cottagers in Counties of Lincoln and Rutland by Robert Courlay.
Annals of Agriculture, vol. xxxvii. p. 514.

従つて彼らの勤勞と愉快とを見て、下層階級の人民全部に同じ財産を與えれば、これに同じの勤勞と愉快を與え得ようと推論するのは、大いに注意しなければならぬ。相對的と絶對的、原因と結果との混用ほど、かくも無數の誤謬を惹き起したものはない。

しかしながら、貧民の小屋を一般的に改良し、または一層多くの貧民に牛を飼得るようにさせようという案は、明かに彼らに一層多くの子供を養う能力を與え、かくして人口増加を奨励することにより私が確立しようとしている原理を侵犯するであろう、と云われるかも知れない。しかし若し私が讀者に本書の主要論を諒解せしめるに成功したものとすれば、讀者は、我國の養得る以上の子供が生れてはならぬと考える正確な理由は、生れた子供のうち出來るだけ多數のものを養いたいからなのであることを、知るであろう。事の性質上、吾々が何かの方法で貧民を援助すれば、必

すや彼らに、その子供のうちのより、多くのものを成人期まで養う能力を與えたことになる。しかしこれは、個人にとつても社會にとつても、何にも増して望ましいことなのである。貧困の結果として一人でも子供が死ねば、明かに、その前に個人にとつての大きな窮乏があつたかまたはその後これが生ずるに違いない。そして社會的見地からすれば、十歳以上で死亡する總ての子供は、その時までその養育に費された全部に當る國民的損失である。従つて凡ゆる點から見て、各歳死亡率の減少は吾々の目的とすべきことである。しかしながら吾々は、この目的を實現するためには、より多くの子供を成人せしめることによつて最初は人口を或る程度まで密集せしめなければならぬ。しかし若し同時に、吾々がこれらの子供らに、その兩親と同じ利益を得るためには、家族を養い得る十分の見込が立つまで、結婚を延期しなければならぬという考えを、刻み込むことが出来るならば、以上の點では何の害も生じないであろう。そして、若し吾々にこれが出来ないとなれば、吾々の從來の一切の努力は水泡に歸することを斷言しなければならぬ。貧民の境遇の永久的な一般的改善が豫防的妨げの増加なくして行われ得るといふことは、事の性質上あり得ず、そしてこれが行われなければ、吾々が努力をしてもしなくとも、貧民のために爲し得る一切は一時的部分的ならざるを得ず、すなわち現在の死亡率の低減は將來の死亡率の増大によつて相殺され、或る場所に於ける彼らの境遇の改善は、他の場所でこれを比例的に低下せしめるであろう。これは極めて重大な而

も極めて理解されていない眞理であるから、何度これを強調しても過ぎることはないのである（譯註）。

〔譯註〕 第二―三版ではこれに續いて次の如くあつた、――

『慈善家と結婚獎勵家の大部分は、彼らのなすことの眞の結果を少しも知らないのである。』

ペイリイはその『道徳哲學』で人口や食料などを論じている章の中で、一國の人口、同時にまたその一般的幸福に對し、最も好都合な状態は、『富裕奢侈の國民の需要に奉仕している勤勉節約な人民のそれ』であると云つてゐる。しかし、かかる社會形態は好ましい光景を呈するものではない、一と云わなければならぬ。それが絶対に必要であるという確信がない限り、一千萬の人民が、他の百萬の人口の過度の奢侈に奉仕せんがために、不斷の勞苦を拂い、絶對的必要品以外の一切のものを手に入れ得ないという考えには、吾々は承服することは出来ない。しかし實際のところは、かかる社會形態は決して必要ではないのである。一國の工業を維持せんがためには、富者が過度に奢侈である必要は少しもなく、また貧民を十分に數多くするために彼らから一切の奢侈品を奪ふ必要も、少しもない。我國に於ける最良の、また凡ゆる觀點から見ても最も有利な、工業品は、人民大衆の消費するものである。専ら富者だけに限られる工業品は、常に量が比較的少いので取るに足らぬばかりでなく、また流行が變化するので、それに従事する者の間に多くの一時的な窮乏を生ずると

いう大きな不利益を蒙り易い。従つて、國民的富から云つても國民的幸福から云つても、最も有利と思われれるものは、人民大衆の間に奢侈が普及することであつて、少數者に於ける過度の奢侈ではない。そしてペイリイが以て奢侈の眞の悪であり本來の危険であると考へたものが、實はその眞の善であり、特有の利益であると私は考へたい。若し實際、新植民地の状態にない凡ゆる社會には、或る有力な人口に對する妨げが廣く行われなければならぬことが、認められ、また若し、人生の愉樂品及び便宜品に對する嗜好があれば、かかる有利が確實に失われるという場合には、人々は結婚を斷念するものであることが觀られるならば、吾々は、かかる嗜好の一般的普及ほど、社會の幸福と道徳とに害を及ぼさない結婚に對する妨げは、これを見出すことを殆んど期待し得ないのであり、従つて、この意味に於ける奢侈の普及(譯註)は特に望ましく、また前の章で言及した困窮の標準を引上げる最良手段の一つであることを、認めなければならぬのである。

D) Vol. II. c. xi. p. 359. ヲイリイの Natural Theology. の中の一章句から見ると、私は、人口の問題に關する彼れの從前の考へる若干は、その後の考察によつて變更されたと考へる。彼は、人類は凡ゆる國に於いて一定の困窮を生ずるまで増加すると述べてゐるが (Ch. xxv. p. 539.) これは極めて正しい。若しこれを認めるならば、この點に於ける困窮の程度が最小の國が明かに最も幸福であるということになる。従つて、奢侈の普及が、この妨げをより早期に生ずることにより、この困窮の程度を軽減する傾向があるならば、それは確かに望ましいことである。

〔譯註〕 このところでは、第二—四版では次の註が附せられていた、——

『前篇第十章(譯註——『穀物輸出獎勵金』に關する章)の註の中で、私は、奢侈が恐らく眞に一國にとり有害となる唯一の點を指摘して置いた。しかしこの點は、貧民の間に於ける結婚の数を減少せしめるという意味での奢侈の普及によつて決定されるものではなく、奢侈品の調製または獲得に従事する者が、彼らを養ふべき基金に對してとる比例によつて、決定されるものである。』

社會の中流階級が、道徳的勤勞的な習慣にとり、また凡ゆる種類の才能の發達にとり、最も好都合であることは、一般に認められ來つてゐることである。しかし萬人が中流であり得ないことは明らかである。上流と下層とは事の性質上絶対に必然的であり、また常に必然的であるばかりでなく、著しく有益でもある。若し誰も社會で地位が上る望みも下る虞れもあり得ないならば、若し勤勞がその報いをもたらさず怠惰がその罰をもたらさないならば、今日社會の繁榮の主發條をなしている、吾々の境遇を改善せんとする發刺たる活動を眼にすることは、期待し得ないであろう。しかしヨーロッパ諸國を考へて見るに、上流と中流と下層との相對的比率には非常に大きな相違が見られる。そしてかかる相違から生ずる結果から見ると、人類社會の大衆の幸福の増大の期待に對する最も強い根據を與えるものは、恐らく、中流階級部分の相對的比率の増大の見通しにあるように思われる。そして若し下層階級の人民が、現在のように窮乏と死亡とを増大せしめることなくして、勞働の供給を停止的なまたは減少さえしつつある需要に比例せしめる習慣を、獲得するならば、吾々は、將

來いつの日か、近年極めて急速に進歩した人間労働節約の過程は、遂には、現在よりも少い肉體の努力で最も富裕な社會の一切の欲求を充足し得るに至り、そして假にそれが個人の努力の烈しさを減少しなくとも、少くとも烈しい勞苦にたずさわる者の數は減少せしめるであろうという、希望を敢ていだいてもよいであろう。若し社會の最下層階級が、かくて減少し、中流階級が増加するならば、各労働者は勤勉と努力によつてよりよい地位に向上する一層合理的な希望をいだくことが出來、勤勞と徳行に對する報いの數は増加し、人類社會の富籤は空籤が減つて當り籤が多くなることとなり、そして社會的幸福の總量は明かに増大するであろう(譯註)。

〔譯註〕 このパラグラフには第一版からの書寫しと見られる部分がある。第一版第十八章(本分冊最終章附記の長い譯註の中にある)の終りから三番目と四番目のパラグラフを参照。

しかしながら、停止的なまたは減退的な労働に對する需要に通常隨伴する害惡を伴わないこの種の遠い將來の光景を期待して心に畫くためには、吾々は、貧民の間に慎慮な習慣が廣く普及し、従つて現實の労働價格と獨身時代の貯蓄額を加えてなお、補助を受けなければ妻と五、六人の子供を養い得る見込をもち得ないときには、彼らは結婚を思い止まるほどである、と想像しなければならぬ。そして疑いもなく、かかる程度の慎慮的抑制は、下層階級の人民の境遇に極めて著しい改善を生ずるのであらう。

この程度の慎慮ですら必ずしも有效とは云い得ず、蓋し人が結婚すれば、何人子供が出來るかばかり得ず、六人以上も有つものが多いからである、と恐らく云われるかも知れない。これは確かに事實である、そしてこの場合、六人以上の凡ゆる子供に一定の給與を與えても、何ら害惡が生ずるとは、私には考えられない。但しこの給與は、その人間が家族の多いのをほめるためではなく、唯單に、彼が豫測すべきことであつたとは吾々として考え得ない困窮から彼を救済せんがために過ぎない。従つてこの目的に従い、救済は單に、彼れの境遇を子供が六人の場合と全く同一にする程度に止めるべきである。モンテスキウは、十人や十二人の子供をもつ者に一定の年金を與えるルイ十四世の勅令は、人口を奨励する上で何の役にも立たないと云つて、これを攻撃している¹⁾。彼がこれを攻撃するその理由に従つて、私は、この種の法律はこれを採用しても何の危険もなく、そして如何なる點に於いても結婚の奨励たる作用を演ずることなくして、極めて辛い豫期出來ない困窮から特定の個人を救い得るものと、考えるのである。

(1) *Esprit des Loix*, liv. xxiii, c. xxvii.

若し將來いつの日か、貧民の境遇の永久的な一般的な改善が生じ得る唯一の基礎たる、貧民の結婚に關する慎慮的習慣のより廣汎な普及に、幾分でも接近することがあるとしても、私は、最も偏狭な政治家と雖も、そのために我國の通商上の競争者が外國市場に於いて吾々を賣り負かすことが

出来るようになるほどの労働の價格の騰貴を惹き起すことを恐れて、それに驚く必要はないと思う。恐らくこの種の何らかの結果を防止し、または十分に相殺するところの、四つの事情が、これに伴つて生ずるものと期待し得よう。それは第一に、需要が供給以上になるのが少くなるのによる、より均等なより低い食料の價格であり、第二に、農業に對する重課と現在の労働の勞賃に對する大きな附加たる貧民税の、撤廢であり、第三に貧困の結果から夭折する子供の養育に投ぜられる無回收金額の大部分が國民的節約であり、そして最後に、現在餘りにも屢々高勞賃の結果たるところの、怠惰、飲酒、及び労働の浪費を防止する、なかなしく未婚者の間で行われる節約と勤勞の習慣の、より廣汎な普及である。

第十四章 社會の將來の改良に關する吾々の合理的期待に就いて

人口原理から生ずる害惡の緩和に關する吾々の合理的期待を概観し結論するに當つて、人口の幾何級數的增加は争い得ないことであり、また妨げられぬ場合の倍加期間は、常に、本書では、事實以上よりは寧ろ以下に述べたけれども、而も社會と文明との進歩の自然的結果の中には、必然的にその結果を壓縮するものがあると云い得るであろう。それはなかなしく大都市と工業であつて、そこでは何か頗る本質的變化が生ずるとは、吾々は殆んど望み得ないし、また確かに期待し得ないのである。都市と工業とを人間の壽命に對し出来るだけ害を少くすることは、疑いもなく吾々の義務であり、また凡ゆる觀點に於いて極めて望ましいことであるが、しかし吾々が凡ゆる努力を拂つて見ても、恐らくそれらは常に、地方の境涯や地方の職業よりも健康的でなく、従つて、積極的妨げとして作用しつつ、或る程度豫防的妨げの必要を減少するであろう。

凡ゆる舊い國家では、多數の成人が暫くの間未婚でいるのが見られる。普通の、承認された道德律を、この期間實行する義務については、實際上はどれだけ反對されて來ていても、理論上

は嘗て論難されたことはない。この部類の道德的抑制の義務については、本書の議論は殆んどこれに觸れなかつた。それは従前と同一の根據に基づいており、何ら強弱の變化はない。そしてこの義務の遂行が在來如何に不十分であつたかを知れば（譯註）、將來に於いてそれが完全に履行されると期待するのは、確かに幻想であろう。

【譯註】 以下の文は第二―四版では次の如くである、――

『將來に於いて何らか非常に本質的な改善を期待するのは、確かに幻想であろう。』
なお本文中の『將來に於いて』の句は第六版で附加されたものである。

従つて本書の議論がこれまで觸れた部分は、獨身期間中の吾々の行爲に關するものでなく、吾々の子供を養ひ得る見込が出来るまでこの期間を延長する義務に關するものであつた。そしてこの點に於ける或る好都合な變化に對する希望をいだくのは、決して幻想ではない。蓋しこの種の慎慮的抑制の普及は、國を異にすれば、また同じ國でも時期を異にすれば、極度に異なるものであることが、經驗上わかっているからである。

ヨオロッパ一般を通じ、殊になかなく北方諸國に於いて、かくも多數の人民を減ぼした好戰敢取の習慣が流行して以來、慎慮的抑制の作用に決定的な變化が生じていることは、疑い得ないところである。その後、十七世紀及び十八世紀初頭にヨオロッパを頻々と襲つた疫病ペストの徐々たる衰退と

殆んど完全な絶滅は、同一種類の變化を生じた。そして我國では、都市の改良や傳染病回起の度數の減少やより大なる清潔の習慣の採用があつて以來、結婚率が低下したことは疑い得ない。最近の凶作中、結婚數は減少したように思われる¹⁾。そしてかかる期間に多くの人の結婚を妨げたと同じ動機は、若し將來、種痘のために成人に達する子供の數が増加し、それが凡ゆる職業を充滿し、勞働の價格を下落せしめ、家族の養育をより困難ならしめるならば、これと正確に同一の作用を演ずるのである。

1) 一八〇〇年及び一八〇一年。

普遍的に、結婚の問題に關する人類の實踐はその理論よりも遙かに優れていた。そして結婚する義務と、罪惡を豫防するための早婚の利益に關し、如何に頻々と辯舌が振られても、各人は實際にかかる重大な一步を敢て踏み出すに先立つて、一家を養う手段を考えて見なければならなかつた。偉大な社會治癒力、すなわち吾々の境遇を改善せんとする願望とこれを惡化せしめる恐怖は、絶えず作用しており、そして人民に道を踏み外させる傾向ある凡ゆる辯舌にも拘わらず、彼らを絶えず正道に導いて來たのである。各人に否應なしに注意を促す、自然の法則の一般行程から得られる推論に外ならないところの、凡ゆる國家に於けるこの有力な健康の源泉によつて、結婚に對する慎慮的妨げはヨオロッパに於いて増加して來ていたのであり、そしてこれがより以上の進展を遂げるも

のと結論するのは、不合理ではあり得ない。若しこれが、性に關する悪い行いを著しく決定的に増加することなくして、生ずるならば、社會の幸福は明かにそれによつて促進されるであろう。そしてこの悪い行いの増加の危険について云えば、ヨーロッパ諸國の中結婚が最も遅くまたは最も少い所が、決してこの種の罪惡で特に目立つてゐるわけではないのは、吾々を慰めるに足るものである。ノルウェイ、スイス、英蘭、及び蘇格蘭が、豫防的妨げの普及の點で他の一切にぬきんでゐることが、分つてゐる。そして私は、これらの國の道德的習慣を特に強調する積りはないけれども、しかし何人もこれらの國を風俗の種族を以て特に顯著な國とはしないことと思う。實際、大陸に就いて私がいささか知るところから見ると、私は、これらの國をその反對の習慣を以て特に顯著な國とし、そして婦人の純潔の點では、従つてまた男子の道德的習慣の點では、その隣國の以下であるよりは寧ろ以上のものとしたのである。従つて經驗は吾々に、結婚に對する妨げの増加から一見期待されるかも知れない結果は、道德的物理的諸原因によつて相殺され得ることを、教えるように思われる。しかし苟くもあり得べきこれらの結果の意義を十分認めても、極貧から生ずる害惡の減少はこれを十分に相殺し、また豫防的妨げの増加から確實に生ずる死亡の減少と愉樂の向上という利益は、全然、幸福と道德との増進に歸するものとせられ得る、と安んじて斷定し得よう。

本書の目的は、社會を改良すべき新しい案を提唱するよりも寧ろ、自然の行程によつて指示さ

れたものとして一部分既に實行されて來た改良方法に満足し、本來ならばこの方法によつて行われ
る進歩を阻害しないやうにすることが、必要であることを、説くにある。

一切の吾々の積極的施設と、貧民に對する吾々の行爲の全方針とが、人事の普通の行程によつて
教えられる慎慮の教訓と能動的に協力する如きものであり、また若し吾々が時に不慎慮に對する目
然の罰を緩和しようという場合には、その反對の行爲に對する報いを増加してこれを均衡せしめる
ことが出来るのが、疑いもなく極めて有利であろう。しかし單に、直接に結婚を奨励する傾向ある
制度を漸次に改變し、そして積極的に自然の教訓に反する意見を流布し學說を唱導することを止め
るだけでも、大きな効果が擧がることであろう。

吾々の力で特に實現し得る限られた善も、度を過ぎて企てたり、部分的程度の成功を得るために
する或る特殊の案の採用を本質的に必要ならしめると同時に、屢々失われるものである。本書の議
論を實際に適用するに當つて、私はこの誤謬は避け得たと思う。私は、かの高い快い希望を消すこ
とを恐れて、古い事實に新しい見解を興え、且つ可能な改良に就いて少からず想像を逞しくした
かも知れぬけれども、而も私は、蓋然的改良を期待しこれを達成する方法を示唆するに當つては、
極めて慎重であつたことを、特に讀者に想起して貰いたい。貧民法から生ずる實際的害惡が既にわ
かつており、それが我國の土地所有に絶対に耐え得ない負擔となる危険があるので、その漸次的廢

止は既に屢、これを提案した。より、廣汎な國民教育制度の設立の提案は、或る人々には眼新らしい利益もなく、また或る人々には何の不利益もない。教育の實際的好効果は蘇格蘭では既に久しく経験されている。そして判断を下し得る地位にある人は、殆んど何人も、教育が、犯罪を防止し、及び勤勉、道徳及び規則正しい行爲を促進する上で、大きな効果があるように思われる、と證言している。而も私の提案したのは以上の案に止まる。そして、これらの案が上に示唆したような方法で採用されれば、それは本書の目的を推進し貧民の境遇を改善するに極めて有力に寄與するであろうけれども、假にこの方向に何事も行われなるとしても、本書の議論の一般的結果から生ずる多少の部分的利益に絶對に望みを失うものではない。

1) ハワード氏はスイスと蘇格蘭には他國よりも囚人が少いことを見、これをスイスと蘇格蘭の下層階級が他國より規則的な教育を受けている事實に歸している。故フイルディング氏がボウ街監獄裁判所長であつた多年の間に、彼れのところへ連行された蘇格蘭人は僅かに六名であつた。彼は犯罪者の大部分は愛蘭人であると常に云つてゐた。Preface to vol. iii. of the Reports of the Society for bettering the Condition of the Poor, p. 32.

若し私が樹立しようと努めた原理が誤りであるならば、何卒これを完全に論破して貰いたい。しかし若しそれが眞實であるならば、この問題は極めて重要なものであり、人類幸福の問題と極めて密接に關連するものであるから、この目的のために何らかの特別の努力が拂われようが拂われまい

が、何時かはよりよく周知されより、廣汎に普及されない筈はないのである。

社會の上流及び中流社會の間では、この知識の結果として、望むらくは、貧民の境遇を改善せんとする彼らの努力を弛緩せしめることなくして、これを指導して彼らに出来ることと出来ないことを證示し、そして忠告や教訓を與えたり、慎慮や清潔の習慣を奨励したり、差別的な慈善を行つたり、また豫防的防げの増加を伴うところの貧民の現在の境遇を改善する方法を行つたりして、多大の効果が獲得され得ようけれども、而もこの豫防的防げの増加がなければ、それ以外にここに擧げた努力は一切無効に歸するのであり、そして凡ゆる舊い人口稠密な國家に於いては、貧民を助け彼らの望むが儘に早婚させ大家族を育てさせ得るようにしようとしても、それは物理的不可能事であるということを、彼らに證示することになるであろう。この知識は、富者が自分の努力の好効果を破壊したり、その努力を成功する筈のない方途に空費したりするのを防止して、以て彼らの注意を適當な目的に限定し、かくて彼らをしてより多くの善を果し得せしめるであろう。

貧民自身の間には、この知識の結果は更に一層重大である。貧困の主たる最も永久的な原因は、政治形態や財産の不等分割とは殆んどまたは全く直接の關係がなく、また富者は事實上貧者に職業と生活とを見つけてやる能力は有つていないから、貧民は事の性質上これを要求する權利を有ち得ないといふことは、人口原理から生ずる重大な眞理であり、これは、適當に説明すれば、平

凡人にも理解出来ないことではないであろう。そして社會の下層階級のものでこれらの眞理を會得した者は、何れも、彼が遭遇するかも知れぬ困窮を一層忍耐して忍ぶようになり、自分が貧困だからと云つて政府や社會の上流階級に不満や焦躁を感ずることを減じ、凡ゆる場合に反抗や騷擾に出ることが少くなり、そして、公共の施設か私的慈善の手から扶助を受ければ、これを一層の感謝を以て受け、一層正しくその價値を認めることは、明かである。

これの知識が漸次により、一般的に周知されるならば（それは相互の意見交換の當然の結果として時を経れば不可能ではないと思われるが）、下層階級の人民は全體として、もつと平和的に秩序的になり、凶作の時にも騷擾的行動に出ることが少くなり、そして、勞働の價格と一家を養う手段とが革命と如何に關係のないものであるかを知つて、煽動的な出版物に迷わされることも常に少くなるであろう。これらの眞理を知るだけでは、結婚に關する貧民の慎慮的習慣に何らかの著しい變化を生ずるに足る程の働きはないとしても、而もなお、政治的見地からして、彼らの行爲には極めて有益な効果を及ぼすであろう。そして疑いもなく、かかる結果のうちその最も貴重なもの一つは、社會の上流及び中流階級がその結果として革命的過激行動を憂えることなくその政治を漸次に改善する力を得るに至るといふことであり、この革命的過激行動の恐怖こそは、今日ヨオロッパから、嘗てその實行可能なることを經驗した程度の自由と、久しく享受して來たその健全な結果をさえ、

奪い去らうとしているのである。

1) 私は既成の權威に對する不満の一切の不當の論據を除去すれば、人民は實際達成し得る利益に無神経になり無關心になるとは、信ずることが出来ない。市民的自由の福祉は極めて大なるものであるから、これを望ましいものとするために偽りの粉飾の助けを必要とすることは確かにあり得ない。下層階級の人民が、治癒しようという病よりも、抵抗療法を一般に遙かに悪いものたらしめるような、幻想的約束以外によつては、その權利の主張を決して鼓舞され得ないと考えるのは、遺憾なことである。

現在の社會状態と過去の社會状態とを比較して觀察するに、私は確かに眞の原因に對しては殆んど全く無智であるという不斷の事情があつてすら、人口原理から生ずる害悪は増加よりは寧ろ減少して來ている、と云わなければならぬ。そして若し吾々が、この無智は漸次に消滅するであろうという希望をいだき得るとすれば、かかる害悪は更に一層減少するものと期待するものは、不合理とは思われない。絶對的人口の増加は云うまでもなく生ずるのであるが、これは明かにこの期待を殆んど弱める傾向はないであろう。蓋し一切は人口と食物との相對的比率に依存するのであり、絶對的人口に依存するものではないからである。本書の前の部分で、最少の人口をもつ國が屢々人口原理の結果に最も悩んでいることが、わかつた。そしてヨオロッパ全體をとつて見れば、前世紀の方がその前の世紀よりも、缺乏から生ずる飢饉と疾病が少ししか起つていないことは、殆んど疑い得ないところである。

従つて、全體として云えば、人口原理から生ずる害悪の緩和に關する吾々の將來の豫想は、満足出来るほど明るいものではないかも知れぬが、しかし全然意氣消沈せしめるといふものでは決してなく、また、最近この問題に關し荒唐無稽な思想が行われるまでは合理的期待の對象となつていた、人類社會の漸次的な累進的な改善を決して排除するものでもないのである。人智の一切の最も高尚な努力、文明社會を蒙昧状態から區別する一切のことは、これを、財産と結婚に關する法律と各人をしてその境遇を改善するために努力させる見たところ偏狭な利己の原理に、負つてゐる。人口原理を嚴密に研究すれば、吾々は、この高さまで吾々が昇つて來た階梯を放棄してしまふことは決して出来ない、と結論せざるを得ないが、しかしそれだからと云つて、これは決して、吾々は同じ手段によつてもつと高く昇ることは出來まいといふことの、證據となるものではない。社會の構造は、その大綱に於いては、恐らく常に不變であろう。それは常に所有者階級と労働者階級から成ると信すべき凡ゆる理由があるが、しかしその各々の境遇と、その相互の比率とは、全體の調和と美とを大いに改善するように改變され得よう。自然科学の視野が日に日に擴大し、その限界は殆んどはてしなく擴大されているのに、道徳學及び政治學が極めて狹隘な限界内に跼蹐し、又は精々のところ、その力が極めて薄弱であり、唯一つの原因から生ずる人類の幸福に對する障害さえ除き得ないと考へるのは、まことに憂鬱なことであろう。しかし、これらの障害が本書の或る部分に於いて如何に

恐るべきものに見えようとも、その研究の一般的結果が、人類社會の改善を絶望の裡に拋棄させるが如きものでないことを、希望する。達成し得ると思われる部分的善は、一切の吾々の努力に値するものであり、吾々の活動を指導し吾々の豫想を鼓舞するに足るものである。そして、たとえ人類の徳性と幸福と自然科学上の発見の光輝ある行路と歩調を合せることは期待し得ないとしても、而も吾々が無力でない限り、人類の徳性と幸福とは少からず自然科学上の進歩によつて影響を蒙り、その成功を共にするであろうといふ希望を、安んじていざき得るであろう（譯註）。

〔譯註〕 この第四篇が取扱う社會の將來に關する自説の説述と極めて密接に關係するものとして、第一版の第十八章と第十九章との二章がある。この二章は第二版以後では全部削除されてしまつたけれども、しかしそれがこの二章に含まれた意見の撤回ではないことは、『第二版序言』に記すところによつて明らかである。その全文は次の如くである。

『第十八章』

『生活の困難から絶えざる困窮が人間を壓迫してゐると考へることより生ずる人生觀は、地上に於ける可完全化性には合理的に殆んど期待し得ないことを示して、強くその希望を將來に向けさせるように思われる。そして吾々が検討し來つた自然の法則の作用からして、人間は必然的に、この世を以て、在來屢々考へられた如くに、優れた幸福の状態に對する準備階梯たる、試煉の状態であり、道徳の修練場であると、觀じたくならざるを得ないように思われる。しかし私が、地上に於ける人間の地位に關して、吾々が周圍

第四篇 第十四章 社會の將來の改良に關する吾々の合理的期待に就いて

に観る各種の自然現象にもつとよく一致し、且つ神の能力と恩寵と先見とに關する吾々の觀念にもつとよく合致するように思われる、いささか異なる見解を述べようとしたとしても、これを許して戴きたいと思ふ。

「若し吾々が、吾々自身の悟性につき適度の疑念を懐きながら、且つ吾々の見る凡ゆるものを理解する力が吾々にないことを正當に感得して、進むならば、若し吾々が、如何なる光明をも感謝を以て迎え、光明が何も見えぬ時には暗黒は内部から發するものであつて、外部から發するものではないと考へ、「天が地上高くにある如く」「我が心よりも高き心」をもつ神の優れたる睿智に謙虚な尊敬を以て頼ずるのであるならば、

「神の道を人に示さん」

と努めるのは、人間精神の無用な發揮であるとは考へることは出来ない。

「しかしながら、「全能の神を餘すなく極めん」とする吾々の一切の微力な企てに於いては、自然から自然の神へと推理して、神から自然へと推理しないことが、絶対に必要であると思われる。或る事物をそれがあるままに説明しようとは努めず、それが何故にそれ以外のものでないかと問う氣になるや否や、吾々は止まるところを知らなくなり、最も粗大な最も子供らしい矛盾に陥るに至り、神の道の知識に於ける一切の進歩は必ずや停止せざるを得ず、そしてこの研究は人間精神の啓蒙的發揮でさえなくなるであらう。神の無限の力とは極めて廣大にして不可知な觀念であり、従つて人間の精神はこれを考へて必然的に當惑せざるを得ぬ。吾々は時に神の屬性について粗野な子供らしい觀念を作るのであるが、かかる觀念を以て吾々は、一切苦痛や不完全のない、一切善と智に於いて優越し、且つ無限の空間に點の如くに無数にある、幾千萬の存在を、發生せしめることが出来る、と想像し勝ちである。しかし吾々がかかる無益放漫な空想から轉じて、そこに於いてのみ神のあるがままの姿を讀了し得る自然の教科書に眼を向けるならば、有情

の人類が、見たところ多數の物質片より生じて來、この世の長い又時には苦しみの多い行程を辿り、而もその多くはその行程の終る前に、或るより優れた状態にそれが適することを示すと思われる如き高い性質と能力を獲得しながら、絶えず連続しているのを見るのである。然らば、神の無限の能力に關する吾々の粗野な子供らしい觀念は、吾々が現實にその存在していることを見る事實を考察して、これを是正すべきではなからうか。吾々はその創造による以外に創造者を判斷し得るであらうか。そして神の善意を低めることによつて、その力を高めようとするのでない限り、大創造主と雖も、如何に全能にしる、神の高い目的に合すべき高尚な精神を有つ生物を作るためには、一定の過程が必要であり、一定の時（又は少くとも吾々には時と見えるもの）が必要なのではなからうか。

「試煉の状態とは、幼年期に於ける人間の外貌とは一致しない、豫め形成された存在を意味するように思われ、そして吾々が最高の神について懐いている觀念とは相容れない疑惑か豫知の不足かのようなものを指示することになる。従つて私は、前に註の中で暗示した如くに、世界とこの世とを以て、試煉のためではなく精神の創造と形成のための神の偉大なる過程と考へ、活力なき混沌たる物質を精神に覺醒し、地上の塵を靈に淨化し、泥の塊から大氣の閃光を抽出するために、必要な過程と考へたい。そして問題をかくの如く考へるならば、人間が一生を通じて受ける各種の印象と刺戟とは、神の創造の手が、一般法則によつて働き、遲鈍な存在を神性の觸手によつて優秀なる享樂の能力へと覺醒せしめているものと、考へることが出来る。人間の原罪とは、人間の生れたままの状態と云い得る混沌たる物質の無感覺腐敗の状態のことなのである。」

「精神は物質とは違つたものであるか、またはその一層繊細な形態に過ぎぬかという問題に立入るのは、何の役にも立ち得ないであらう。要するにこの問題は恐らく單に言葉の問題であらう。精神は、物質から

成ろうとその他のものから成ろうと、やはり本質的に精神である。吾々は靈と肉體とが最も密接に結合していることを經驗上知っているのであり、そして凡ゆる現象は兩者が子供の時から一緒に生長することを示している。完全な完成された精神が凡ゆる子供にあるのであり、唯それは最初の二十歳位まではそれを容れている器官が弱體であるか愚鈍であるためにその作用が阻害されているのであると考へるのは、殆んど當てにらぬ假定である。神は肉體と共に精神の創造者であることは何人も同意するところであり、且つ兩者は同時に形成され發達して行くと思われ、神は常に物質からの精神の形成に當つていて、自然の諸現象と矛盾しないことがわかつたとしても、それは理性とも啓示とも矛盾するものではあり得ないことがわかる。たしかに神のこの仕事は、神の最高の屬性に値するものである。

一「精神の性質について吾々が有つ僅かな經驗から見ても、吾々を圍繞する諸現象と人生の各種の事柄とが、これを研究して見ると特にこの大目的を促進するもの如く思われるならば、なかななくこの假定によれば、不平等が餘りにも屢々自然の神に對する不平の題目として人生の凹凸と不平等とを吾々が説明し得るならば、地上に於ける人間の狀態に關するこの見解は當てにらぬものとは思われないのである。」「精神の第一の大覺醒者は肉體の欲求であると思われ。これが、幼兒の頭腦を知覺ある活動に導く最初の刺戟である。そして人間の本來の物質は極めて遲鈍であつて、特殊の刺戟の働きによつて同等に有力な他の欲求が發生しない限り、最初に覺醒された活動を續けるために、それ以後に於いてすらかかる刺戟は必要であると思われる。蒙昧人は、飢餓の渴望または寒冷の苦痛によつてその無感覺から呼び醒まされぬ限り、永久に樹下に惰眠を食つて居るのである。そして食物を手に入れ小屋を作つてかかる害悪を避けようとする努力は、本來ならば怠惰な不活動の裡に沈んで居る管の能力を形成し活動を續けさせる課程な

のである。人類精神の構成に關して經驗が教える一切によつて見るに、肉體の欲求から生ずるかかかる努力の刺戟が人類大衆からなくなるならば、彼らは閑暇を有して學者の地位に上ると考へるよりも、刺戟が不足して獸類の水準に下ると考へる方が理由が多いのである。自生的生産物の恵みが最も豊かな國に於いて、住民は知識の鋭敏の點で最も優れていることはないであらう。必要は發明の母と云われているが、これは誠に尤もなことである。人類精神の最も崇高な努力の或るものは、肉體の欲求を滿なさんとする必要によつて働かされたものである。欲求は屢々詩人の想像力に翼を與え、歴史家に高潮期を作り出し、學者の研究に鋭敏性を加えたのであり、かくて、現在知識や社會的同情の各種の刺戟によつて進歩を遂げたために、肉體的刺戟がなくなつても無爲に暮すことを望まなくなつた人は、疑いもなく多數あるけれども、しかしかかる刺戟が人類大衆からなくなるならば、必ずや將來の進歩の一切の萌芽を破壊する一般的致命的無感覺を生ずべきことは、殆んど疑い得ないのである。

「1) 私は、本書の第二部というふうな形で、この問題をかなり論じて見る積りであつた。特別の事に長い間妨げられて居るので、少くとも今のところこの希望は拋棄せざるを得ない。従つて私は今は、私が展開した一般的思想に有利と私に思われる主たる事情の若干の梗概を述べるに止めることとする。」「ロックは、快樂の追及よりも寧ろ苦痛を避ける努力が人生に於ける活動の大きな刺戟であり、また特定の快樂を眺めた場合、それを長いこと考へていたためにそれを得ないことが苦痛や不安の感覺となるということがない限り、吾々はこれを得んとする行動には出ないであらう、と云つて居るように記憶する。惡を避け善を追及するのは人間の大きな義務であり職責であると思われ。そしてこの世界はこの種の最も不斷の努力に特に好機會を與えるようになって居ることがわかる。そして精神が形成されるのは、この努力によりこの刺戟によるのである。若しロックの考へが正しく、またそれが正しいと考へるべき大きな